

得ると思いません。

(MSA交渉の中間報告) (外務委 一九号 一・二・三頁参照)

○岡崎国務大臣

……MSAの交渉経過につきましては、この前八月六日に本院の本会議で報告をいたし

ましたが、その後約一箇月足らずの間でありますから、会談は四回開いたにとどまつております。但し、その間におきましてもいろいろ非公式な意見の交換等は行つて来ております。またその間に、アメリカ側の首席の委員が転任のために交代いたしましたので、こんなようなこともあつて、まだ非常に進捗してゐるというところには行つておりません。しかし、たとえば例をとつて申しますと、将来援助を受けた場合に、援助物資の差押え免除とか、あるいは免税というような条項につきましては、双方の意見が一致いたしました。協定文についても大体合意を見ております。そこで、この前八月六日の報告の中では、まだ話し合いがきまつていないという問題として、顧問団の性格とその取扱いぶり、それから、相互安全保障法の五百十一条の(a)項にある各項目をどういうふうに取り扱うかという点、それから、MSAの援助と日本の経済との関連性をどういうふうにいたすかという点が、話し合いのおもなる問題点として申し上げたのであります。すが、こういう点について、この四回の会合においてもさらに突き進んで両方の話し合いを進めて来ております。

第一に、顧問団の問題は、MSAを受けておる国ではほとんど一致したような一種の取扱いぶりがきま

つてあるのでありますから、あまり問題はないとも言えるのでありますが、ただ日本としては、日米安全保障条約によりまして在日米軍というものがありません。この在日米軍の地位と申しますか、これと、新しくMSAの顧問団というものとを、どういうふうな関係に置くかという点が、一つほかの国にあまりない問題でありますので、この点についていろいろ確かめてみなければならぬ事情もあります。アメリカ側でも、日本の意向については本国政府に請訓するようなこともありますので、まだ結論には行つておりませんが、話し合いの筋は、要するにこういう点にあるのであります。

それから第二の五百十一条の(a)項の問題につきましては、これはどこの国でもみな(a)項の六項目というものを書き上げまして、この条件を受諾するということをいたしております。もつともその書き方には、大体多くの国は六項目をそのまま写し取つたようにして、そうしてこれに対する受諾を表明しておりますが、一、二の国は、六項目をみなごちゃ／＼とまぜて一つの条文にしておるものもあります。形はいろいろありますけれども、どの国もこれを入れておりますから、この点も別に日本側としては原則上は問題がないわけでありませぬ。ただ、この前の国会におきましてもいろいろと論議がありました。この外務委員会で種々の意見を述べたになりましたが、その一つは、こういう義務を受諾する場合には、日本の憲法に違反する結果になりはしないかという御意見があつたと記憶しております。そこでわれ／＼としましても、かかる御意見は十分尊重いたしまして、憲法に違反しない範囲内の、これは条件の受諾であるということ



を何らかの形で明らかにする必要はないかどうか、こういう点が主として話合いの中心になつております。もちろんアメリカ側としましては、日本側の憲法違反等を起すようなことを考えているわけじゃないのでありますけれども、協定なりあるいは附属書なり、あるいは議事録等でこの点を念を押す必要はないかどうか、またかりに、はつきりさせようとするれば、どういう表現を用いればよろしいのであろうかという点が話合いの中心であります。……

最後に、これは私の直接の担当の問題ではありませんが、防衛計画と申しますか防備計画と申しますか、そういうものと協定との関連であります。これは前にもちよつと申し上げましたように、アメリカ側としては日本のこういう計画の決定に何らくちばしを入れない、こういう計画の決定なりあるいはその大要なりは、一に日本政府のきめるところであるということをお願いして御承知の通りであります。そこでこういうものができておりますれば、もちろん協定の交渉におきまして非常に役に立ち、話合いがはつきりするということはもちろんでありますけれども、しかし前に申した通り、これは交渉自体から言いますれば、必ずしも必須の要件であつてこれがなければできないという趣旨のものではない、こう私は考えております。この点につきましては所管が違いますので、私からいろいろ申し上げるよりは保安庁長官からお話を申し上げた方が適當であろうと考えておりますが、ただそれだけのことを申し上げておきます。要するに経済界のいろいろの希望を聞きますと、やはりできるだけ日本の経済に寄与するようにこの話

合いを進めてくれということではありますが、これはM S Aの規定等をあまりよく研究しないで、何か直接に日本の経済に潤いのあるような援助が来るような期待を持つている向きもあるようでありますが、それは先ほども申したように間接にはありません。もちろん非常にあらうと思ひますが、直接にはM S A自体からは来にくいのではないかと、こう私は考えております。……

(保安隊の性格・自衛のための戦力) (外務委 二九号 六・七頁参照)

○佐々木(盛)委員 ……今度のM S Aなるものが自由主義国家陣営の集団安全ないし個別的な安全、こういう立場に立つものであることはさきわめて明確なことでありますから、従つて日本の増強すべき自衛力というものが、外敵に対して備えなければならぬということは申すまでもありません。しかれば日本に外敵に對抗すべき自衛力が、一体いずれにありやという問題であります。従来の政府の説明によりますと、外敵に対しては駐留軍がこれに当るので、保安隊は国内の警察の予備行為をするのである、補助行為をするのである、こういうような説明であつたわけでありますが、私は今日の世界の大勢をながめても、あるいは日本の置かれております今日の国情を考えましても、もはやそういう段階ではなくして、そうして保安隊そのものが外敵にも直接当らなければならぬということまで来ておると思ひます。従つてこの点を一体当局はどういうふうにお考えになつておるか、もしこの保安隊をして外敵の直接侵略に対して對抗するものであるとするならば、当然保安庁法の改正という問題が生れて来なければなりません。私はこの際率直



に保安庁法を改正して、そうして国土防衛の新しい光榮ある任務を負わすということの方が、さらに妥当ではなからうか、こういうふうにも考えるわけであります。従つて外敵に対する防衛という新しい性格をこの保安隊に負わせる、そういうふうに改組して行くということに対する政府の見解はいかがなものでありますか。

○木村国務大臣 ……もとより保安隊はその性格、任務から申しまして、保安庁法第四条に明記されております。つまり、日本の平和と秩序を維持するために設けられたるものであります。これが主たる任務であることは、もとより論をまたないところであります。しかし駐留軍の一部部隊の引揚げというようなことになるまで、その方面の分担を保安隊が受持つということになりますと、今言う性格、任務の変更の問題が生じて来るのであります。従いまして私は率直に申し上げますと、保安隊の性格、任務の変更の必要上、保安庁法の改正はすべきものであるという、これは保安庁長官木村としての考えは、率直に申し上げたいのであります。しかしその時期等につきましては、ただいま適当な時期を考慮いたしてあります。少くともそういう方針のもとに、研究は進めておるのであります。

○佐々木(盛)委員 日本の国内的あるいは対外的な防衛の責任を担当せられております木村長官としては、もとより当然な発言であらうと思ひます。従つて、すみやかに保安隊なるものに新しい国土防衛の任務を附加するということは、当然必要なことである。しかもそれはMSAとの交渉にも関連して、そう将来

の研究に属すべきものではなく、私はこれは早急に差迫つた問題であるというように考えるわけでありませんが、その時期等につきましては、あるいは明年度からというような差迫つた問題として、当局はおとりになつていないのかどうか。その辺の点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○木村国務大臣 それはなるべく早い時期において改正をいたしたい、私はこう考えております。

○佐々木(盛)委員 そうなつて参りますと、保安隊なるものの性格がかわつて参りますと、名称というふうなものについても、従つて政府は十分考慮されておるのではなからうか。国内の治安維持というふうな、警察の補助部隊的な性格ではなくして、むしろ外敵に対して光榮ある祖国を防衛するのだというような性格を明瞭にする点から、あるいは自衛軍であるとか、あるいは防衛軍であるとか、そういうふうな性格までも形の上において明らかにして行くというふうなお考えはないでしょうか。

○木村国務大臣 保安隊の性格問題に関連いたすのであります。保安隊が全然外敵の侵入に対してだけ対処するという考えは持つておりません。やはり主たる主務は、国内の平和と秩序を維持し、同時に外敵の侵入があつた場合においても、これに対処して行くことにすべきものであらうと私は考えております。そこでこの名称いかなの問題を今質問になりましたが、私は名称は保安隊であつてもいいのじやないかと考えております。しかし保安隊員の気持も考えてやらなければなりません。また世間のこれに対する考え方もありましようから、それについては、私はあえて保安隊という名称を固守するものではありません。



んが、そういうふうなものをにらみ合せまして、ゆつくりと研究いたしたい、こう考えております。

○佐々木(盛)委員 ……自衛の目的のためであつたならば、憲法第九条においてわれ／＼は禁止されておると考えます戦力を持つてもかまわないという説をなす人々があります。これを最も端的に代表してあります政党は、申すまでもなく改進黨であります。ところで私たちは、やはり簡単にこういう改進黨の説に賛同することはできないという立場をとつております。もしも改進黨の説のごとき考え方もつてするならば、自衛の目的のためならば、これほど大きな軍隊を持ち、どのように大きな戦力を持つてもかまわないということになりますと、憲法というものは、あつてなきがごとき空文化してしまふわけであります。一体世界のいずれの軍隊に、建軍の目標として、侵略することを目的とした軍隊があるではありませんか。いずれも自衛のためであることは当然であります。自衛のためであると言いながら、それが往々にして侵略のために使われたという苦い経験から考えまして、われ／＼はあくまでも憲法の戦力の規定というものは、守りたいという考え方を持つておるわけでありす。これに対して政府はどういうふうな考え方をもちになつておるか。おそらくは従前の考え方とかわりはないと思ひますが、この際、こういう新しい説も生れているし、また現行憲法の範囲内においても、どん／＼軍隊をつくつてもいいという考え方もあるようでありすから、当局の方針を明確にされたいと思ひます。

○木村國務大臣 最近、自衛のためであるならば戦力を持つてもさしつかえないという説もあるわけでありす。しかしこの議論は何も今新しい問題ではありません。われ／＼の尊敬する先輩佐々木惣一博士その他彼ら学徒一派が、この説を早くからとつておるのであります。また私の友人でありますが、高柳賢三君のごときは、この憲法の条文はマニフェストウの性格を帯びたものであつて、そんなものは意味がないというような極論まで言う人もあります。すなわちこれらの人の議論によれば、自衛のためならば何も戦力を持つたつていいじやないかという議論であります。私は議論として前に傾聴に値すると申しましたが、これは一つの議論として聞くに値すると今でも考えております。しかしながら常に傾聴に値するということと、その意見に賛成であるということとは、これは別の問題であります。政府としては終始一貫、自衛のためであつても、戦力は保持し得ないのであるということ、繰返し繰返し申しておるのであります。その論拠については私は今詳しく申しませんが、この主張は今も政府としては何らかえるところはな、い、こう考えております。

○佐々木(盛)委員 ……戦力に至らない範囲の人員、装備というものならば、それをたとい自衛軍という名において呼ぼうと、あるいは保安隊という名において呼ぼうと、そういう人員や装備、防衛力を持つことは、決して憲法九条に違反するものではない、あくまでも合憲の範囲内においてできるのだ、こういうことを前にも岡崎外務大臣も申したことがありましたが、この点につきましてもう一回明快に——その後の説があるいは後退したと見られる節もないわけではないのでありますから、明確にしていただきたいと



思います。

○木村国務大臣 ……憲法第九条第一項の規定はつづめて申しますと、要するに侵略戦争のようなことを再び繰返すことを不可能ならしむる趣旨であります。しかしこの規定によつて自衛権を否定されたわけでも何でもありません。独立国家である以上は、自衛権を持つのは当然であります。われ／＼がいわゆる正当防衛権を持つと同じことでもあります。平和条約第三章におきましても、明らかに自衛権は認めております。また国連憲章第五十一条においても、個別的自衛権は認めておるのであります。これは私は憲法以前の問題であらうと思ひます。憲法第九条第一項によつて決して自衛権を否定したものではないと確信して疑ひません。従ひまして、戦力に至らない程度において国家が自衛権を持ち得るといふことは、これは当然の事理であらうと私は考へております。

○佐々木(盛)委員 次に、一体国力とにらみ合せて日本の防衛計画を立てるといふことではありませんが、当局といたしましては一体どれぐらいを最高の限度として持ちたいといふお考えを持つておるものであるか。またわれ／＼がMSAの受諾に伴つて防衛力を増強するといふことは、当然米軍の将来の引揚げといふことを予想の上に置いてのことではありますが、どれぐらいのところまで行けばアメリカ軍に引揚げてもらつてもさしつかえない段階にまで来るのか。一体本質からいつて、自分の国を自分で守らなければならぬことは当然のことでありませうから、どういふ程度まで日本の防衛力を引上げて行こうといふようなお考

えを、長官はお持ちになつておるか、この点を私は伺つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 ……アメリカ駐留軍の引揚げについてであります。アメリカ駐留軍といふものは大きな一つの組織であります。海軍もあれば空軍もある。地上部隊もあるのであります。これに全部引揚げられて、これにかわるべきものを日本で持つといふのはとんでもないことでもあります。とうてい許すことはできない。そんなことは不可能であらうと私は考へます。それでアメリカでも考へておることは、いわゆる日本における地上部隊のことでもあります。それがこの地上部隊が幾らあるかといふことは、アメリカ軍の機密に属することでありませうから、われ／＼多少の想像はできますけれども、これは厳密なことはわかりません。また申し上げることはできないのであります。それも一時に全部引揚げられて日本がどうなるかといふことになりませうと、その手当はなか／＼むずかしいのであります。そこでアメリカ地上部隊がさしあたりどれぐらい引揚げられることを希望するか、それに反対して保安隊はその手当をどうすべきかといふことになるのであります。それらの計算なりがなか／＼むずかしいのでありまして、今私は大いにその点についてくふうを凝らし、研究中であります。何万をふやせばそれによいかといふことの正確なる目途は、ただいまのところ立つておりません。

(MSA援助と自衛力漸増義務) (外務委 二九号 九・一〇・一一頁参照)

○並木委員 ……たとえばついでこの間まで岡崎大臣は、MSA受諾に伴う軍事的義務としては、安保条約



に負うところの義務にとどまるのであつて、すなわち施設の提供あるいは労務の提供、そういうような点だけでよろしい。直接防衛に当るような保安隊の増強、そういうものは必要ない。こういうような答弁をされておつたのでありますけれども、これはどういう関係で、このたびは新しい義務として起つて来たのでありますか。前からそういうことがわかつておつたのかどうか。私たちは口をすつぱくするほど大臣には、この点を前国会において忠告申し上げたつもりであります。その都度大臣は言を左右にしておつたのですけれども、一箇月足らずの間に、これが新しい義務となつて現われた。安保条約にいわれておるところの自衛力漸増の期待は、もはや期待の程度を越えて、新しい義務に進んで来たという原因はどこにあるのですか、まずお尋ねしたいと思います。

**○岡崎国務大臣** 私は答弁は、これは速記にあるからあとで調べて申し上げてもいいですが、私が軍事的義務と言うのは、要するに五百十一条の第三番目にある言葉であります。これについては、安全保障条約によつて日本がすでに負つておる義務で十分である。こういうことは申しましたが、それ以外に五百十一条の六項目の義務は負うことになるのであつて、これは新しく日本の負う義務であるということは、国会において申しております。別にかわつておりません。これは速記録をごらんになればわかります。

**○並木委員** 私はそれはおかしいと思うのです。前には、安保条約にいわれておるところの自衛力漸増ということは、これは大臣は期待はやはり期待である、義務ではございませんというふうに答弁しておつたのです。ところがきょうの先ほどの答弁ですと、新しい義務が出て来た。私はそうおつたのですけれども、安保条約にいうところの自衛力漸増はもはや義務になつた、こういうふうには了解していいのですか。義務になつたのじやないのですか。

**○岡崎国務大臣** あなたの御質問は二つの問題を混同していると思います。五百十一条の第三番目、(c)項といいますが、第三項といいますが、そこには軍事的義務を負担するということがあります。その軍事的義務というのは何であるかといいますが、これは安保条約によつて日本がすでに負つておる軍事的義務である。それ以上には出ないのである。そして五百十一条の六項目といふのは、いろいろのことを規定しております。これは私は、MSAを受ける以上は、この六項目は受諾すべき条件であるということは申しております。その中には防衛力をふやして行く——もとよりこれは経済上、政治上いろいろの制約はありますが、ふやして行くという義務もあるのである。こういうことは申しております。従つて安全保障条約の前文では期待であるが、今度MSAを受けるとすれば、そういうことが義務になる。義務になるが、その態様等は、これは日本政府がきめるので、いつとれだけやるかということとは別にないので、ただ一般的に政治上、経済上さしつかえのない範囲内で防衛力を増強する、こういう義務であります。

**○並木委員** 私が聞きたいのは、安保条約の自衛力漸増というもののこの期待は、もはや義務である。こういうことがはつきりして来たと思うのですけれども、それはそういうふうには了解してよろしゅうござい



ますか。

○岡崎国務大臣 MSAを受諾するということがまみりますれば、そういうふうになると思いますが。

○並木委員 その点は、私はどうしても指摘しておかなければならないと思うのです。大臣は、自衛力の漸増というものは、あくまで期待は期待である、こういうふうには言い抜けておられた。それが今日のいつの間にか期待が義務にかわつて来たということは、これは大きな変化です。ですから私は、大臣がわれわれに何ゆえにそういう変化が生じたということを説明されないのだろうか、ふしぎに思うのでありますから、どうかひとつ、なぜこの一箇月の間にそういう変化を生じたか、その事情を示してもらいたい。

○岡崎国務大臣 これは先ほどから申しますように、MSAを受けるとすれば、そういうことが義務になるということは、前の国会においてはつきり申しておりませんから、速記録をごらんになればわかると思います。要するにMSAを受けない場合においては、安全保障条約の前文の期待ということであり、今度受けるということになれば、これによつて新しい義務があるわけであります。ただ、いつも繰返しますが、その義務なるものは経済的、政治的いろ／＼な制約によつて、日本政府がどういふふうにきめるかということによるのであつて、内容は別であります。

○並木委員 義務になつて参りますれば、当然それに伴つて防衛計画というものが出て来ると思いますが。大臣はMSAの受諾と防衛計画とは関係がございません、無関係ですということに従来答弁してありま

す。今の答弁ですと、当然これはMSAの受諾に伴つて自衛力漸増の——防衛計画という言葉を使ふのは大臣は初めて使われましたが、その防衛計画というものが必要になつて来ると思ふのです。そうでなければ、先ほどの大臣の報告にもありましたように、これからのくらいの額が来るとか、それからどういふ形に持つて行くとか、具体的の計算は出て来ないと思ふのです。そこで私は防衛計画というものが当然必要であるということをごく前から言つておつた関係上、大臣に今日はつきりしていただきたいのですけれども、なお今日でも大臣はMSAと防衛計画、防衛計画とは別個のものである、必ずしもこれは出さないでいいのだ、こういうお考えなのかどうか。また一日の午後の外務省記者団との会見で、大臣は必要ならば防衛計画を出してもよろしいというふうに答弁をされております。これは新聞の記事であります。しからばその必要ならということとは、どういふ必要の場合に防衛計画を提出されるのか。その辺のところをひとつ詳しく説明していただきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ……MSA交渉については防衛計画なるものは必須の要件ではないと申したと記憶してあります。先ほど申したように、それはあればあるに越したことはない、しかしそういうことは日本政府のきめるものであるから、そういうものがない場合にはないような交渉をいたすのであります。そこでこの間新聞会見で申したことは、並木君のおつしやるのとは少し違ひまして、日本政府において防衛計画等が決定しておれば、これをアメリカ側に示さない理由はない。国民にも示すがよろう、アメリカ側にも



示すがよろう、こういうことを申ししたのであります。

○並木委員 ……防衛計画、保安隊の増員計画をせつかく目下検討中であるという答弁がありました。それはM S Aとは全然関係がないのですか。私はこの際両大臣の答弁が違ふことを感ずるのであります。前にM S Aを受けることになりましたれば、当然防衛計画も必要にならう、こういうことを木村長官は答弁されておるはず。そこでお尋ねするのですが、その点いかがですか。

○木村国務大臣 ……保安庁といたしましては、M S Aに関係なく、防衛計画というものは立てなければならぬと考えております。その見地からわれ／＼はいろ／＼な面から検討いたしました。ただいま防衛計画の研究中であるのであります。そこでM S A援助に基いて、これが今岡崎大臣の申されたごとく、アメリカ側に提出の必要あるとするならば、喜んでわれ／＼は独自の見解に基いた防衛計画を提出したい、こう考えております。

○並木委員 岡崎大臣は防衛計画ができていなければ提出する必要があるだろう。木村長官は提出する必要があるならば防衛計画をつくつて出すであろう。この間の答弁がしつくり行つてないと思うのです。実際防衛計画は提出する必要があるのですか、ないのですか。その点をお尋ねします。

○岡崎国務大臣 ……日本の防衛力の増大の時期とか態様とかいうものは、日本政府がきめるものだというのでありますから、これは単なるりくつ議論であります。かりにことしは何もないという場合には、そのないという前提のもとにM S Aの交渉をいたすよりいたし方がない、あればあるに越したことはありませんが、私の申すのは必須の要件ではない、こういうことを申しております。

○並木委員 防衛計画がなくて、どうして義務となつて来た自衛力の漸増ということを示すことができるか。また防衛計画なくして、どうして向うでM S Aの金額なんかを査定することができるでしょうか。どういうふうにしてやりますか。

○岡崎国務大臣 つまり日本ではたとえばM S Aの五百十一条の四項なり五項なりにあるように、自衛力を増強するということをいたしますけれども、これは時期とか態様とかは日本政府がきめるのだから、今年はそのうことはないのだということになる場合もあり得るのであります。だからなければどうしてもだめだというりくつにはならぬと思ひます。また實際上これは一つの議論だけですけれども、今の保安隊なり海上警備隊なりの自体としても必要なものはまだ私はあるかと思つておりますから、現状におきましてもやはり援助は必要じやないか、こういうふうと思つております。

○並木委員 たとえば先ほどの報告の中に、義務を受諾するに伴つて、憲法に違反をすることがないように憲法の範囲内で条件を受ける、こういうことを今政府としては考えて話合ひ中である、そしてこれが今の一つの中心点であるという答弁であつたのです。そうすると、私いろいろ考えてたのですけれども、政府の戦力解釈、これは戦力に至らざるものは憲法に抵触しないのだというし、海外へは出兵しないのだ、これ



は政府の方針で定めることで、しないのだという。その他いわゆる憲法に抵触するような条項というものは、とつさの場合には私には浮かんで来ないのであります。そこでお尋ねしますけれども、MSA援助受諾に伴う憲法違反のおそれのある項目には、どういふようなことがあるのですか、……

○岡崎国務大臣 ……憲法に違反する意思なし、協定をつくる上において、形式的にも実質的にも憲法に違反するようなものはありませんと申し上げたのであります。それからまた、憲法に違反するかどうかということは、日本政府が決定する問題であるから、協定の中でアメリカに保証してもらふようなことはおかしいということも申しておるのであります。しかしながら、この前の国会の質問の中には、たくさんそういう点がありました、はつきり憲法に抵触しないようにしておく必要があるのじやないかという御議論が非常にありました。御議論があるところを見ると、私がそう思つても、国民の代表である国会の多くの人が、それはそうじやない、憲法に抵触しないようなことにははつきりしておく方がいいのだという御議論があれば、自然それが国民の多数の考え方であるとも想像されますから、そこで私自身としては特に必要とも思いませんけれども、入れたつてちつともさしつかえないのでありますから、そういう点で憲法に抵触しないということをはつきりいたしました方がいいのじやないかと思つて話をしているのだというのが、先ほどの説明であります。従つて、私自身はそういう必要がないくらいに実は考へておるのでありますから、どこが抵触するということは、私はないのであります。そんなことがあれば、もちろん必要であるのであります。特にそういう点は、私としては考へられないのであります。

○並木委員 ……やはり例の憲法九条の解釈論から来ていると思う。そこで私の方の党では、先般、自衛戦力であるならば、憲法改正をしなくてもよろしいということをお内定したのでありますけれども、せつかくここまで、政府は改進黨の言うことに、一枚々衣を脱いで、ストリップのようになつて来たのですから、この際ついでに憲法の解釈も、改進黨の主張のように変更して行く意思はないかどうか、大臣にお尋ねしたい。

○岡崎国務大臣 私は憲法学者ではありませんから、またここに法務大臣もおられますから、はなはだ僭越であります。私の考えでは憲法第九条の第一項の点と、第二項には「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」と書いてありまして、その戦力というのを、どうも自衛の戦力なら別だというのは、少し解釈に無理があるのではないかと思ひます。これは私は憲法については、しろうとでありますから、別にオーソリテイをもつてお答えするわけではないのであります。

(保安隊の精神的基礎) (外務委 二九号 一六頁参照)

○岡田(勢)委員 ……それからもう一つ、今保安隊と称されておりますが、これはもう今の日本といたしましては、あるいはまた外国においても、アメリカにおいてもそう申しております通り、防衛力には違ひないのでございまして、この防衛力に対するところの訓練あるいは育成の問題を、木村長官が御心配にな



つておられぬはずはないと思うのであります。昨年の一月中でありましたか、初代の保安庁長官でありました吉田総理が越中島の本部を訪問されました初登庁の際に、君たちは国軍の基礎であるという激励演説をなさつたということをお聞きしております。剣道の達人でありますし、ことに国語については非常に御造詣の深い長官でありますから——防衛軍と申してさしつかえないと思うのでございますが、これらの保安隊の十数万の者の精神的訓練についてのお考えの基礎がないというはずはないと思つておられます。どうしてこれを警察的行動であるとか何とかいふことで、国民の代表機関である国会で堂々と発言せられておりますことは、一朝有事の際に国家が犠牲を要求いたします隊員といたしまして、それで精神的訓練ができて行くかどうか。私は魂の入つていない者が国家の危急存亡の際に出て行つて十分な任務が尽せるはずはないと思う。でありますので、この保安隊なる名称、あるいは軍隊でないという御発表は、その点から申しますれば、そういうことは早く改正せられまして、ほんとうの魂のこもつた防衛隊の教育というものがなされなかつたならば、一朝有事の際には支離滅裂になつて、逃げて帰つて、侵略軍に対して非常に醜態を演ずるといふ結果が出ることはこれは明らかであると思つておられます。でありますので、ただいまとしてのこの保安隊の精神的訓練の考え方並びに今後——憲法解釈問題はまた別でございますが、憲法を改正せなければならぬならぬとして、これを軍として、堂々と国家の防衛軍としての建前をはつきりなさるおつもりはないのでありますかどうか、その点について最後にお伺いしたい。

○木村国務大臣 私はその点について大分岡田君と見解を異にしております。一体保安隊の精神的基盤をどこに求めるかということが一つ問題になるのであります。ただ名称いかによつて精神が動揺するとは考えておりません。ただいまの保安隊員はよくその任務を自覚しております。われ／＼こそは日本の平和と秩序を維持する大任を持つていふのだ、一体一国に何が一番必要であるか、何よりも先に国内の平和と秩序を維持することが一番必要であるのだ、これなくして経済の発展も文化の興隆も何もないのだ、この大任を自分らで負つておるのだ、この自覚の伴う責任感が現在の保安隊の隊員の精神的基盤であります。このもとにおいて保安隊は育成され、またその任務を十分果してあります。近く例をとつてみますと、不幸にして北九州に災害があつた。あのとときの保安隊の活動ぶりを十分御認識を願いたい。彼らは身を挺して救難に當つておるのであります。身の危険を顧みずにやつてあります。これは昔の軍隊が一朝有事の際といふことと同じことなのであります。平時におきましてもさような災害のときには、みずからの危険を顧みずして、敢然としてその救助に當つておる。これはどういふ精神に基くか。やはりわれ／＼こそは日本の平和と秩序を維持する大任を持つておるといふ、その自覚のもとに、その責任においてやつておるのであります。決して御心配ありません。名のいかにかわからず、日本の保安隊はりつぱに育成されて行くと思つております。しかしここで考えさせられることは、先ほど申しました通り、この保安隊の任務、性格がこのままでもいいのかということが問題だと思つておられます。できるだけ早い機会においてこの保安隊の性



格の一部をつけ加えたい、これを私は考えております。いわゆる本来の任務は国内の平和と秩序を維持するにあるのであるが、一朝外敵の侵入があつた場合においても、これに対処し得るだけの任務と性格を持たせたい、これは私の考え方でありませう。そういったしますと、今岡田君の仰せになりましたように、不幸にして外国の暴徒が侵入して来た場合には、彼らは堂々とこれに當つて行けるのだということが一つ加わります。これは私も好ましいことだと考えております。その場合において、この保安隊の名称いかんの問題が起るのであります。先刻も申し上げましたように、これは保安隊員みずからの考え方、世間の考え方、いろいろな考え方がありませう。そのときまでにはわれ／＼はこの名称をどうかえて行くか、このままでもいいかということについてゆつくり検討いたしたい、こう考えております。

**(MSA援助と軍事協定)**

(外務委 二九号 一八・一九頁参照)

**○田中(稔)委員** ……日米相互防衛協定というものができません場合に、その成文の中に日本の経済及び国民生活の安定を先決条件とするというような文句を、ひとつはつきり挿入するために努力される御意思があるかどうか。またそういうことは可能であるかどうか、御所見を承りたいと思ひます。なおこの際申しておきますが、わが党としてはMSA援助を受けること自体にももちろん反対なのであります。私ども先ごろ日米通商航海条約が国会を通過いたしました、あの条約は日本を経済的にアメリカに隷属させるものであり、同時にMSA援助というものは、日本を軍事的にアメリカに隷属させるものだという見解から、根本

的に反対してあるのであります。しかし政府が、政府の責任において、MSA援助をお受けになつて、そしてこれが日本のためになるとおつしやるならば、ひとつ国民が非常に心配してありますから、そういう文句をこの協定の成文に挿入するために努力されたい。以上お尋ねしたいと思ひます。

**○岡崎國務大臣** ……経済の安定ということは、つまり先ほどから繰返して申しますように、防衛力を漸増することにおいては経済の安定ということを見無視してやるのではない。つまり日本の経済を破壊してまで防衛力を漸増するのではないという意味のことでありまして、これは何らかの形ですでもう書簡としてこちらから行つておりますし、先方からも政府の訓令として返事を得ておりますから、明らかになつてあるわけでありませうが、また何かの形で今度の協定でもその意向は明らかにしたいと考えております。

**○田中(稔)委員** ……私どもがMSAの交渉に反対するということ、政府がMSAは日本のためになるといつてその協定の成立に努力されることはまた別問題で、政府がそういう信念でおやりになるならば、ひとつこういうふうな文句を入れていただきたいという注文を私どもがお尋ねすることは矛盾はしないと思ひます。同様のことになりますけれども、MSAの援助を受けます場合に、援助を受ける資格として六項目があることは御承知の通りであります。これを全部見ますと、どれも非常に広汎な何か包括的な規定でありまして、たとえば具体的に申ししても、第四項目にも自国の人力資源、施設及び一般的経済状態が許す限り全面的寄与を行うこと、第五項目には自国の防衛力を増大させるために必要な一切の合理的



な措置をとること、こういう全面的とか一切のとかいうような非常に包括的な何でもできるように、また何でもしなければならぬ、そういう義務なのでありますが、私どもかねて心配しておるのはこの六項目がありますと、これは日本が自由諸国と共同して、やはり外地に出て戦うことも拒否できないという心配がある。また先ほどから戦力問題が問題になっておりましたが、私は現行憲法では戦力を保持できない、自衛のための戦力も保持できないという外務大臣の御解釈は、改進黨委員の御見解よりも、私は言葉だけについて言えばよいと思う。ただ問題は政府はそういうことを言いながら、実際は戦力を蓄積しておるところに問題があるのであります。そういう憲法の解釈については、政府の方がよいと思いますが、こういう協定の資格要件というものがこのまま実現いたしますと、こういうふうな点でいろいろ心配が起る。でありますからこれも私はM S Aの交渉に反対でありますけれども、政府がどうしてもこの協定をつくるために御努力なさるならば、この際協定の成文の中に、本協定を結んでも日本としては海外に出兵する義務は負わないのだ、また日本の現行憲法においては自衛のためといえども、戦力は保持できないということになつておるから、どういふことがあつても戦力は持たないのだとかいうようなことを、はつきりうたつていただきたいと思うのであります。そういうことは一体できるのでありますでしょうか、あるいはまたそういうことに御努力なさる御意思が外務大臣にありましようか。

## ○岡崎国務大臣

……この六項目の中にはどこにも海外に人を出すというふうな、そういう意味は一つも

書いてありません。また私が先ほど申しましたように、今あなたのおつしやつたような海外に人を出さぬとか、あるいは戦力は持たないとかということは、日本政府のきめることでありますから、特に協定の中に入れるような必要は私は認めていないのですが、しかし前々からのお話もありますから、何らかの形で、これはもちろん憲法の認める範囲内でやるのだということを、念を押しておくのも一つの考え方だと思ひまして、ただいま研究しております。

## ○田中(稔)委員

……憲法だけはいかぬ。やはりはつきり戦力は保持しないとか、あるいはまた出兵はしないというような具体的な文句をひとつ御挿入願いたいと思うのであります。実はそうなると、なかなか相手が頭を縦に振らないのじやないかと思うのであります。やはりここに問題があると思う。今出兵の心配はないとおつしやるけれども、第四項目なんか、これに基いて出兵を強要される危険は十分あると思う。

その次に申し上げておきたいのは、今いろいろお聞きしておりますと、自由党においても改進黨においても、外敵の直接侵略ということを平然とおつしやるのであります。私どもはどうもこういうことをあまり感じないのでありますが、外敵の直接侵略というのは一体どこの国の侵略をさしてあるのであります。ようか、外務大臣にお伺いいたします。

## ○岡崎国務大臣

……第一に戦力は持たないということをはつきり入れろ、こういうお話ですが、あなたのおつしやることはすでに矛盾してあるように思うのです。というのは、すぐ前に戦力は持たないと言葉



の上では言つておるが、實際は持つておるじやないか、こういう議論をされますと、この協定の中に戦力を持たないのだと言つたところで、何、ないしよで實際上やつておるじやないかという同じ議論が出て来るのでありますから、どうもあなたのおつしやることは矛盾のように思うのであります。書いてありさえすればわれ／＼もそう信ずるのだ、こうおつしやつていただければはなはだけつこうであります。

それからこの国がおつしやいますが、これはただいまのところわかりません。しかしわれ／＼は朝鮮の事態なども一つの参考として深く考慮をすべきものであらう、……

○田中(稔)委員 ……私どもはかねてアメリカは、日本から早く駐留軍の引揚げをやりたいという意向であると思はれておる。駐留軍という以上は、私どもは陸海空三軍すべて引揚げることを希望しておると思つておつたのであります。ところが木村保安庁長官によりますと、アメリカが引揚げるにしても、これは地上部隊のことである、というのは、日本側で今再軍備を——これは再軍備とあえて申しますが、再軍備をどん／＼進めて参りましたも、財政力の上からも地上部隊において駐留軍と交代し得るくらいであつて、とても海空兩軍を引受けることはできぬというふうなお話、それはなるほど今の日本の財政力からいへばそうだろうと思う。ところがそうなりませんと、結局どうなるかというわれ／＼は豊富な人的資源を地上部隊として提供する。そうして海空兩軍はアメリカにまかせる。しかもそれはもちろんばら／＼じやないと思ひますから、それが一つの統合参謀本部というふうなものに統括されるわけになりますと、私ども

もが最も憂えておるような形、結局日本がほんとうに足輕部隊みたいなものを提供して、アメリカのためになだ奔走するというようなことになるのじやないか。そうして基地の多くはやはり海軍に係り、空軍に係るものがほとんど圧倒的であつて、基地が依然として日本からなくならない。そうすると、先ほどお話もありましたが、反米感情というものがだん／＼強くなつて来る。私どもは何もアメリカに對して故意に敵対するわけではないのであるから、アメリカとの親善關係は、むしろわが党としてもまた別に考へるところがあるのであります。わが党の考へは、ほんとうの對等の立場に立つ日米の友好親善をそういうことのためにかえつて阻害する、こういう心配があるのであります。保安庁長官はひとつこの点につきまして、やはり陸海空軍は当分——当分といひましても、私は日本の財政力からすれば、なかなかこれは遠い／＼問題だと思ひますが、アメリカがおつて日本はただ地上部隊を提供するといふかどうで、日本の再軍備といひますか、防衛力というものが保持される形になる、こういうふうにおつて御認識になつておるかどうか、さらに御答弁を願ひたい。

○木村国務大臣 ただいま仰せになつた通りであります。私はただいまのアメリカ駐留軍のうち、地上部隊だけは引揚げることになるのじやないかと思つております。しかしこれがただちに引揚げられるかどうか、これは疑問であります。その場合において、日本といひましても、地上部隊だけは相當の手当をする必要があると考へております。海空については、これはなかく／＼容易にわれ／＼といひましてもはつ



くることはできません。遺憾ながらアメリカにたよるより方法がないのであります。アメリカにたよると言うことが日本自体のためであり、またアメリカ自体のためであり、世界平和のためであります。私は常に言うのでありますが、世界が全部軍備を撤廃いたしまして、ほんとうに平和が来ることを私は希望いたしております。それまでの間はやむを得ない処置であると私はみずからそう考えております。

(防衛力増強計画・MSAと憲法)

(外務委 二九号 二〇・二一・二二・二三頁参照)

○穂積委員 ……最初に岡崎外務大臣にお尋ねいたしますが、あなただけでなしに政府の関係閣僚は、前の国会におきまして、日本の防衛力増強をしないということをおつしやつたにかかわらず、最近になつて新聞の報道するところによりますと、あるいはまたきよりの夕刊におきまして、随所において増強計画があるということをお話になつておりましたが、つらくながめておりますと、大体八月八日ダレス、吉田さんの会見以来、この問題が逐次出て参りまして、そうして保安庁方面に増強案があるとか、あるいはまた吉田、緒方、小笠原、木村間において防衛計画の検討が始まつたとか、さらに八月二十八日に緒方さんが来年度において増強の計画があるといい、最近は九月一日に、これは外務省の御意見として発表になつておりますが、アメリカ側の見解として、MSAの援助の決定は日本の防衛計画に比例するということを外務省の意見として発表なさつておられます。従つて前の国会においては、防衛力を増強しないといひ、今日その計画があるということの変化については、まさにMSA交渉の具体化に伴つて、こちらの予

想しない要求がアメリカから出て、こういう結果になつたと見なければなりません。先ほど岡崎大臣は、これは必須の義務ではないと言われ、また計画はこちらがするのだということですが、計画は向うがつく、義務をこちらが負うという意味ではないでしょう。しかしながら事実上MSAを受けるといふ条件には少くともなつてある。政治的条件であるということも言うまでもないことと思うのですが、そういう変化のいきさつは、こういうところに原因があると見てよろしゅうございましょうか、どうですか、その御所見を承りたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは午前中穂積君がおられたかどうか覚えておりませんが、並木君の質問やら福田君の御質問に対して、おつしやるような点は十分答えたと思うのです。つまり防衛の計画ですか、防備計画ですか、何かこういうものは必須の要件ではないということをおつししました。従つてそういうものがなければ、現状に基いて必要なものを援助を受けるような交渉をするほかはない。しかしあれば、あるに越したことはあるまい、こういうことを言つておるのであります。またこの前の国会においては、木村長官もここにおられますが、まだ防備計画はない、試案の程度しかないというお話でありますから、そうすれば、いろいろの御質問に対しては、現状に基いてお答えをする以外に方法がないので、現状に基いたお答えをしてあるのであります。そういうわけでありませうから、今でもまだ決定したものはないわけで、ただいま研究中だということでありませう。従つて現在でも私はそんな計画があるということをおつしして



じやない、さよう御承知願います。

○穂積委員 ……時間がありませんからこの防衛力計画問題について木村大臣にお尋ねいたしますが、この日本の国を日本の国民が自分で守るのはあたりまえだということを再々言つておられる。そうしてアメリカとの関係においても、一つの計画を持つておられるように先ほど来お話がございました。できるならばこの際率直に良心的にその増強の年次計画を発表していただきたいと思うのですが、おそらくはさつきからの御答弁によると、検討中だということでお逃げになる危険がありますので、そこで二点だけお尋ねいたします。

来年度二十九年度の予算編成はもう近づいております。従つてアメリカ側の来年度において十五万見当の増強を希望する意見が強くなつて来ております。それに対して、外務大臣の見解のごとく、アメリカのMSA援助は日本の兵力増強の計画と比例するものだということでありますならば、当然来年度予算を組む場合に、これに対応する計画をしなければならぬ。先ほどある委員の質問に対して、目下検討中であるという御返答でありましたが、もとより予算の問題は所管は大蔵大臣でありましようから、結論としてどれだけの兵数とどれだけの予算をお持ちになる計画であるかということをお尋ねするのでなしに、保安庁としては、来年度予算編成も間近に迫りまして、およそどの程度のもので大蔵省に要求されるのか。その兵力の正確なものは検討中であるというなら、原則としてふやすかふやさないのか、その点をお尋ねいた

したいと思ひます。もう一点、時間がありませんから前もつて続けてお尋ねいたしたいと思ひます。先ほど来日本の国を自分で守るためだ、そしてまず当座は陸上部隊が必要であるということであつた、アメリカ側は三十五万ということをお尋ねしますが、長官はどういう計画を持つておられるか、もしないならば、アメリカ側の三十五万人の数字をお受取りになつて、これがはたして長官が構想しておられる将来の兵数として適当であるとお思ひになりますか、あるいは多過ぎると思ひになりますか、その二点を承つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 二十九年度予算において保安隊員の増強を織り込むかどうか、その数いかにという御質問でございます。私は率直に言つて二十九年度予算にはある程度のもので織り込みたいと思つております。しかし日本の財政計画から申しまして非常に難点があるかと考えております。その間の調節をいかにすべきやということに大きな問題点があると思ひます。従つて、かりにふやすとして、どれだけの数をふやし得るかということについては明言はできません、目下検討中であります。

第二点、アメリカ側で三十五万に増員を希望する、私は率直に申しましてアメリカからさような要請は受けておりません。また真実アメリカ側で三十五万人増員を考えておられるかどうかも知りません。しかしこの木村は三十五万なんという数字は考えておりません。はつきり申し上げます。

○穂積委員 ……最近戦争の危険というか、そういうものを感じておりますが、近い将来においてはま



すまずむだな再軍備、あるいはアメリカの武力政策に日本が巻き込まれて行く危険を感じるでしょう。そうすると、年寄りは別であります、あなた方が第一線に立つて保安隊にお入りになるなら別であります。が、青年層は……二十万なり、あるいは二十五万でもけっこうですが、そういうあなたが期待されるような兵数を志願制度によつて満たすということは、質的におそらく不可能でありましょう。おそらくは質の低下が来る。そういうことをお考えになるでしょうから、将来は、軍隊というか保安隊というか、名前は何でもけっこうですが、法律によつて参加することを義務づける制度、すなわち昔の徴兵制度というようなものも当然考えられるべきだと思いますが、その点について、政府としてでなしに長官としての御意見……私案でもけっこうですがお尋ねいたしたい。

○木村国務大臣 一言申し上げておきます。穂積君はただいま日本の青年が全部日本の国を守るという精神がないようなことを仰せになりましたが、私はさように考えておりません。日本の青年はさようなぐうたらな者はないと考えております。むしろ日本の国をみずからの手によつて守ることになれば、敢然として守ろうじやないかという気分の者が多いと私は考えております。その点だけを私申し上げておきます。

次に、徴兵制度のことに触れられましたが、私は徴兵制度などということは考えておりません。もちろん現段階においては応募制度で行くべきであろうと考えております。

○穂積委員 将来はどうでありますか。

○木村国務大臣 将来のことも私は同様であろうと考えております。しかし国民全体の輿論はどうなりませうか、その帰趨によつてこれはかわつて来るのであらうと思ひます。私自体としては応募制度で行くべきではないかと考えております。

○穂積委員 この問題についても一度岡崎外務大臣にお尋ねしておきますが、近い将来外地派兵の問題について、今まで政府は幾たびかアメリカから要請はない、またたといそういうことがあつても、日本自体の意思としてそういうことはやらないとおつしやいました。そういう御意見におかわりはありませんか伺つておきます。

○岡崎国務大臣 全然かわりありません。

○穂積委員 ……第一回、六月二十四日の公文書によつて、MSAの交渉に入りましたときに、こちらは自衛の先決条件は経済の安定であるといわれた。向うはそれを否定はしておらぬが、強くいつたのは、個別的または集団的自衛権の強化といつております。集団的自衛権の強化というのは、言うまでもなく政治的に判断すれば、MSAの協定に基いて朝鮮、日本、台湾その他を結ぶ太平洋軍事同盟、共同防衛の義務条約が想定されますが、そうであれば当然外地に派兵しないという意思を持つて以上、こういう防衛機構に対して参加する意思はないと判断してよろしうございますね。念のために伺つておきます。



○岡崎国務大臣　　そういうような機構ができるかできないか私は承知しておりませんから、それは架空の議論に今のところはなるのであります。集団安全保障と申しますものは、たとえば日米安全保障条約も形は変であります、やはり一種の集団安全保障条約であつて、集団安全保障措置というのは、あなたのおつしやるようなそういう軍事同盟だけに限るものではないのであります。

○穂積委員　　……政治的な将来の見通しを立てて、国際情勢上日本の方針を決定しなければならぬ外務大臣である。そういう意味で私はお尋ねするのです。将来そういうことが起きたときにどうするかということ聞いておるのです。MSA協定に続いて、さつき言つたような、たとえば数箇国を含みます太平洋防衛同盟のようなものができたときに、それに参加しないという結論になるので、外地に派兵しないという事ならば当然そういうことだと了解してよろしゅうございますね。

○岡崎国務大臣　　そう了解されてもいいのですが、要するにまだそういう具体案は一つもどこにもないじやありませんか。しからば私の申す通り、今のところは架空の議論であるというよりしかたがない。どこかに具体案があつてそれを推進しているということならば別でありますけれども、そういうことを私は聞いておりません。

○穂積委員　　……実は憲法との関係であります。現在日本に駐留いたしておりますアメリカ軍は、その性格、規模において軍隊でございますが、その御解釈を承りたい。

○木村国務大臣　　軍隊ということの定義いかんによりますが、穂積君はどういうものをさして軍隊と言われるのか知りません。私まだほんとうの軍隊という定義がわからぬ。……おそらく穂積君の言われることは、憲法第九条第二項の戦力に該当するのではないかという御質問だろうと思ひます。……おそらくそうだろう。……そこで今アメリカの日本に駐留しているものが、日本の憲法第九条第二項の戦力に該当するかどうか、お前はどう思ふか、こういう御質問だろうと思ひます。そこでその内容をよく検討しなければわかりませんが、少くともアメリカの今日本に滞在しているあの空軍、海軍は相当数のものであらうと考えます。それから地上兵力はさほどでないと思ひますが、とにかく一つのバランスのとれた総合実力と私は考へております。しかしながらこれがはたして戦力に該当するかどうかということを検討するには、もう少し内容を十分知る必要があらうと思つております。しかし少くとも私は戦力に近いものと考えております。……

○穂積委員　　そうでありますなら、これからMSAにおいて強化しようとしている日本の実力組織、保安隊あるいは警備隊であります、それは将来明らかに憲法に言われるところの戦力……駐留軍にかわつて日本の防衛のために外国との戦闘をやるのでございますし、またそれにかわり得るといふことを想定してつくろうとしている。それを目標としている。それであるなら、そのつくろうとしているものは、その規模、性格において明らかに憲法に違反するところの戦力であると言わざるを得ないと私は思ふ。そこで一



体どこで事実上の限界を引かれるつもりであるか。その点を一点お尋ねしたい。すなわち憲法改正は、先ほどのお話であれば、どうしてもしなければならぬと思うという御意見だったと思う。そういう趣旨を持つておられるか、それを一点お尋ねしたい。

それから最後にもう一点だけありますが、自衛戦争、たとえば保安庁法を改正いたしましたして外国の侵略と戦闘するといふときに、はたしてそれが自衛戦争でないかどうか。自衛戦争といえども憲法に禁止していると思う。この点が二点。

第三点は、仮定といたしまして、もし憲法第九条に違反いたしました国際条約が政府によつて結ばれましたときに、政府の法解釈に対します責任の位置にあります法制局におきましては、憲法が優先するといふ考え方を持つておるといふ解釈がわれわれに明確にされました。これは私は正しいと思う。そのことをあなたも確認していただけたらと思います。

○木村国務大臣 ……すなわち陸海空軍全部が引揚げて、これにかわるべきような大規模の編成、装備を日本の軍隊が組織するということになれば、これは憲法改正問題が起るでしょう。しかし私らの今考えておるのは、さような大それたものじゃないのであります。先ほど須磨君に対してお答えいたしましたように、現在アメリカが日本に駐屯いたしております空、海の部隊は、日本でこれらに速急にとつてかわるようなものも考えておりません。ただただ今の考え方といたしましては陸上部隊であります。それが全部一

ときに引揚げるか、あるいは徐々に引揚げるか、わかりませんがそれにかわるべきものだけは日本に持ちたい、こう考えております。しかしさようなものを持ちましても、決して私は憲法第九条第二項の戦力に該当しないものと確信して疑いません。繰返して申します。アメリカが持つておる陸海空軍を全部引揚げて、それにかわるような大きな編成、装備を持つた軍隊を日本でつくろうということになれば、あるいは憲法改正問題が起ろうかと考えております。

○穂積委員 外国の軍隊と戦争することは自衛戦争ではないか。

○木村国務大臣 これは自衛戦争の解釈いかにありますが、外国から不意に侵入を受けてこれを防衛するといふことは自衛力の発動でありますから、これは憲法上さしつかえないものと考えております。

(MSA 軍事援助と憲法違反) (外務委 二九号 二六・二七・二八頁参照)

○戸叶委員 ……このことは先程並木委員からも御発言があつたと思ひますが、五百十一条の(a)項の六項目がMSAの協定の中に入れられても、これはどこの国のMSAの協定の中にも入つていないものであるし、そうしてまた別に心配がない。ことに日本の場合にはそれが入つても、安保条約の義務以上を出るものではないからといふふうに、この間までの委員会では答弁しておられました。ところが今日の中間報告を承りますと、この六項目全部を入れることになると国会でいろいろ問題になる。そうしてまた義務受諾の面で憲法に違反はしないかといふような議論が非常に多いので、そういうことに違反しない範囲内の



受諾を何らかの形で明らかにする方法がないかどうかを今向うと話し合つていると、こういうふうな御報告があります、大分前の御答弁とかわつていることを今日発見したのでございます。ですから、もしもM S Aを受入れるといたしましたならば、こういうことを書かないということはおとになつて非常に問題を起すことでございますけれども、こういうような問題を日本側が主張いたしましたして、もしも認められなかつたときはどうなさるか。認められなくても何でも、もうしかたがないというふうにあきらめられるのかどうか、その点を承りたいと思います。

**○岡崎国務大臣** ……M S Aの五百十一条の六項目というのは、私は決してこの全部が安保条約にある義務でございなんだと言つておりはしないのであります。あるいは二十四日の日本側の質問書を見てもおわかりになりますように、五百十一条の第三項でしたか、C項と書いてありましたか、三項と書いてありましたかちよつと覚えておりませんが、要するに第三番目のところに軍事的義務を履行するということがある。その軍事的義務というのは、安全保障条約によつて引受けている義務以上に出でないものと了解する、こういうふうはこちらの質問にはつきりしてあり、向うでもその通りだと言つておるのであります。その全体の六項目をその通りだと言つていのではないのであります。その点はひとつ御了解いただきたく。

5。

それから私は、先ほどから申してある通り、憲法に違反するかどうかというのは日本政府がきめること

であつて、日本政府は憲法違反の意思はないのだからして、これは協定やらその他のところに書く必要はない、こう今でも思つておるのですが、国会の御質問でその点に非常に言及されているということは、国民の多くの人がその点に懸念を持つておるのではないかと思うから、そこで何らかの形で入れた方がよいだろうと思つて相談をいたしておるのであります。私自身は実は必要はないというぐらゐに考えておりますが、できるだけそういう点も誤解のないようにいたしたい、……

**○戸叶委員** そうしますと、岡崎大臣はこの項目が全部入れられても、決して憲法違反でないということをお認めになるわけなのでしょいか。

**○岡崎国務大臣** もちろんさようであります。

**○戸叶委員** ……憲法違反でないというふうには、一体どこから出て来るのかということを非常に疑問に思います。そしてまた先ほどの御答弁と少し食い違いがあるように思いますけれども、なおこの点は、ほかの機会にもつと追究してみたいと思ひます。…M S Aの援助を受ける場合に、防衛力の漸増について私質問いたしましたときに、岡崎外務大臣は初めは二百や三百というところから二千くらいになつて、今のところは増強する意思はないというふうにおつしやいました。そして先ほどからの各委員への答弁を聞いておりますと、今のところと答え、今後のことはどうにもわからない、こういうふうにおつしやいましたが、そうすると、今というのと今後というのの間の期間の差というものは、一体どの程度に解釈したら



いかを承りたい。

○岡崎国務大臣 ……そのときに防衛計画とか、増強計画というものはないのでありますから、そこでフリゲート艦その他の船が来れば必要な人がいるであろうと思つてそういう御答弁をいたしましたのであります。今後は、ただいま木村保安庁長官のおつしやるように、今せつかく研究中だそうでありますから、その成案ができますればまたそれに応じた答弁をいたします。

○戸叶委員 ……今は木村保安庁長官が防衛力漸増の計画を立てていられるし、またそういうふうな情勢にもなつて来たから、きまつたらそのときにはその程度の御答弁をする、こういうふうにお答えになつたと思ひます。私はそうではなくて、むしろM S Aの交渉の最初ときにはそういう必要をあまり感じられなかつたのが、軍事援助ということがはつきりきまつて来て、そしてM S Aというものの性格がはつきり出て来たために、岡崎外務大臣もそういうふうに認めざるを得なくなつて来たというのが、ほんとうではないか。……

○岡崎国務大臣 ……私どもはあの当時予備交渉をしたとかしないとかいろいろ議論があつたときに、予備交渉はしないけれども、必要な資料等を集めて十分な研究はいたしてあるということを繰返して申した。少くとも私は自分でM S Aの交渉を受諾するかどうかということを考える際には、いろいろの点を私なりに研究しておつたのです。そして交渉してから初めてこれは軍事援助だとかなんだとかいつて驚いたということは私自身にはないのであります。初めからM S Aはどういうものであるかということは、は

ばかりながら知つておつたと私は自信しております。それで経済的の寄与があるということをおつて、経済的の援助ということは、私は一言も言つておりません。経済的の寄与というのは、たとえば域外買付であるとか、その他の方法において日本の経済に寄与できるであろうという点を今でも信じております。しかし経済的の援助ということは言つておらないのであります。

○戸叶委員 ……岡崎大臣が幾たびかこの委員会であつたか軍事援助でもあるような、そしてまた経済援助でも多分にあるような御答弁をなすつたように了承していただいたのは私だけではないと思ひます。ほかの委員もそうであつたらうと思ひますし、またここに速記録を持っておりますけれども、それを今一々探して見るひまもございませんが、そういうものを見ましても、はつきりと軍事援助なりということを言い切られていたということは私は了承しておりません。けれども、それを今ここで申し上げても言葉じりの問題になりませんから申し上げませんけれども、おそらくここにいられる委員がみなはつきり軍事援助なりと言い切られたということは信じていられないということだけは私申し上げたいと思ひます。……先ほど、保安庁法の改正を長官としては望んでいられる、そして外からの侵略に対抗できるようにするといふうなことを言われておりました。その御希望通りに進んで行くといつたしましたならば、これは大切な問題だと思ひますが、一体外からの侵略に対抗できるようにするだけの自衛の範囲というものは、大体どのくらいなものになるかということが問題になつて来ると思ひますが、木村保安庁長官はどういふふうにお考えに



なるか承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 その数的の問題はなかなか困難であります。しかしながら、ただいま考えられることは、大きな侵略に對しましては、御承知の通りアメリカ駐留軍によつて空、海は控えてあるのであります。考えることは陸上の防備であります。それらに對してもおよそ限度はありますが、その目標をどこに置くかということは、日本の財政計画とにらみ合せてなかなか困難であります。われ／＼はあらゆる観点からこれを今せつかく検討してあるのであります。

(侵略と軍備) (外務委 二九号 三一頁参照)

○加藤(勸)委員 ……駐留米軍のできるだけ早い引揚げを希望するが、今日の段階においては、空軍もしくは海軍力というものの引揚げは望んでも得られないことだし、これを望んだらたいへんなことである。要するに地上部隊であるということで、その地上部隊が引揚げた後に空白となつたものをどうするか、こういうことで、これがためには、できるだけ、今年度においても最小限度であるが増加をしたい、数や程度は目下検討中である、こういうお言葉がありました。私は、ただ形式上上つらをなでるような御意見ならばそれでもいいと思ひますけれども、もう少し深く国際情勢というものを検討してみる必要がありはしないかと思ふ。ほんとうに国際情勢を検討してみまして、一体日本の国に武力侵略をやり得るような国があるかないか。私は、どこの国でも、日本に武力侵略をやるならば、それはみずから世界第三次戦争を買

つて出るものであると思ふ。そういう冒険を今日の段階において冒す国がはたしてあるかないか、こういうことを考えますと、われ／＼のした国際情勢の検討分析の段階においては、どこの国でも、日本に武力侵略をまつ正面からやつて来るというような国はあり得ない…ある国が武力侵略をやるという前提に立てばこそ、空白を何とかしなければならぬという木村長官の愛国の言葉が出て来るのだと思ひます。…当時日本には百五十万の軍隊があり、航空機も、戦闘機を相当数持つており、海軍にも沿岸警備の船が相当あつたはずである。にもかかわらず、アメリカ軍の侵略を食いとめることができなかつたではないか。それは言うに及ばず、今日では、ほとんど原子力時代といわれておるほど兵器は原子兵器と化してあるのであります。そのときに、なまなかな地上部隊をもつてこの国の安全が守られるか。…戦争前の日本の軍閥というものは、絶えず陸と海とは仮想敵国を持つておつた。そうして、いつでも軍が軍備拡張の条件として何か持ち出すときには、この仮想敵国を想定して、この上に、陸の方においてはこうだ、海の方においてはこうだということで、絶えず軍備拡張等が続けて来た。今日われ／＼はそういう軍備という言葉は聞きませんけれども、自衛力の漸増という言葉が聞かされておりますが、この自衛力漸増ということ、旧軍閥時代の軍備拡張のための仮想敵国を想定した考えが潜在しているのではないかと思ふ。幸いにしてこういう考え方が木村長官に潜在しているとは思ひませんが、しかしながら、無意識の間に出て来る言葉の中には、こういう意識が、思想が潜在しているよううかがわれるのです。われ／＼はそれを非常







界情勢をつらく／＼考えてみますのに、日本が無防備のままであつたらどうなるかということに頭を置かなければならぬと思ひます。無防備であつてそのまゝ安穩な平和な生活ができるなら、私はこれほど愉快なことはありません。そういうことは夢であります。そういう夢を持つておつたならば日本の国がどうなるかということです。私はさようなことは現実を遊離した御議論であらうと思ひます。しかし私はどこの国を仮想敵国として日本は保安隊の増強、すなわち自衛力漸増をはかるか、私は別段どの国を相手としてと考へておりません。少くとも日本の国は独立国となつた以上は、日本の国自体を守るだけの手当はしなければならぬ。これは私の考へ方であります。そこでアメリカの駐留軍におきまして、これは日本との安全保障条約によつて防備体制はできておるのでありますが、いつまでもアメリカのごやつかいになつておることかどうかと考へます。先刻私は陸だけと言ひましたが、これは私はやはり海にしても空にしても、日本の国力の許す範囲においては、何としても手当だけはしておく必要があるかと考へております。しかし世界情勢がかわりまして、さようなものはなくてもいいということになれば、これはまことに仕合せであります。私はさような時期は当分の間来ないのじやないかということを中心を憂へておるものであります。しからば、ぜひとも日本では財政力の許す範囲内において、何とか処置をすべきであらうと、私はこう考へておる次第であります。

(MSA援助の期間) (外務委 一九九号 三二頁参照)

○中村(高)委員 今までMSAの問題が国会で議論され、委員会でも議論されて参りましたが、今日初めて軍事的な援助であるということを外務大臣から明確にされたのであります。この点は、いよ／＼MSAの調印が迫つて参りましたので、こういうふうな政府の態度にかわつて来られたのだと思つてあります。が、軍事的な援助でありますと、私がお尋ねいたしたいのは、従来の安保条約というものによりまして、ある点まで日本の安全は保障され、またこのアメリカとの協定によりまして、従来軍事的な援助も受けて来ておるのであります。おそらく援助を受けるということでありますならば、安保条約でも事足りるのであります。こうしたMSAの協定を結ぶというのには、おそらく新しい日本の義務がこのMSAにあるので、そこに大きな意味があると思つてあります。むろん安保条約におきまして、日本に義務のないわけではありませんけれども、一歩進んだ義務を日本に要求せられるというところに、特徴があるように思つてあります。一体MSAの援助というふうなものは、もし協定をせられるということになりますれば、今後何年ぐらい援助を受けるのか、また援助を受けられないというふうな場合が生ずると思つてあります。アメリカ側などで三年とか四年とかという発表をいたしておりますが、援助を受けられなくなつた場合において、この協定はどういうことになるのか、これをひとつ御説明願ひます。

○岡崎国務大臣 MSAでことし受け得るものは、おそらく軍事援助以外にはなからうということとは、この前の国会で私は再三繰返して申しておりますから、この点は速記録をごらん願ひたい。急に今言ひ出し



たわけではありません。それからこの安保条約等では、援助というものは何も規定してありませんから、安保条約で援助は受けられるのだということはありません。またアメリカの対外的な援助というものは、M S A ……今度名前はかわりましたが、要するにM S Aに一本にされているのであります。それから新しい義務を課するとかなんとかいう話であります、これはアメリカとしては、何も日本だけを目当にしてこういうものをやっているのではなくて、世界の非常に多くの国とやつているので、その条件等はみなはつきり書いてあるのであります、援助を受けなければこの条件を受けるべきである、この条件がいやなら援助を受けないだけの話、こういうことになるだけの話であります。それから、援助を受けなくなりますれば、協定はもろなくなりません。

○中村(高)委員 その年限です。M S Aの有効期間はどのくらいか、これをお尋ねしておきます。

○岡崎国務大臣 有効期間につきましては、一応あと二年、それから清算期間に入るといふふうになつておりますが、しかし常識的に見ますと、世界の平和維持のために、アメリカが各国に援助してある、その時期までに平和が確保されれば別であります、またまだ同じような状況であるということになりますれば、やはり何らかの形で続ける必要も出て来る場合があると思ひますので、一応の期間は限られておりますが、その先のことはそのときの情勢によつてきまるのであらうと考えております。

○中村(高)委員 そうしますとこのM S Aの援助に基いて、日本に軍事援助をするということとは、いつまでも米軍が日本に進駐をしてあるということは、アメリカの希望ではないから、すみやかに日本の持つ自衛力というものを充実して、そうしてすみやかに米軍は引揚げたいということが、このM S Aの援助の一つの目標にもなつてあるといわれておるのであります、一体ただいま外務大臣の言われましたように、情勢が変化をして来るといふことであれば、何らかの形でこのM S Aの協定が継続をされる、そういうようなことになれば、同時に米軍が引揚げるといふようなことも、やはりそういう客観的情勢とともに引揚げられないということがわれ／＼にも想像せられるのであります、一体M S Aの協定をせられます交渉の過程の中において、米軍は何年くらい計画で日本を引揚げるといふようなことが、出ておりますかどうか。

○岡崎国務大臣 そういうことは、交渉の過程において出ておりません。元来M S Aの問題は今年起つたのであります、安全保障条約は一昨年締結されて、昨年から有効になつておる。この安全保障条約を結びます当時から、アメリカ軍はこの条約は暫定的のものであつて、早く日本が防備力をつくつて、アメリカ軍は引きたいのだということをお初めから言つておるのであります。従ひましてこのM S Aと直接に関係はなく、安全保障条約締結当時からこれはアメリカの希望であります。

(M S A交渉・自衛力の漸増) (外務委 三〇号 九頁参照)

○戸叶委員 ……M S Aの交渉は非常に進捗していることを言われておりますが、私どもが見た目



では少しも進捗しておらないようにしかとれません。……

そこでそのほかでもない一番大きな原因が、どう考えてみましても、何かそれらの今あげました条項と関係があることは、日本の防衛力の問題であろうと思うのですけれども、先ほどの質問応答を聞いておりましたも、防衛力、あるいは自衛力の漸増といった問題に対しては、具体的に向うに提示しなくてもいいし、すれば、なおいいかもしれない。しなくてもかまわないのだ、こういうふうに御答弁になつたように思つております。そうすると、提示なさらないかもしれないが、だん／＼交渉の過程において、こういうような形で防衛力を漸増して行く気持があるというような説明をなさるかどうか承りたいのです。

**○岡崎国務大臣** これはもし政府の方でそういう点についてきめますればアメリカに話すこともありましようが、その前に国民に知らせることもありましよう。別に隠すことじやありません。

**○戸叶委員** そうしますと、もしも政府でそういうことをおきめになつたときに、M S A の交渉と当然関係があると思うのですが、その場合にM S A の援助を受けるといふ意思表示をする前に、国民に知らせるという方法をおとりになつてから、M S A の援助をお受けになるというふうになさることが当然だと思ひますが、それはいかがでしょうか。

**○岡崎国務大臣** ……M S A の援助については防衛計画は必須の要件ではないのでありますから、そのあるなしにかかわらず、いいと思えばM S A の援助は受けまます。それとこの防衛の計画とは別問題であり

ます。防衛計画は決定いたしますれば……まだ私が自分がつてに言うことはできませんけれども、おそろく国民の理解を得るように努力をいたすことだと思ひます。

(M S A 援助と与論調査・軍備義務) (外務委 三〇号 一〇・一一頁参照)

**○加藤(勲)委員** 最近の大新聞のM S A 援助に関する与論調査を見てみますと、反対もしくは懐疑的な数字が半数近く現われておるわけでありまます。この数字は、M S A 援助がいかにかに日本国民の関心を高めておるかという具体的な表明であると同時に、この問題について多くの人々が非常に懐疑的であるということをはつきり示してあるものと思うのであります。交渉を開始されてから外務大臣は二回国会において中間報告をなさつております。またその交渉の都度外務省から、あるいは双方からコミニケが発表されておる。もし大臣の中間報告なりその都度発表されておるコミニケによつて国民が納得に行かれておるならば、こういう反対もしくは懐疑的な数字が、このように高い数字を示さないのではないか。こういうことから考えますと、国会における大臣の中間報告は、ひとりわれ／＼が納得し得られないばかりでなく、国民の多くもまた納得していない。こう見なければならぬと思ふのであります。今日の同僚委員諸君の質問に対して、大臣は大体同じようなことばかり繰返されておつて、そこには少しもわれ／＼を納得せしむるに足る説明がなされていらないのであります。われ／＼は、率直に申し上げますが、こういう援助の協定は打切るべきである、こういう考えを持つております。しかしながら、十分に日本国民として納得すること



ができるならば、われ／＼は何でもかでも、是が非でもがむしやらに反対するといふのではありません。しかしどうしても納得が行かない。従つて今日の段階においてはわれ／＼は、はつきりこゝうものは受けるべきでないという意見を持っておりますが、われ／＼のような反対もしくは多くの懐疑的な立場にある日本国民は納得せしむる責任が政府にあるのではないか、このように思います。そういう点から見まして、先ほどの同僚委員諸君の質問に対するお答えを聞いておりますと、実に矛盾だらけである。大臣は巧みに言葉をこまかしておられますけれども、冷静に聞いておりますと矛盾だらけである。たとえば防衛計画は援助を受けるにあつて必須の条件でない。こう言われます。もしこれが必須の条件でないとするならば、一体M S A援助の協定……条約でも協定でもよいのですが、その協定というものは何を規定するか。大臣は一体この点をどのようにお考えなのですか。もし計画が何にもないとするならば、その協定案というものは一個の文書にすぎない。金額の総額あるいは武器の内容、そういうものを一体何を標準としてきめようとされるのですか。計画があつて初めて総額なりあるいは武器の内容なりが定められるのではないか。この点大臣はどのようにお考えになりますか。まずその点からお伺いたします。

○岡崎国務大臣 ……M S Aの援助を受けるべしという数が相当ふえてある。国民のわからないという数字がまだ非常に少くなつて来て、だん／＼理解が深まつて来ておるとむしろ考えております。

それから今の御質問ですが、M S Aの援助につきましては、もし計画がないとすれば、先方も一年々々の協定でありますから、今年から来年にかけて、現状においてでき得る限りの装備の改善等の援助を受けるわけになります。

○加藤(勤)委員 ……それからただいまの福田委員に対するお答えの中で、憲法の問題に触れられておるのでありますが、大臣は憲法に抵触するようなことは日本政府としてはもとよりやらない、これはもつともであります。しかしながら国会においては、若干そういう疑義があるから、そういう疑義を解消するためにも、何らかの形で表明するように研究してある、こういうお話でありました。私はただ単に規定をしてもしなくとも、日本憲法に日本政府が抵触するはずがないから同じだ、但し国会の方面に疑惑があるから、その疑惑を解くために、何らかの形で表明するように研究中だとおつしやいましたけれども、元来がこの援助は、言うまでもなくM S Aのアメリカの国内法によるものであつて、その法律によれば五百十一条a項の六項目というものは、どの条項を見ても、もしこれが率然として出されたならば、だれ一人といえども、これと日本憲法九条の規定とを比較対照してみても、私は非常に多くの疑義を持つと考える。ただちにこれが憲法違反であるときめつけることはどうかしれませんけれども、法律解釈上に非常に疑義を持つてゐるということだけは明らかである。従つてこのM S A援助を受ける場合に、憲法に抵触しないといふことを条文の中に明記するといふことは、この援助を受けようとする日本政府としては、当然の義務であり、国民に対する責任である、こう思います。これをただ単に国会の方面の疑惑を解くために、何らか



の形で表明したいというような軽い扱い方でいいかどうか。この点に対して大臣はどうお考えになるか、お答え願いたい。

○岡崎国務大臣 憲法に違反するようなことは政府としてできませんし、国会もそれは承認しないことはもちろんであります。従つてこれは日本側できめることであつて、またどれが憲法に違反しているか、ということとは、日本側で解釈するもので、アメリカ側が解釈するものではないのであります。従つて協定文に書いたつて、實際上憲法に違反しているかどうかは日本側で判定しなければならぬものである。従つてそれをその協定に書いてどういう実効があるか、私はアメリカに保証してもらつても意味がないと存じまず。従つてわれ／＼は日本政府なり国会なりが、憲法に違反しないということがはつきりしていれば、それが何よりも大きな根拠であつて、アメリカ協定の中で保証してもらふことはおかし、こう思うのであります。従つて私は協定文の中に入れるということには反対をいたしております。国会で心配があるということとは、国民の代表である国会議員がそういう心配を持たれるということであつて、つまり国民がそういう点で心配を持つてある向きがある、こう判断いたしますから、その心配をなくする意味で、協定文でないところで何らかの表現を用いてはどうか、これを研究すれば私は十分だと思ひます。

○加藤(勸)委員 とんでもない話である。一体協定というものは、双方の国が平等に責任を負う条約である。この条文の上にそれがはつきり現われていなかつたならば、一体日本国民は何を標準として憲法に抵触するかしなないかをきめるか。岡崎外務大臣の考え方は、根本から違つておると思ふ。それならば日本政府でさしつかえないと思ふものならば、アメリカ側に入れしめたならばいいじやないか。われ／＼はアメリカの保証を求めておるのじやない。そんなことは言うまでもないのです。日本側が責任を持つべき条約において明記されるということは、それこそ日本国民の憲法抵触に関する疑義を解明することになる。それを条文の中に入れなくともよいなんというばかなことが一体どこにありますか。私は大臣は考え違ひだと思ふ。その点についてはつきりもう一ぺん言つてもらいたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 …… 一体国際法におきましても、いかなる協定といえども、憲法に違反するなんということではできない。そんなことを書くならば、あらゆる国際法は、漁業協定であろうが、賠償協定であろうが、すべてのものが憲法に違反しないということを書かなければならぬ。そういうことはどうてい常識上考えられないことであつて、憲法に違反しないということは当然のことである。そんなことを協定の中に書くならば、協定の解釈というものが、日米両方で解釈する権利が出て来る。日本の憲法に違反するかどうかということ、アメリカの政府が解釈するということはおかしなことである。

○加藤(勸)委員 外務大臣がばかなことだというなら、一体五百十一条の(a)項の(三)は何です。これには「自国が受諾した」という、そういう前書きは書いてあるけれども、「軍事的義務を履行する」ということを書いてあるじやないか。こういうものを含めたものが、ちゃんと条約に載つて来るでしょう。これが日本



の憲法に抵触しないと言えるか。従つて普通の外国との国際条約とは違うのだ。一方の権力によつて、一方の力によつて、一方が援助を受けようということ。力をもつて援助を与える方が、自分の有利のため、しかもこの条文の前文には、この援助を受ける国はアメリカの安全を第一に考へる、大統領の認めるときだけに初めて援助を与えるというように、非常に最初からハンデイクヤップがついておる。従つてこういう条約を結ぶときには、一切の点において防衛するように、日本政府がその義務を明らかにすることが当然ではないか。初めからだれが憲法に抵触するような国際条約を結ぶばかがあるか。そんなことはきまつておる。だけれども、この条約の前提となる法律そのものが、日本憲法に抵触するおそれが十分に。従つてこれを防衛する義務が日本政府にあるのはあたりまえではないか。これをあなたはどうか。

○岡崎国務大臣 あなたは軍事的義務ということを、今取上げて論じられたけれども、私はその点誤解があるといかぬと思つて、アメリカ政府の正式の見解を六月二十四日に求めて、アメリカ政府は六月二十六日に、正式な国務省の見解を述べて来ている。その中に軍事的義務とあるのは、安全保障条約によつて、日本がすでに負つている義務以上には出ないということをはつきりいつているのです。……

○田中(稔)委員 ……現在の憲法は、よく世間では、アメリカによつて与えられた憲法だという。私どもはそうとばかり思いませんが、この憲法の第九条に、平和に関する規定があるのであります。MSAの援

助はこの条文に抵触するのだ。つまりアメリカは、日本に平和憲法を与えながら、今度その平和憲法をほごにするような行動を、MSA援助において行つていくということは、これはアメリカ自体にもそういう議論がある。そして日本の国民もそう考へている。また政府は、憲法違反はやらぬとおつしやるけれども、現在の保安隊にしまして、さらにまたMSAの援助を受けて保安隊を増強するという計画にしまして、これは明らかに、われ／＼からいへば憲法違反をやるうとしておる。しかし政府は、これは憲法違反じゃないとおつしやる。こういうふうな国民の間に非常な疑義があり、疑惑があるのでありますから、私は政府があたりまえのことだといつたつて、そのあたりまえのことを今日やる義務があるので、憲法の範囲内という制限を、一つこの条文にうたうというものは、政府自身の責任じゃないかと思ふ。私どもはかりにそういう文句が入つても、それで満足するものじゃないけれども、政府が憲法に違反しないというならば、やはり政府の責任においてそれだけの努力をする義務があるのじゃないか。もう一度これについて、政府の御意見をお聞きしたい。

○岡崎国務大臣 ……ただいま研究はいたしております。但し田中君のおつしやることは、少し私は矛盾があると思ふのは、憲法に規定がありませんので、政府は憲法を忠実に実行しておる、こういつておるけれども、田中君などは、あれは憲法をごまかして、ごまかしの再軍備だというようなことで、規定があつても政府はその規定をないしよでごまかしておるというような議論をされておるのであつて、今度も憲法に



違反しないということを書きましても、書けばそれで十分政府は違反しないのであるということ、田中君が信じてくだされば非常にけっこうであります。しかし規定があつても、それはなか／＼信じられないということじゃ、これはまたはなほだおかしなことになるますが、しかし田中君だけを対象にしているわけではありませんから、国民全体に対して誤解のないように、何らかの措置を講ずべきであらうかと、こう考えて研究をいたしております。

○池田(正)委員 ……MSA援助に関して、国民が、全体ではないにしても相当の国民が、非常な懷疑と不安を持つてゐることは事実であります。それはどこから生じたかといへば、つまり政府の今までとつて来た態度に、はなはだ不明快なものがある、これはいなみがたい事実なのであります。そこで問題になつて来る核心は何であるかといへば、要するに日本の防衛問題、そこでその防衛問題については、防衛軍の問題は必ずしも今度の協定の必須条件ではないというふうには、さつき大臣は言われたのであります。これは条約そのものにまだ具体的なものが出ていない以上、われ／＼としては今これを論疑することは早いかもしれませんが、しかし先ほどの話にも出たように、安保条約の精神からいつても、あるいはMSA援助の基本的な精神からいつても、いわゆる自由主義諸国の共同防衛というこの一貫した精神なり方策というものはその基底に流れているはずである。そこから出発して出ているのだ、こう解釈するのですが、その点はいかがですか。

○岡崎國務大臣 ……ただそれは世界のどこの国も、非常な小さい国の例外を除きますれば軍隊を持つてゐる。つまり兵備を持つてゐる。それを対象にしてありますから、従つてお話のようなことが一般の方針として出て来てゐる。日本のように軍隊を持たない、戦力を持たないというところになりますと、これは適用において違うことは当然あり得るのであります。安全保障条約でもおわりの通り、普通ならばお互いに助け合うという条約であるべきものを、日本は安全保障を頼むけれども、アメリカの安全保障については日本は引受けないという片ちんばな形になつてゐるわけでありませぬ。こういうような日本の場合の特殊な事情はやはり考慮に入れる必要があると思ひます。

○池田(正)委員 そうなつて来ると、つまり日本はまだ軍事力じやない、戦力じやないのだという解釈に立つてば私も議論は進められないのです。アメリカが明らかに要望してゐるところのものは、日本の自衛力の漸増、つまり増強だ、さらに言葉をかえて言へば、日本の防衛力の増強を希望してゐると解釈して私はさしつかえないと思ひます。これは政府がどのように弁解しようとするか、そういう論拠に立つて考えた場合に、二は仮定の上だと言つてゐるいは大臣は逃げられるかもしれぬが、そういう論拠に立つて考えた場合に、二万人ふやすとか四万人ふやすとかいう問題が今巷間伝えられてゐる。これは政府がこの前の国会でそういうことはやらなと言ひながら、今その交渉をやつてゐる。外務大臣はやつておらぬと言われるかもしれませぬけれども、これは明確にやつてゐる。しかもこれは今ここでいきさつを申し上げませんが、吉田さ



んと向うとの前からの約束がある。それによつてやつてある。そのことを私は今ここでかれこれ言うのじやないのです。ただその場合に——これは外務大臣だけではどうかと思いますが、そうした場合に、アメリカが三十二万だとか、二万は高級な兵器を持たすといつたような話まで出ておるといふことを、事の真相は別として私は聞いてある。とにかく日本がある一定の防衛力を持つ、そうなた場合にはいわゆる共同防衛の一環として、日本が防衛軍を持つということにならなければならぬと思うのです。そうした場合に日本が、ただ単に自分だけで、いわゆる国内の治安というようなことだけを純粹に考えるならば、それでいいのですが、そうでない共同防衛の一環として考える場合には、たとえば東亜なら東亜における全体の防衛計画というものは当然あるはずで、その全体計画というものはどういふものだ。だからその一環として日本はこれくらい持つてくれということにならなければ、これは理論上合わない。そうした問題に触れてないと言われるかもしれないが、これは触れているはずなんだ。そういう観点に立つと、その場合に日本がアメリカからお前のところでは十五万にせい、二十万にせい、あるいは三十五万にせいということを一方的に言われてやるということは、これはまさに土民兵をつくることなんだ。そこでその場合に日本は、アメリカが東亜なら東亜地域だけの共同防衛の観点に立つて、一体どういふ計画を持つておるのか、また日本はどの程度持つてという案を少くともアメリカ側からある程度の提示を受けなければ、そうしたことはできないはずなので、それらに対する心構えといひますか、具体的に何か話があるならばそれを承りたいし、そういつた点についての外務大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○岡崎国務大臣　そういう話が必ずあるはずだという御説ですが、ほんとうにそういうことは何もありません。全然ありません。また私はアメリカが日本に話さないだけじゃなくて、アメリカ自体がそういう計画、つまり東亜全体の防衛計画というようものは持つておらないと思ひます。持つておらないからこそ、NATOのようなのができずに、ニュージーランドとアメリカ、濠州とアメリカ、フィリッピンとアメリカというような、アメリカと直接のこういう協定ができ、日本ともでき、朝鮮ともできるというふうになつており、横の計画がないからああいうものができておるのだ。従つて私どもはそういうものがあるとは信じておりません。今まで全然そういう話はありません。

○須磨委員　ただいま問題となつておりますMSAの交渉に関連しまして、きよう午前のこの委員会における外務大臣の御答弁の中でもはつきりいたしませんでしたが、いかにも防衛計画については、先方から何ら注文も申入れもないかのごとく言われましたけれども、アメリカ側の情報によりますと、これはもうすでに公知の事実でありまして、あるいは三十五万、あるいは二十個師団等の数字が出されておるのであります。私のきよう伺いたたいのは、さやうなことがありますかどうかということをおし上げて、あるいは申されないかもしれませんが、ただ私どもの得ております印象では、アメリカ側はMSAに関連して地上部隊について非常な力を入れており、それにこたえるような警備計画をお考えのような様子に私は感ず



るのでありますが、これは一つの杞憂にすぎないかもしれません。そうしますと、われ／＼の本来の目的であります。防衛というものの本来の意味を失うことにもなるわけですが、この点についてお答え願いたいと思いません。

○前田説明員 ただいま御心配の、アメリカから何か出せと言われておるだろうかということにつきましても、私たちはいまだにそういうことは聞いておりません。しかしながら御承知の通り、日本から駐留軍を逐次引揚げて行きたいということは、アメリカはすでに公式に発表しておりまして、この間ダレス長官が来ましたときにも、そういうような談話をしておるのであります。従いまして、われ／＼はこれにとつてかわるということは必要であるのではないかと、こう思っております。しかしながら、伝えられるダレスの二十個師団三十五万という、そういう歴大なものを、われ／＼の現在の憲法下におきまして持ち得るはずは全然ないのでございまして、われ／＼はそういう非常に歴大な、アメリカの伝えられるようなものを持つ意思は毛頭ございません。これは明瞭に申し上げてさしつかえないと思えます。私たちの現在の憲法のもとにおいて、戦力に至らない範囲のもので、そしてアメリカの駐留軍が漸次引揚げるときに、とつてかわれるような力のもを持つて行くという考え方であります。しかしそれと同時に、先ほど申し上げました通り、われわれも財政的に許せるならば、空の部隊、海の部隊も、養成だけでなく、ある程度実力的にも持たたい、こういう考えを持つておるのであります。海の部隊においては、御承知のように、現在貸与の船舶に

よりましてまだ養成中でございますけれども、ある程度の実力を持つておるわけでありませぬ。

(MSA援助と防衛力漸増義務) (外務委 三〇号 二二三頁参照)

○穂積委員 それでは下田条約局長にひとつお尋ねいたします。……新聞の報ずるところによりますと、九月八日にあなたは自由党の総務会に御出席になりました、MSAの援助を受けることと防衛力漸増の義務とは、不可分のものであるということをお話になつたようでございますが、事実その通りに受取つてよろしゅうございませうか。

○下田説明員 仰せのように自由党の総務会に伺いまして、これは公開の席上ではございませんので詳しくいろいろお話を申し上げました。その席には新聞社の方はおられませんでしたが、伝え聞きでお聞きになつたのだらうと思ひますが、非常に正確に新聞に出ておつたように拝見いたしております。私はMSA協定と防衛計画が不可分であるというようなことは申ししたことはございません。

○穂積委員 援助を受けます以上は、兵力を増強する義務があることはお認めになるわけでございますね。計画書を出す出さぬは別として、MSAの目的が被援助国の兵力を増強することになつておりまして、それを受ける以上は、兵力増強の義務は当然負うべきだと解釈すべきだと思ひますが、そういう意味の解釈をされてお話になつたではありませんか。

○下田説明員 誤解を避けるために申し上げますが、交渉を始めます前に日米間に往復文書



をかわしましたので、問題の取上げ方がきまつております。つまりMSA法第五十一条(a)の軍事的義務、米国が当事国となつてゐる外国との間の条約または協定に定める軍事的義務の問題として取扱つたのであります。その軍事的義務といつたしましては、安保条約の定める義務しかないということにはつきりいたしております。そこで、その軍事的義務と全然無関係に日本という国が自衛力を漸増するということ、今まではアメリカが漠然と期待してありましたが、協定を結びますと、協定上の義務として、日本としては防衛力を漸増しなければならぬという義務が発生いたしますことは、これもまたきわめて明瞭であろうと思ひます。

(再軍備禁止と基本的人権) (文部委 一七号 三・四頁参照)

○高津委員 ……ただいま寺中政府委員からこの青年学級の教師たる者が憲法を説明する場合に、第九条……委員諸君にもこれを読むことははなはだ失礼であります、あらためて印象を深くするために読みますと、憲法第九条……これは第二章の戦争の放棄の全文でございますが、こういう話を生徒に教えることは何ら教育の中立性のために違反するものではない、特定政党の政策を推進する意味でどん／＼教えるということは困る、こういう意味の答弁があつたのであります、これならば特にファツシヨ的な答弁とは私は認めないのであります、大臣は今私が申し述べた答弁を、私が了解してゐる意味と同様なお考えをお持ちであるかどうか、これをお伺ひいたします。

○大達國務大臣 ……第九条の憲法の説明といひますか、わが国の現在の制度がこうなつてゐるんだということを説明するということは、これは何も特定政党の云々という関係は起らないと思つてあります。ただこれを非常に強調して、一党一派の片寄つた主張を教え込むという点であります、……これはわが国の憲法はこういう制度になつてゐるといふところを何べん話してみたと、これはさしつかえないと思つてあります。ただこの憲法から、わが国は軍備を持つてはいけないのだ、再軍備をしてはいけないのだと、ここまで来るといふと、これはやはり政党の主張に片寄つた教育になる、かように思つております。

○高津委員 この憲法には再軍備を禁止してあるのであり、それで再軍備をしてはならないのだということ言えば、それは教育の中立性に矛盾する……再軍備をしてはならないということが憲法に書いてあるのだから、これをいくら説いてもそれは何らさしつかえないでしょう。

○大達國務大臣 ……現在の憲法においては戦争は放棄してゐる、従つて軍備は持たないのだ、こういう制度になつてゐる。……この制度の説明として、そういうことになつてゐるといふことを言うのは一向さしつかえない。ただ、この制度を改めて軍備をなすべきものである、いや憲法はあくまで維持して軍備をしてはならぬのだ、こういうことは政治的な問題であります。これが現在の政治問題となつてゐる場合に、そのいずれかの言い分を教育の上に持ち込むということは片寄つたことになる。……こう思つており



ます。

○高津委員 ……憲法を改正して再軍備しようという党派もあるのだから、憲法をこのまま維持して軍備をしてはならぬのだ、こう教えることはいけぬと言われるのでありますが、憲法第九十九条には、……國務大臣をその中に特別にするしてあり、そうしてこの憲法は最高法規であつて、いかなる法律にも政令にも優先するものであるというのが第九十八条の定めになつております。そうしてこの法規をかえる場合には、特に単なる多数決ではなしに、やかましい制限が設けられておるほどのものであります。だからこの憲法を教える場合、憲法の柱は三本であります。基本的人権の尊重と戦争の放棄と主権在民と、この三つでありますから、その他の部分を省略しても、この部分には熱を持って、憲法の精神はここにあるのだ。他の条項、主権在民を熱を持って教えると同じように、他の部分は忘れてもここは忘れてはならぬぞ、こう教えても、文部大臣やいかなる方面からも、それをやつてはならぬなんと言われぬ、それを言つたら、それはたいへんなことだと思ふのであります。文部大臣は、憲法を擁護して再軍備をしてはならない、そういうような主張をすれば、特定政党の議論に味方するものであつて、教育の中立性に反する、こういう意見を持つておられるのであるが、それはわれ／＼は了承することができません。今の言葉をそのままで押し切られる考へでありますか。

○大達國務大臣 ……この憲法をかえた方がいいか悪いか、憲法には限らぬ、すべての法律にしましても、その制度をかえた方がいいか悪いかということは、一つの政治上の問題であります。憲法がある限りこれを尊重し擁護しなければならぬ、これは言をまたぬことであります。問題は、憲法をかえた方がいいか悪いかということが、そのときの政治問題として取上げられ、それをめぐつて各党各派が主張を異にして相争つてゐる、論争してゐる場合に、そのいずれかの主張をこの青年学級において教え込むことはいけぬ、こういうことを言うのであります。

○高津委員 憲法は現在再軍備を禁止してゐるわけなんですよ。それで今ある憲法に対して異を唱えて、これを改正してまで再軍備をやるやうという異端者が今現れてゐるわけです。あらゆる学校において、青年学級においても、憲法の原典通りそれを教えるということは何らさしつかへはないのである。……アメリカという国とソ連という国との間にもまれてゐる立場にある日本の現在の情勢から見ると、憲法の第九条の規定はきわめて日本にとつて都合のいいものである。だから国民の大多数の利益を守るためには、この憲法の規定が正しいと私は思つてゐる……だがものを教えるのに、私は重点を尊重する主義でありますから、再軍備は禁止されてゐる。基本的人権は侵してはならないんだ、主権在民はとても大事な点だ、他を忘れてもこの三つは忘れてはならぬのだ、これが現在の規定である、そのように教えることは何らさしつかへないと思ひますが、大臣はこれに同意されますか。

○大達國務大臣 ……私は、憲法の規定を改正した方がいいとか悪いとかいうことだけで、片寄つたもの



だと申し上げるのじやない。これは具体的に実際について判断をしなければならぬのでありますが、たまたま再軍備云々の例をお出しになりましたから、再軍備云々ということになれば、現在の政治問題であり、現在各党各派が主張を異にして論争してある問題であります。その場合にいずれかの党派の主張をそのまま教え込むことが片寄つた教育になる、かように申し上げておるのであります。

(憲法尊重擁護) (文部委 一七号 五・六・七・八頁参照)

○野原委員 ……憲法第九十九条は、公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うと明確に規定してある。一体尊重し擁護するとはどういうことでございますか。……尊重するということは、これは国語学的に申し上げても、この憲法を尊び、重んずるということでございます。擁護するということは、この憲法を肯定し、この憲法を支持し、この憲法を守り抜くということでございます。

○大達國務大臣 ……第九十九条の規定は憲法を尊重、擁護すべしということの規定してあるのであります。これはこの憲法の規定の続く限りこれを尊重し擁護しなければならぬ、この憲法をそのまま置いて、そうしてこれを軽んじこれに違背する、さようなことの許されないことは申すまでもないことであります。しかしながら第九十九条の規定がいやしくもこの憲法をさらによりよくするため、あるいは国家の実情に沿うために、これをかえた方がよろしい、どこをかえた方がよろしい、こういう政治的な議論を一切抑圧する性質のものではないと思つております。

○野原委員 ……第九条はこの憲法という言葉の中に入りませんか。第九条は、改正されない以上は、尊重し義務を負うというこの憲法の中に入ると思つたのですが、いかがですか。

○大達國務大臣 ひろん入るものであります。

○野原委員 そうなれば第九条の規定するところの精神である再軍備反対の教育を教師が行つて何がいけないか。

○大達國務大臣 再軍備をしないことになつてゐるんだ、わが国の建前が。それを教えることは当然であります。これが何も悪いとは言わない。再軍備反対ということばですよ。再軍備をしよう、こういう主張に對してそれは反対だ、こういうことは主張でありまして、それは憲法改正をめぐる政治的な論争でありませぬ。

○野原委員 ……実は御承知のように再軍備反対を唱えている政党が今日あるわけなんです。この九十九条の趣旨に従つてあくまでも憲法を擁護しなければならぬという政党があるわけです。従つて九十九条の憲法を、つまり再軍備反対ということを先生が子供たちに話した場合に、たまたまそういう政党があるために、この教師はいわゆる特定政党の政治的主張をしたのであるというようなことに断定をされるならば、憲法の規定というものを教師は教えることすらもできないということになるわけなんです。大臣はこの憲法の規定を教えることだけならばよいと申しますけれども、あなたの頭の中のその考え方によりまして、



たまたま特定政党がそういう政治的主張をしている、従つて実は教えることすらも許さないのだ。……公務員というものは、この憲法を尊重し擁護することの義務を負うというこの規定に反した行動をしなければならぬ、ということにあなたの御意見はなるわけですが、よろしゅうございますか。……

○大達國務大臣 ……憲法を改正しなければならぬという意見がかりにあつたとして、その意見を述べるということは、第九十九条に違背するものとは思わないのであります。……憲法をそのまま規定を残しておいて、そうしてそれに違反することでも何でもいいからやつちまへ、こういうことを言う者があれば、これは明らかに第九十九条に違反する。しかしながら、憲法を改正した方がよろしい、こういう主張をするということが第九十九条に違反するとは私は思わないのであります。もし第九十九条がそういう主張をすることまでも押えつけてしまうことであれば、……わが国の政治家の政治的な意見の発表をそれで押える、そうしてわが国の政治の進歩をとどめるものになる。こういうふうには私は思う。

○野原委員 ……憲法に書かれてあることを忠実に守る教師があつた場合に、たまたま特定政党がそういう主張をしているからといつて、それにひつかけて教育の中立性を阻害したというような考え方でその教師に臨むことがいけない、ということをやつてはいるんです。よろしゅうございますか。憲法の改正を主張することはあなたは何らさしつかえないじやないか、こう言う。それがさしつかえないごとく、憲法に規定されてあることを尊重し擁護して、あくまでもこれに信念をもつて教育する教師が一体何がさしつかえ

があるでございませう。何にもさしつかえないのです。ところがあなたの先ほどの高津委員に対する御答弁を聞いておりますと、あたかもさしつかえがあるかのような、はつきりあなたはそういう政治的主張のある特定の政党がやつている場合には困るのだ、そういうことがあつた場合には憲法に書いておつてもこれはできないのだ、こう言われるので私は質問をしているわけでありませう。重ねてもう一度元にかえつてお尋ねをいたします。再軍備反対という教育は先生はできないのかどうか。……

○大達國務大臣 御承知の通り再軍備をすべきかあるいはすべからざるか、これはわが国の近年の上下を通じての一番大きな問題として扱われている政治的な問題であります。そこで、たまたまその政治的な問題をとらえて、……ただ現状はこうなつてはいる。ということの説明することはむろんさしつかえない。ただ再軍備をするということはいけないのだ、こうせねばならぬとか、つまり将来の問題について政治的な論争になつてはいることを取上げることはよろしくない。……この憲法はむろん尊重して、軽々しく変更すべきものでないことは常識であります。しかしながら憲法自体がその改正というものを予想している。憲法自身の中に改正の場合の手續を規定している。でありますからして、これは改正すべきものであるか改正すべからざるものであるか、これが政治的な論争になることは当然であります。それを改正しなければいかぬと言うのはよろしくない、……ごく早い言葉で申しますと、青年学級を開いて、地方青年を集めて、そうしてどうしてもわが国は再軍備をしなければならぬのだ、こういうことを教えることはよろしく



ない。同時にまた絶対に再軍備をしてはならぬ、こういうことを教えることもよろしくない。それは青年学級をして一種の政壇演説会にしてしまうのであります。私はさようなことは困る、少くともこの法律に於いては期待してやらぬ、こういうことを申し上げているのであります。

○野原委員 ……再軍備に関する問題は今日政治的論争の中心になつてゐるから、教師が再軍備反対の教育をすることはいけない、こういう御見解であると承つてよろしゅうございますか。……

○大達國務大臣 わが国の現在の情勢におきましては、再軍備反対という主張を青年に教え込むことはよろしくない。同時にまた再軍備をしなければいけないのだ、この主張を教え込むこともよろしくな  
S。……

○松平委員 ……現行の憲法において再軍備を否定している。従つて教師が九十九条の公務員の憲法遵守の義務に従つて再軍備はいけないのだ、こういうふうに教えることは憲法違反にはならない、また教育の中立性の違反にもならない、こういうふうに思いますか、その点はさしつかえありませんか。……そうでありますならば、代議士も公務員でありますか、たゞその代議士が青年学級に頼まれて行つた場合に於いて、それと同様のことを講義した場合には、かりに代議士の所属の政党が憲法擁護、再軍備反対ということでありましても、公務員たる代議士の資格として行つた場合にはさしつかえないと思つたのですが、その点はいかがですか。

○大達國務大臣 ……わが国の憲法はかようなことになつておるといふことを説明することは何もさしつかえない。

○松平委員 青年学級の学習内容は、政治教育を含んでありますかどうか。

○大達國務大臣 含んでおると思います。……

○松平委員 政治教育とはさようなことであるとするならば、その政治教育の一つとして、再軍備とか……軍備の問題も私は政治問題の一つであると思つたのですが、そういう再軍備等を含む政治問題について批判力を与えるために、むしろ青年に対して正しい知識を与えるためにいろいろな意見を教えるということの方が、青年学級の目的に合致してあるといふふうに思つたわけですが、その点はいかがですか。

○大達國務大臣 それはさしつかえないと思つた。

○松平委員 そうであるならば、特定の政党の主張する再軍備反対であろうが、あるいは再軍備賛成であろうが、そういうものを禁止する必要はないと思つたのですが、その点はいかがですか。

○大達國務大臣 ……教育がある一派に偏することになるかならぬか、これは具体的な場合の判断であります。……一党一派の主張に偏する結果を来してはならぬ、こういうことを申し上げておるわけでありま  
す。

○松平委員 そういふことであるならば、偏しない程度において特定の政党の主張を教え込むということ



は何らさしつかえない、そういうことになりましたが、それでいいですか。

○大達國務大臣 偏しない程度と言われるけれども。偏しない程度において特定の政党の主張を教え込むということは、すなわち偏するということであります。

○山崎(始)委員 ……私別な角度からお尋ねしてみたいと思うのでありますが、教育基本法の八条の、教育の中立性というこの規則が、青年学級を實際に運営するにあつて適用されるのでありますか、されないのでありますか。

○大達國務大臣 あれは「学校は」とありまして、学校教育についての規定であります。これは毎々説明申し上げたように、いわゆる学校教育の範疇には一応入らないものでありまして、社会教育として扱われておるのであります。従つて教育基本法第八条の適用がない。それに対応してこの十一条の規定が法律案に盛りれておるわけであります。

○山崎(始)委員 教育基本法の第八条の第二項の教育の中立性の問題は、ただいまの文部大臣の御答弁では、これは学校じゃないんだから適用されない、こうおつしやつたのではあります。そうすると、青年学級という一つの教育の場というものは、教育基本法の八条二項の、いわゆる中立性の規定に関する教育の場ではないという御解釈ですか、……

○大達國務大臣 ……青年学級というものが、社会的の普通の観念からいつて学校と認むべきものである

かどうかであるか……ただ第八条の規定は、「法律に定める学校は」という一定のわくをはめておりますから、青年学級というものは入らぬ、こういう意味であります。

○山崎(始)委員 実は私がこういう問題をお聞きしていますことは、青年学級を運営されまると、初期の講師は、おそらく大部分が現在の義務教育の学校に従事してある先生である、あるいは高等学校の先生方が實際に教えられる衝に当られると私は解釈するのであります。そうすると、ただいまたまたま話か再軍備の問題になりましたが、再軍備あるいは再軍備でないとかいう問題にかかわらず、教育基本法の八条の教育の中立性の問題に関連いたしましたして、この青年に教える先生の身分は、あくまで公務員であります。この人が、今言つた教育基本法の八条の教育の中立性云々の教育の場ではないという解釈に基いて、もし政治的な発言があつた場合は、この教育基本法の八条の適用は受けないということに解釈してよろしゅうございますか。

○大達國務大臣 ……八条の規定には、「法律に定める学校は」とある。それで「法律で定める学校」とは何であるかという、学校教育法第一条に、「この法律で、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」こういうふうな形式的にこの法律に定める学校というものを限定してあります。従つて青年学級というものは、少くともわが国の法律の上においての学校ではない。従つて教育基本法の第八条の規定は、青年学級には適用がない、従つてそれに照応する規定を



この十一條に設けてある、こういうふうには御了解をいただきたい。

○山崎(始)委員 ……学校の先生が、かりに講師に頼まれて教える場合に、政治的な言があつた場合は、もとより取締られることだろう。文部大臣の今日までの御答弁の中から推察いたしましたして、あなたのお考えならば、お前は不都合しやないか、こういうことを教えているじやないか、政治問題に論及してあるじやないか、こういう問題が必ず起つて来ると思うのでありますが、その場合は何によつて取締られますか。

○大達國務大臣 青年学級で、学校の教員がいわゆる特定の政党の利害に関係するようなことを教える、こういう場合には、第八條の違反にはなりません。教育基本法の第八條の規定に違反したというわけではないのであります、それはこの青年学級の法律によつて是正せられる、こういうわけであります。

○山崎(始)委員 そういたしますと、あくまで教育基本法の八條の適用は、もしそういう場合が起つても受けないということになるわけですね。

○大達國務大臣 その通りです。

○山崎(始)委員 ……実はこの危険性は実際の運営にあつて非常に起ると私は思う。なぜならば、青年学級の対象となるところの生徒と申しますか、年齢層を考へてみましても、これは御承知のように義務教育を出た者でありまして、おそらく年齢も相当高い者がいるだろう。そうなりますと一つの科目を教えます

しても必ず現実の問題が出て来る、時の政治の問題が出て来る、こういうことになりたがるのであります。たとえて言いますと、その青年学級をやつております付近にかりに軍事基地なら軍事基地という問題が現実にあるといたしますれば、先生はこの問題に対してどういう考へ方をしてるか、これはどういふふうな考へ方になるのが正しいのか、こういうような問題が出て来ることは私は避けることはできないと思ふのであります。…そのときにもし大臣が今御答弁のようなものの考へ方でもつて、その中立性云々の御判断の基礎にされるようなことでありましたならば、おそらくもう教へに行く学校の先生は恐ろしくつてこわくつて、いつ大臣からしかられるかわからない、いつ教育委員会からブラック・リストに載せられるかわからないという現実の問題が必ず起つて来ると思う。それで私はただいま第一に教育基本法八條の解釈をお尋ねしたのであります、この点は非常に私は重要であらう、かように解釈いたします。…

○小林(信)委員 ……青年学級の問題はやはり重大なる問題だと思ふ。大臣としましては御自分が一半の答弁をなさつておられるようでありませんが、私たちにびたつと納得できないところがあるのであります。…

(教育の中立性と再軍備) (文部委 一八号 二・三・四・九頁参照)

○高津委員 ……教育の中立性に反するものであれば、そのものを嚴重に注意しておつて、そのいうことのないようにせよという次官通牒が、一週間ばかり前に文部省から出された矢先でありまして、憲法第九條にはこういうふう書いてありますという、軽く一応の話はしてもよいが、そこを熱をもつて教えるのは



中立性の違反になる。……明らかにそういう答弁であつたことを私は信じております。繰返すようで恐縮ですが、……軍備を持たないというこの第九条においても、熱心に教えて何らさしつかえはないものである、それは少しも教育の中立性と背反するものではない、このように私は確信するのであります。が、大臣の責任ある答弁をいま一度承りたいと存じます。

○大達國務大臣 ……この法律案の第十一条の二号に書いてありますことは、要するにその場合場合の実際について客観的に見て、これが特定政党の道具になつては困る。一口に言うと、昨日も申し上げましたように、これが自由党の政談演説会になつてしまふ、あるいは共産党の政談演説会になるような実体になつては困る、こういう意味であります。……ただその實際上、これがはたして政党の道具になるような意味において運営されておるかどうかにつきましては、これはそのときの客観的な実際について判定をして、そうして実施機関によつて、市町村の教育委員会においてそれをさしとめる、こういう仕組みになつておるのでありますから、実際におきまして、御心配のような点はないものと考えております。

○高津委員 ……御答弁の中で、客観的な判断において、その実情をどうきめるかということが実に大問題で、現在日本の憲法の第九条は、これは軍備を禁止してある条項であることはきわめて明瞭なのであります。まして、戦車を持つておる、高射砲を持つておる、それを写真にとつて全国の小学生に見せれば、それはみんな戦車だと言うわけです。中学生も戦車だと言うわけです。それを特車という名前をつけて、戦車で

はないと政府は言いくるめておるわけです。……それで社会通念や、あるいは国民の常識に反すること、言葉だけで、戦車ではないのだ、あれは特車だ、こう言つておるわけです。憲法の第九条でもその解釈を拡張して、軍備をしないというのを、どん／＼自衛力漸増で、軍備をするというようにまで、憲法でもそのくらい幅広く解釈するのでありますから、今の大臣の御答弁によれば、客観的な判断に基いて、そのときの実情を調査して、中立性を破つたものか、破らぬものかを地方教育委員会が決定すると言われるが、その地方教育委員会がどんなことをするか、中には非常に保守的な教育委員会がありまして、……田中久雄君は本会議の席上で、あれは日教組の教員が政治活動をやらぬように、それを監視するため、自由党が政略的につくつたものだ、こういうことを明らかに指摘されたいであります、この法案が成立すると、義務教育に携わつておる教員の四割も五割もが、今度青年学級に非常なる過労において携わらねばならぬことになるのであります。それをまた教育の中立性に違反した、今のは、あそこに力が入つておつたというようなことで首にする、赤のパージではない、桃色のパージということもあれば、まるで白のものでも、気に入らねば、あれは第九条を熱心に教えておつたということではひつかかれるよ。うなおそれが十分あるのであります、私は大臣の御答弁では満足できないのであります。……

○大達國務大臣 地方教育委員会におきまして、この第十一条に掲げられた趣旨をはき違えて、そうないものに対しても禁止あるいは停止の命令をするというようなことが、実際において全然あり得ないとは



私も考えない。そういうことはあるかもしれないぬとは私も考えます。しかしながら御承知の通り、市町村の教育委員会というものは、単位の教育行政の衝に当たつておるのであります。でありますから、この教育委員会にやつてもらう以外に、現在の制度の上においては、これはやりようがないのであります。現在御承知の通り、市町村の教育委員というものが、市町村における学校の教育の事務をとり、またその運営について責任を持つておるのでありますから、これがどうもボスがあつて、不都合な決定ばかりをする。この地方教育委員会というものは信用できないものである、こういうふうにお考えになつておる面もあるかと思つてありますが、今日の制度を中心として考えますと、地方教育委員会にやつてもらうよりほかにないのであります。……

○高津委員 ……今法案の審議が青年学級振興法になつておりますから、青年学級振興法の問題だけについてお答えのようでありますが、教育の中立性という問題は、義務教育のみならず、大学、大学院、一切の教育面全部わたることでありまして、文部委員会としては、教育の中立性の限界と、政府のこれに対する理解ということは、実に重大問題でありまして、必ずこれは公聴会を開いて、さらに一般の認識や、実情をもここで調査せねばならないほどの重大な問題であります。それで、一番末端の青年学級の問題であるが、自分は大きなことを言つていふのだ、大きな質問がここに現われておるのだ、このように考へて、青年学級に限らないで答弁をしていただきたいのであります。

それで、憲法を教えることはさしつかえないのだ。そこを他の重要な二つの憲法の要目と並べて熱心に教えることもよいという答弁に本日はかわつて参つたのであります。だが客観的に見て中立性に違反しておれば、それはいけないのだ、そこへひつかかつておるのです。私は拡張解釈はこの内閣のいつもやる手であるから、ここで拡張解釈が行われないという保証を、あなたから何らか提示していただきたいと思ふ。……

○大達國務大臣 ……行政機構が定まつておれば、その機構を構成する人が法律上の権限を行使するのは当然でありまして、その権限の行使を誤つた場合における措置につきましては、別途にこれを是正する仕組みがあると思ふのであります。さようなわけでありますから、地方教育委員会という機構がある限り、この機構にゆだねる以外には法律のこしらえようがないのであります。……

○高津委員 ……そういう誤りを犯す者があつた場合には、それを別途に罰する規定があるかと思ふのであります、というのか、あると思ふのでありますというのか、明瞭でないのであります、文部省はその罰則をこの際明らかに示しが願いたい。

○大達國務大臣 私は罰則云々と申し上げたではありません。……地方教育委員会につきましては、もちろん罰則とか、すぐ刑罰をもつてそれに臨むということは、その場合によつてあるかもしれない。しかし



それはそれ／＼の場合の規定であると思ひます。地方教育委員会につきましては、やはりこれを指導し、助言し、監督して、そういうことのないようにさせる。はなはだなまぬるいことであるかもしれぬけれども、そういう是正の道はあります。

○山崎(始)委員 ……青年学級の受講者が年齢的に見ても、義務教育の児童、生徒のごとき子供と相当違うので、教育中立性の紛争というものが私は絶えず起つて来るだろうと思ふ。これを私は一番おそれるのであります。特にこの青年学級法案の第十七条を見ますと、「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。」という罰則規定がありますが、おそらくこの罰則規定の内容なるものは、大部分が教育の中立性を侵したとか、侵さぬとかいう問題がほとんどになりやしないかと、私は今から杞憂を持つものであります。そういう観点から私は、教育の中立性の解釈の範囲といひますか、この問題は特にたゞび起るであろうという懸念があるだけに、私はよほど明確に大臣の御見解をきめていただいておかないといけないのじやないか、かように私は思うのでございます。それでこの青年学級振興法案の十一条の二、三号あたりを見ますと、この青年学級振興法案においては、いわゆる学校ではないのだから、教育基本法の八条は適用しないのだという昨日の御答弁でありましたが、ただいま私が申し上げます青年学級振興法案の十一条の二号と三号のこの二つの項目は、ちやうど教育基本法八条の二項をここへ移しかえたという印象を持つものであります。が、さやうでありましたら、どうでありますか。

○大達國務大臣 大体その通りであります。

○山崎(始)委員 ……そういったしますと、青年学級のこの規定が適用される場所というものは、あるいは公民館をさすのでありますか、それともその授業をやる学校の建物の内部だけをさすのでありますか、どこをさすのでありましようか。

○寺中政府委員 この条項によりますと、実施機関は、青年学級において、これ／＼の行為を行つてはならないということになつておりました、この青年学級というのは、自治機関すなわち公民館あるいは学校の行う事業であります。この青年学級とは、そういう性質のものであります、別にそのための特有の建物を持つておるわけではありません。場合によつては、お寺を借りてやることもあり、またある場合には野原でやることも考えられるというわけでありまして、ただ青年学級として、公民館なら公民館が事業主体となつてやつておるこの事業の中において、そういうことが行われることはおもしろくない、こういう意味であります。

○山崎(始)委員 場所の範囲はよくわかりました。ただ私たちのおそれますことは、青年学級という一つの社会教育の立場から見た場所というものが、実際問題とすると、非常にあいまいになることがたび／＼起るだろうと思ふ。…結局山であろうと、川であろうと、お寺であろうと、学校であろうと、教育の中立性を侵害するような危険性が、いわゆる学校教育とは違つて、起り得るおそれがあるということに、私



も了解するわけではありません。……憲法を教えるときに、憲法九条を、再軍備をやつてはならぬのだ。日本の憲法というものは、いわゆる基本的人権と、平和と、そうして主権在民の三つが骨子なんだ、とこういう場合に、再軍備をやつてはならぬのだ、とすることはさしつかえがない。しかしながら、憲法の講義をやるとき以外において、再軍備をやつてはならぬという言葉は、これは政治的な言葉だ、だからそれは教育の中立性の侵害である。こういう御答弁であつたのでありますが、私は、教育の中立性の問題が起つたときに、大臣のようなお考えであつたならば、あらゆる面において、時の政治問題あるいは経済問題を取上げて講義をする場合、その講師が話をすることが、実際問題としてできぬ、このように私は思うのであります。……ただ単に、再軍備の問題を話をするのでも、憲法九条の講義をするときだけに話をするのは、それは学問上教育の中立性の侵害にはならぬと言われますが、私がただいま申しましたように、経済の問題を説いておつても、受講者の年齢などから申しまして、再軍備の問題へ入らざるを得ないような講義内容になつて来るおそれがある。あるいはまた軍事基地の問題をとらえて、先生は一体軍事基地の問題をどう思うか、こういうような問題が常に課題となりたがるだろうと思つておられます。そういうときにも、軍事基地に對しいいのか悪いのか、とことんまで突き詰めて来る、質問をして来るおそれがあると思つるのであります。……私は、義務教育の場合の教育の中立性の紛争問題とは違つて、この青年学級をやつた場合には、多分にこれが出て来る、このように思います。……この青年学級振興法の第十七条を適用さ

れたならば、教える先生というものは、これはもう罰金だらけ、体刑だらけの問題が起つて来る。かように思うのであります。受講生の年齢その他から見ても、実際問題として憂慮にたえぬから申し上げるのであります。……そういう危険性があるかないか。大臣はさつき、それは地方の教育委員会がやることなんだからと、こういう御答弁であります。が、いわゆる文教政策の最高責任者であるところの……大臣は危険性があると思ひになられますかどうか。あると思ひになられますならば、第十七条の罰則規定は大いに考へなければならぬ。……

○大達國務大臣 教育基本法の第八条の、いわゆる教育の中立性に関する規定、これは必ずしも義務教育学校だけに限られておるのではない。……大学以下すべての学校に通ずる原則となつております。

そこで、この十一条の解釈について、とかく疑問が起りがちである。従つて非常にこの規定があると思ひを起しやすい。こういう御趣旨のようでありませんが、その点は、教育基本法の第八条につきましても、同様な問題であります。しかしながら、さればといつて、その規定がなくてよろしい、こういうものではないと思つておられます。ただ実際の適用にあたりまして、これが常識的に見て、あまり変なことにならぬようにするということは、これはもちろんであります。適用の場合におきましては、個々の具体的場合について判定する以外にはないのでありますが、……私は、憲法の講義のときにでなければ、再軍備は許されないということを言うてはならぬ、そういう意味のことを申したつもりはないのであります。実際



には、客観的に見て、その青年学級というものが、あたかも特定政党の道具であるかのごとき観を呈する。あるいはある政党の政談演説会のような観を呈する。こういうことはいけない。この判定は、地方教育委員会がその実際を見て、そうしてそれに対して注意を与える。あるいは禁止、停止をする。なお、それでもきかないものについては、罰則の適用がある。その罰則を適用するにあたって、地方教育委員会の判定が間違つておるということであれば、これは裁判官の判断にまかせるよりほかはないのであります。でありますから、すべて一定の権限あるいは一定の禁止、制限の規定というものは、これが全然間違いなく施行せられるということは、人間が施行する限り、間違いがあり得ないのだということは申し上げられません。しかしながら、やはりこれは教育の中立性という意味から、なければならぬ規定であると思うのであります。その実際の適用につきましては、非常識なことのないようにいたしたい。趣旨は、たゞいま申し上げましたような、これが政党の道具になつたり、あるいは政談演説会場化するとかいうことをとめた趣旨であることを御了承願いたいと思ひます。……

**○高津委員** ……憲法第九条を教える、その言い方がどうこうというのではないという表現でもつて、主権在民、基本的人権と同様、再軍備せずの第九条を熱心に教えてもよろしい、そういう意思表示をなさいました。それでは昨日の答弁がある程度緩和されているのではないかとも思われる。……しかしそれでは昨日教育の中立性に関する大臣の御答弁は、憲法九条を熱心に教えるということとは、実はそれが政党間の

政策上の論争点になつている現状から見て、教育の中立性の点から問題になる、このように申されておつたのであります。これは明らかに相違しているのであります。私たち文部委員はいずれを政府答弁と認めようか、どちらをとるべきか。これをまず聞きます。

**○大達國務大臣** ……要するに現在の憲法の説明として、再軍備をすることは許されない。憲法を前提として言う限り、これは一向差支えない。いくら熱心に言つても、これは差支えないと思つてあります。ただ現在の政治問題としてこれを扱つて、この憲法を改正して再軍備をしようことはいけないんだ。つまり現在の憲法というものを前提にしないで、現在の政治問題をとらえて、現在の政治問題は、改正をして再軍備をすべきだ、絶対に改正すべきでない、あくまでもこの憲法を維持して、再軍備に進んではならぬ。……そこで、今日申し上げましたのは、法律の趣旨として、そういうことのないように、これが政党の道具になつてみたり、客観的に見て実情がそういうことになつては、それでは困るというのがこの法律の趣旨であるということをお願いしたのであります。私の申し上げた意味は、昨日とそうかわつておるとは思つておりません。……政治問題として取上げた場合は、これに抵触する場合があります。憲法を前提として再軍備するのは許されないのだ。こういうことを言うのは差支えないと申し上げたのであります。

**(MSA援助と保安隊)** (文部委 一九号 三・四頁参照)

**○野原委員** 今日政治的論争の中心題目となつておりますMSAについて、教師が、MSAの援助を受



けることは、これはわが国にとつては問題がある。こういうような教育をしたとします。これはいかがでございませうか。

○大達國務大臣 MSAの援助を受けるということは、わが国にとつては一つの問題である。またこれについては各党の間に議論がある。こういうことを言うことは、さしつかえないと思うのであります。その程度であれば、さしつかえないと思ひます。

○野原委員 それでは保安隊について、保安隊は軍隊であるか否かが問題になつておりますね。ある者は軍隊であると言ひ、そして自由党は軍隊でないと申されておるのでございませうが、保安隊は軍隊でない、こういう教育を教師がしたらどうなりますか。

○大達國務大臣 保安隊が軍隊であるか否か、これはまあ認識の問題だらうと思ひるのでありますが、それが軍隊である、あるいはないという判断の問題が、すぐ政治の問題に直結しておるのでありますから、やはりそういうことを言うことは、片寄つた教育になる、こう思ひます。

○野原委員 非常に困るのですがね。実は生徒から質問を受けるのです。このごろの生徒というものは、高等学校あるいは中学校以上くらいでも、相当政治については関心を持つておりますから、先生、保安隊は軍隊であるのですか、ないのですか、という質問を受けたときに、先生は口をつぐめと大臣はおつしやるのでございませうか。お尋ねいたします。

○大達國務大臣 ……そう一々の言葉の言い方というようにすることに拘泥してゐる意味ではないのであります。……ただ昨日も申し上げましたように、これがある党派の主張を、……客観的に見て、青年学級がある党派の道具になつてゐるような感じがする、あるいはまた、まるで政談演説会のような観を呈する、これが困るといふだけであります。

○野原委員 そういたしますと、保安隊は軍隊であります、あるいは保安隊は軍隊だと思ふ、このように教師が断定してもさしつかえないと、こう受取つてよろしいのでございませうね。

○大達國務大臣 それを一言言うくらいはさしつかえないのであります。……つまりこれを軍隊なりとして、はなはだ不都合である、こういう党派の主張を青年学級において徹底させるという客観情勢であれば、これは困る、こう思ふのであります。

○野原委員 教師は、少くとも子供に話したことについては責任を負わねばならぬのであります。いやしくも保安隊は軍隊である、このように断定をした以上は、軍隊であるところの証拠を子供に対して与えなければならぬのが教師の役目であります。……あなたは文部大臣として、一体教師は結論的なものだけを与えて、その理由を示すな、こう仰せられるのですか。……

○大達國務大臣 ……青年学級において、ある特定の政党の主張を鼓吹する意味において、もしくはそういう政治的な意図、意思をもつて教育が行われる、こういうことはいけない、かように御了解を願ひたいと



思います。

○野原委員 これは大事なことでありまして、実は大臣がこの教育の中立性についての御意思が表明せられてから、全国の教師諸君は悩んでおるのです。少くともあなたの責任で教育委員会に通牒を出された以上は、私どもはこれを究明しなければならぬ。……一体この教師の発言した言葉というものは、政治的意図があつたかなかつたかということは、これは主観の問題であつて、非常にむずかしい。教師に言わせれば、政治的意図はなかつたと言うし、あるいは政府に言わせると、それは政治的意図を言つたのではないかという断定が下される。そういうところから、私どもは基準を客観的に求める必要があるというので、……再軍備反対に対する大臣の御見解をたじたのであります。……時事問題について生徒から質問された場合、たとえばMSAについて、MSAは日本の経済の復興に貢献すると内閣は言つておる、反対側はそうでないと言つておるが、先生どうなんですかと、こういう問題が出されたら、これは大きな、政治的な公民を育成する立場から、教師はこれをテーマとして討論をさせ、指導して行かなければなりません、うっかり指導すると、政治的論争の中心題目に触れたというので首になつたり、戒告をされたりしたら、これはたまつたものじゃない。……そこで時事問題についての教師の指導の限界というものを、ただいま私の申し上げたような立場から、どのようにお考えなのか……。

○大達國務大臣 ……あの通牒によつて新しいことを言い出したのではないのでありまして、わが国の教

育の基本として、すでに教育基本法に書いてあるその重大な原則を示して、注意を喚起したにすぎないのではありません。あの通牒は、あれ自身が新しく始まつたものでも何でもありません。そこで教育基本法の解釈として、どういふ教育は一派に片寄つたことになるか、これは解釈の問題としては残りましょう。しかしながら、そういう中立性という基本的な原則が打立てられておることは間違いないのであります。私は政治問題に関するある特定政党の政治的主張を鼓吹するという事実が客観的に見てあれば、これは片寄つた教育であり、学校教育においては教育基本法に触れるものである、かように考えておるのであります。先ほど私は、さような意思をもつて云々と申しましたが、これはなるほど主観的な問題であつて、本人がそういう意思はなかつたと言えばそれまでという、これもごもつともあります。しかし各種の刑罰法令等におきまして、一定の目的を持ち、一定の意思を持つてやつたということが犯罪構成の前提になつておる場合がきわめて多いのであります。……これは結局その情勢によつて認定する以外にないのであります。最後のところに来れば、裁判官の認定にまつよりほかない、こういうことになると思ふのであります。

(MSA援助資金) (通産委 七号 二・三・四・五頁参照)

○柳原委員 アジア並びに太平洋諸国へ、MSA援助資金が相当うまく流れていることは御承知の通りであります。このアジア、太平洋諸国のMSA援助資金から、日本へ過去どれほどの買付が行われたか、



御説明願います。

○中野政府委員 昭和二十七年度の、いわゆる広義の特需の内訳といたしまして、海外需要という項目がございます。これが今仰せになりました、アジア諸国に対するMSAの援助資金のみではないのでございますが、それが二十七年度の実績において、二千六百万ドルと調査いたしました。

○柳原委員 詳しい数字はわからないようではありますが、日本の国がこのMSA援助の資金によつて、相当外貨を収入し、わが国の産業が潤っていることは事実でございます。今年も御承知のように、このMSA援助資金が十億ドルを突破いたしました。そういうことになりますと、わが国は、日本を除くそのMSA援助の資金というものに、重大なる関係を持つて参ります。……諸外国はどういう条件でこれを受けておるかということは、通産大臣としては非常な関心を寄せられていることだろうと思ひますが、過去、大臣はこのMSA援助資金について、諸外国との間にどのような条件で結ばれておるかということにつきまして、御勉強、御研究されたことにつきまして、概要でもけっこうでありますから御説明を願ひます。

○岡野国務大臣 一応話は聞いたのでございますが、あまり広汎のもので、御答弁を正式にするだけの知識が固まつておりませんから、政府委員に答弁させます。

○中野政府委員 ……この相互安全保障計画、MSAの内容は、軍事援助、経済援助及び技術援助の三つにわかれておるのでございますが、その内訳は、御承知の通り五十数箇国、ヨーロッパ、あるいはNAT

○ ……北大西洋同盟の諸国及び近東地区の各国及び北アフリカの諸国、台湾を含む東南アジアの諸国、ラテンアメリカ諸国というふうに大きく分類いたしますとわかれております。そのうちヨーロッパ、近東、アフリカ等を取除きまして、東南アジアにおきますMSAの状況を簡単に申し上げますと、これらの諸地域においては、共産主義勢力の侵略が行われ始めておる。しかも世界第二次戦争後の国力、経済力の疲弊がまだ回復しておらない。また戦後新たに独立を獲得したものもある。しかしてそれらの新独立国においては、政府の力がまだ獲得されておらぬというようなことでありますので、MSAといたしましては、軍需品そのものの供与をいたしておるところもございませし、機械、原料等の供給をいたしておるところもございませし、また軍事技術の援助、訓練等をいたしておるといふようなところもあるものでございませす。今申し上げます国別の援助の金額等につきましては、後ほど資料にしてまとめられる範囲でお配りしてはいかかでございますか。

○柳原委員 ……過去わが国にMSA資金によつて買付を行った国はどここの国とどここの国か御説明願ひませす。

○山手委員 今の問題に関連するのですが、駐留軍の方で発注してある砲弾そのほかで、正式には今統計を申されました中に入つておるだろうと思ふのでありますが、いわゆる特需になつておつて、砲弾の引取りだけは保安隊がしてある、こういうものが相当の額に上つておるようでありませす、これはどのくらい



あるものか。MSAの援助を日本が受けるのかなんとかいうことで適用されることになつた場合に、従来からすでにそういうふうな特需というてもらつておつたものを、これから振りかえられたりするような事態もあり得るわけです。そういうものがどのくらいあるか、ここで明らかにしてもらいたいと思います。

**○中野政府委員** MSA援助に切りかえられるかどうかということは別問題といたしまして、日本において今日まで特需として兵器の受注を受けました金額は、二十七年において四千百万ドルでございますが、この四月から六月にかけて、さらに二千数百万ドルが追加されて、合計六千数百万ドルに相なる見込みであります。

**○山手委員** ……日本側が砲弾なんかを受取れというふうな指令を受けてあるものがどのくらいありますか。

**○中野政府委員** 今まで向うの兵器、弾薬の特需として発注せられたもの、それが製品としてでき上つて、そのうち日本が受取れと言われておる数字でございますが、それは保安庁その他の関係じゃないかと思つておりますが、通産省としては存じておりません。

**○長谷川(四)委員** ……MSAの問題を他山の石のようにお考えになつていけませんか。これは外務大臣の問題ではありません。日本の経済をどう持つて行こうかという、あなた方が考へておるところの産業構造の一端をどういうふうを持つて行こうかという経済の基本的なものでなければならぬ。これを大臣

も、また局長も、MSA問題は、よその問題と考へておるんじゃないですか。これは日本経済の根本の問題でなければならぬ。……実際の国内経済という点から言つたならば、全部あなたが持たなければならぬ問題になつて来る。こういうような考へからいつて、……軍事だ経済だとかいうこの三つのうちで、MSAの援助をとるとすれば、それを基本としてあなたは受入れて行きたいというお考へを持つておりますか。

**○岡野国務大臣** ……軍事援助になるだろうか、経済援助になるだろうかというところで問題になつておるのだらうと思ひます。われ／＼といたしましては、これはいわゆる国家最高の問題でございます。通産省の貿易第一主義から申しますれば、むしろ多い方がいいのでありますが、私どももいたしましては、経済援助の形においていただく方がぐあいがいいんじゃないか、こう考へております。

**○永井委員** ……一体朝鮮事変対して大臣は正確にどういふ認識をしているのか、MSAの現在の進度においてどういふふうな考へ方を持つておるのか、この意味するものが何であるか、こういう認識をまず明確にしなければ議論がはつきりして来ないと思ひます。そういう意味において、あらためて朝鮮事変に対する大臣の考へ方、MSAが現在わが国において、政治問題としてこれだけやかましくなつておる問題がどこにあるのか、こつちは経済援助を希望するのだ、その金額の問題が問題なのか、軍事援助というような内容が問題になつておるのか、この二つの点をまず明確にしたいと思ひま



す。……

○岡野国務大臣 ……朝鮮事変の見通しについて……御承知の通りに経済というものは何か動けばそのときに金があることはわかっているのですから、むしろそういうことで、やまつたということそのものによつて軍の移動でもあるということになれば、やはり日本の経済としてはそれだけ活動力が増すのでして、これはいわゆる貿易に関するところでございますから、貿易はよくなる、こう私は考えていいと思います。

もう一つ、認識の点でございますが、これは先ほども申し上げましたように、捕虜問題がまだほんとうは片づいておらぬのですが、捕虜問題を片づけるにつきましても、一昨年の七月から約二年間かかつてこまで来ておるのでございますから、この問題よりもっと大事な政治会議があとに控えているということになりますれば、この朝鮮事変がほんとうに片づくというのは少し先の場合じやないか、そういったしますれば、やはり両方とも軍備というものをそうスロー・ダウンしてしまわない……少くとも朝鮮戦線において国連軍方面でスロー・ダウンすることはないのでやないかという私の考え方でございます。そこでアメリカの国務省方面でも言っておりますように、二年間くらいは日本に対する特需はあまりかわらないだろうということは、私もそうであろうと判断をしている次第であります。

それからM S Aの問題は、なるほど予算委員会などでたいへん問題になつておりますけれども、このM S Aの問題が軍事援助で来るのか、経済援助で来るのか、技術援助で来るのかは、まだ政府といたしても承知しておらぬ次第でございますから、私自身も承知しておらぬのであります。しかしながら私は貿易の面から申し上げますれば、日本に金の入つて来る何かのことがあるということは、まずわれわれが一生懸命に努力しております輸出第一主義に徹底するためにいろいろな準備をし、また政策を行いつつあります。それを進行の非常に都合がいいわけでございます。結局特需のある間にわれわれは自立経済に持つて行く、その特需が一、二年確保されるという見通しがつくならば、われわれとして十分なる施策ができる、こういうことに考えられますから、その点は御了承願いたいと思います。……

○柳原委員 ……時たま国会の予算委員会と相呼応いたしましたして、二十三日にアメリカの国務省がこういうことを言っております。日本とM S A協定締結については、確かに正式な交渉は行つてはおらないけれども、M S A援助計画の一般的性質を日本に知らしてあることは事実であると言つております。そうしますと、これは先ほど言いましたように、M S Aとわが国の産業というものが密接不離な関係である関係からなぐめまして、岡崎外務大臣も、この日本に知らしてあるところの援助計画の一般的性質だけは確かに御存じだろうと思ひます。……その一般的性質について大臣から御説明が願ひたいのであります。

○岡野国務大臣 ……これはたしか昨日でございましたか、来たということ、予算委員会で臨席しておつて私は聞いたことあります。まだ岡崎さんとその話合をする機会もございませんし、明日閣議がございしますから、そのときに岡崎さんにかなる向うのお示しがあつたのかよく聞いてみたいと思ひ



ます。

○柳原委員 ……将来の通産行政に前途暗胆たるものを思わせるものがあります。私は岡野さんが外務大臣に対して積極的に質問されてもしかるべきものだと思う。そういうことについて私は努力が足りないのではないか、こういうふうに思うのであります。まあ知らなければ知られないとして、今後とも大いに勉強してもらいたい。先ほど私が質問いたしました中の、日本の国にM S A援助によつてどれほど買いつけておるか、その国はどこどこか、こういうことについてはあとから資料でけっこうでありますから提出を願います。

(朝鮮事変と武器生産) (通産委 一〇号 三・四・五頁参照)

○小平(久)委員 ……朝鮮の休戦交渉等も行われておりましたが、武器製造事業そのものの対象は、主として朝鮮事変に伴ういわゆる特需である。その特需をめぐつて業界に濫立の傾向が見られる、こういう情勢下において、この法案が提案をされたのであります。しかるに今日におきましては、朝鮮における停戦ということも、ほとんどもう既定の事実のごとくなつておる。今後この特需がどの程度続くかということも、世上いろいろ伝えられておりますが、しかしながら何と申しましたも、この朝鮮事変をめぐる特需というものは、今後わが国の武器生産の中心ではないという段階に来ておるのじやないかと私は考えるのであります。特に言うまでもなくM S A援助の受入れということにつきましても、政府は交渉を開始しよ

うということまで来ておる。こういう段階に来ますと、どうも武器生産事業そのものの性格というものは、本案を前国会に提出いたしました当時と本質的に非常に違つて来ておるのじやないかというふうには私は考えるのであります。その辺につきましても大臣の所見を承りたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 ……これはひろく朝鮮の特需があつたということも一つの何でございましょうが、われわれといつても、保安隊の武器というものがアメリカから支給されておつたのを、これの一部分を日本の生産でやつておる次第であります。いずれにいたしましても、ただいまの見通しといたしましては、この特需というものは少くとも数年は保証しよう、こういうようなアメリカの方の申出であります。私はこれを信じてやつて行つたらいいのじやないか、…こう考えております。

○小平(久)委員 朝鮮事変当時から出ましたいわゆる特需というものが今後若干続くであろうということはお説の通りと思ひますが、ただ武器製造の中心というものが朝鮮事変をめぐる武器の需要ということよりも、むしろ国内の警備力あるいは防衛力と申しますか、そういう点から来る需要、その方に中心が移つて行くのではないかということはお認めになられましようか。

○岡野国務大臣 ……M S Aの問題が今盛んに論議されておりますが、あの内容がわかれば確たるお答えができますが、まだその内容がわかりませんのですから、はつきりと御答弁申し上げられません。…

○小平(久)委員 ……さらにまたM S A援助の受入れということが契機となりまして、あるいは東南アジア



ア向け等の生産、こういったものが逐次増すのではないか。そういう点から考えて武器生産の性格そのものが若干というか、むしろ相当かわつて来るのではないかという気がいたすのであります。そういう見地からしますと、前国会に提出いたしました法案というものが、単に事業の濫立を防ぐといった面からする消極的なる業界に対する援助と申しますか、それを考えておる。しかるに今日の段階におきましては、やはりその通りの考え方でこの法案があつてよろしいのかどうかという点に若干の疑問を抱くのであります。この点につきまして所見を伺いたいと思います。

○岡野国務大臣 ……われ／＼はこの前法案を出しますときには、今問題となつてありますところのMS Aというものは考慮に入れていないでやつたわけです。……

○中崎委員 ……関連質問を一つしたいのですが、……今の答弁によりますと、この法案の内容を改訂したいという意図は、一つにはMS Aというものは以前は考えなかつたが、今度はそれを考慮してやるという、それならMS Aの問題がはつきりするまではこの法案の審議はできないということになるのだが、大臣はどういうふうに考えるか。

○岡野国務大臣 MS Aの問題がはつきりしますれば、ます／＼この法案の必要が多くなる、こういうわけでございます。MS Aの問題がないといつたとしても、いわゆるこの前出しましたときには、MS Aとすることは考えに入れていなかつたのでありますが、考えに入れておらない当時におきましても、これだ

けの法律を出して、濫立を防いで、不正な競争を避けなければならぬという趣旨は今もつてかわりません。ということ、ここ数年間は今まで通り注文があるという見込みを持つておりますから、それで一向この法律をMS Aにかけて出すと出さぬとかということには触れないと、かように考えております。

○中崎委員 ……MS Aの内容いかんによつては、この法案の内容をさらに掘り下げて検討いたしました、必要に応じては内容をまたかえなければならぬ場合もあり得るのじやないかということをお聞いであるのです。

○岡野国務大臣 ……私はMS Aの問題がどういふふうになりましても、この法案ですべてのことがやつて行ける、こういう見込みを持つております。

○小平(久)委員 ……そこで大分MS A援助受入れの点が問題になつておるのでありますが、……これがいよいよ交渉に入りますならば、また援助を受けるといふことが具体化いたしますならば、やはり一番大きな影響を受けますものは、また従つて最も緊密な関連のありますものは、この武器生産の業界であらうと考えるのであります。従いまして通産当局といつたしましては、このアメリカとの交渉に臨むにあたりましては、どういふ点に特に配慮をして交渉に臨もうかという点はずでに御研究ではないかと思ひます。そういう点につきまして当局のお考えをまずお伺いしたいと思ひます。それと同時に、これは將來の問題であります、いよいよ受入れが決定したと仮定いたしまして、このMS Aの援助の受入れを實際どういふふうにして運営するか、こういう機構についても新聞紙上等にも伝えられておる向きもあ



すが、当局としてはどのようにお考えになつておられるか。大体この二点を大臣から承りまして、あとはまた局長からでも伺いたいと思ひます。

○岡野国務大臣 ……MSAに対する態度と申しますと、ただいまのところ、外務省でいよ／＼この受入れのために会談しようと思入れましたら、向うで会談に応じようということになつたことだけ聞いてあります。その会談に対してどういふようにやつて行くかは、まだきまつておりませんので、政府としても一致した意見がございません。…ただ通産省といたしまして、これに対してどういふように考えておるか、これは私は前々からも考えておるのでありますが、国際収支の関係上、通商上の関係から、収支のバランスを合せるという意味におきまして、わずかながらでも輸出貿易、外貨の獲得がほしいということが私の信念でございますから、もし日本の憲法等に何ら故障なく外国から外貨が入るといふことなら、これは国際収支上好ましいことに違ひございません。その点においては喜んであるわけでございます。しかし、はたしてどういふような形になつて来るか、先ほども申し上げますように軍事援助になるのか、経済援助になるのか、技術援助で来るのか、そこがはつきりいたしませんから、その結果によつて、ある程度通産省の態度もきめなければならぬと思ひます。通産省といたしましては、できるだけ日本に外貨が落ちるような形においてMSAがあつてほしいという希望を持つております。

それから、これに対する受入れ態勢の問題であります。先般新聞か何かに出ておつたと思ひますが、

緒方副総理が中心になつて、いろ／＼財界の人の名前が載つておりましたが、あれはまつたく事実無根でございまして、あるいは経団連あたりで何とかそういう希望があつてのことじやないかと思ひますが、何れ／＼は関知しておりませんし、緒方副総理に聞きましても、まるで寝耳に水のようなことが新聞に出たと申つておりましたが、受入れ態勢については、緒方副総理を主とする新聞報道のごときものはない。しかし今後受入れにつきましては、先ほど申し上げましたように、いかなる形において入つて来るかによつて、政府といたしましては適当な態勢をとらなければならぬ。これが事実でございます。まだそれは未定の事実でございますから、御了承を願ひます。

○小平(久)委員 ……アメリカとの交渉はまだこれから入るところである、ただ通産当局としては、ドルが多少でも多くかせげるような方法において御援助のあることを希望する、こういうことですが、これはどうもあまりに常識的な考え方であつて、少くとも武器生産事業を扱つておる通産当局としては、もう少し具体的、どういふ種類の武器をとか、またどの程度の量においてとか、そういう点をもう少し御研究になつておるのじやないかと思ひますが、いかがでありますか。

○葦澤政府委員 MSA問題につきましては、われ／＼もまだ上司の方からも、また他の方からも、具体的にどういふ研究をする必要があるという、何らの知らせを受けておりません。ただわれ／＼新聞紙上等で一応考へるところだけのもので、結局大臣が申されましたところを補足的に申し上げる以外にない



と思うのであります。問題は、大臣の申されましたところのものは、域外調達にどのくらいこちらが応ずるかということでありますが、それは完成した武器に関して申し上げますと、完成した、武器を向うがどのくらい持つて来るか、域外調達としての武器の調達が日本においてどのくらいあるのか、こういうことになろうかと思うわけであります。完成した武器がどのくらい来るか、どういう種類のものが望ましいかということとは、むしろ国内において生産のできないものについてのことになろうかと思いますが、その具体的な種類、内容においては、われ／＼といたしまして、まだどうこうといったことを申し上げる段階でもありませんし、むしろこういう問題は、これを実際に使用いたします保安庁の問題であろうかと思いますが、そういう、日本においてできないものはやむを得ませんが、日本においてできるものにつきましては、現在の産業、現在の工業の運営によりましてこの調達を見ますことが望ましいということを考えておるような次第でございます。

**○小平(久)委員** ……今後のMSAが具体化するにしても、国内の保安庁の使用するものが中心になるのじゃないか、そうお考えになつておるのじゃないかと思うのであります。そこで、この点は先ほど私が指摘した通りなのでありますが、大体保安隊の武器の需要というものに対しましては、通産当局としては、どの程度の連絡をおとりになつておられるのか。例の警備五箇年計画とか何とかやかましく言われておりますが、そういういつた厳密な意味ではなくとも、少くとも今回のMSAの交渉に入るにつけても、通産当局

として、保安隊が年度別に大体どういつた種類の武器を、どの程度の量がいるのだというくらいのことには、まずしつかり掘つておつて、こちらから、この程度のもものは域外買付なら域外買付でやつてほしいということ、これは交渉をする以上は、当然積極的にすべきだと思う。……保安隊用の武器の需要状況等について、通産当局がどの程度御承知になつておるか、でき得れば、その内容について御説明を願いたいと思ひます。

**○葦澤政府委員** ……ただいまの段階におきましては、まだ保安庁の方から具体的な需要内容というような打合せを受けておりません。交渉の進むに従ひまして、御説のような連絡がいろいろ行われるだろうと存じておる次第でございます。……特需というものが、従つて駐留軍というものが、武器の需要先の大部分でございますが、MSAが、どういうふうに進展するかわかりませんが、かりに進展いたしましても、武器の需要が非常に多数、各種方面にわたるといふようなことは想像されませんので、需要先はおのずから非常に限定されて来ることだろうといふことは間違いないように思われますので、この法案の骨子とするところのものは、今のような御所見にもかかわらず、私どもは変更の要がないのじゃないかといふふうにごえられるわけでありませう。

**○中崎委員** ただいまの答弁ですが、日本の武器の製造については、MSAと関連して大した期待が持てぬといふふうには解釈していいのですか。



○葦澤政府委員 ……武器の需要先というものが多数、不特定の方面に起るといふことでなくて、特定された需要先であるという趣旨のことを申し上げたので、期待が持てるか持てないかといふことは、おそれらく産業として非常に有益であるかどうかといふことになるかと思ひますが、そういう点を申し上げたのではないのであります。

○中崎委員 先ほどのお話によると、…MSAは、声だけは大きく騒いでも、日本の武器製造を中心とする産業界には、ほとんど影響はないというように聞いたのだが、その通りかといふことを聞いておるのです。

○葦澤政府委員 ……私の発言においておくみとりになられたといふことは、あるいは私の方の申し違ひかと思ひますが、…大した期待が持てるか持てないかといふことについては、私たち何ら申し上げてないつもりでございます。

○中崎委員 ……先ほどの質問に対する何らの答弁になつていないと私は解釈するのですが、もう少しそれをばつきりしてもらいたい。

○古池政府委員 MSAの援助を受けるか受けないか、またかりに受けるとすると、その場合の内容あるいは条件がどういふものであるかといふことは、御承知のように、今後の折衝いかんによると存するのであります。従ひまして、その会談の結果、多量の発注が日本の製造事業の方にあるのか、あるいはまた非常

に多量の発注ではないが、相当の発注があるのかといふような、その程度の問題は、その会談の結果においてきまるわけでありまして、ただいまの製造法案は、このような場合において、その発注に応じて許可その他の処分の場合には適切な措置がとり得るような仕組みになつておりますので、先ほど来局長から答弁申し上げましたこともその点は矛盾はない、かように私は考えております。

(MSA援助と中共貿易) (通産委 一三号 四・五頁参照)

○川上委員 ……MSAの問題については権限はアメリカの議会にあつて、政府にないといふことはもうこれは世界中わかつてある。いわんや一片の手紙なんかには権限もありません。この根本原則には共産圏への輸出の制限といふ原則があるのだ。これは動かすべからざる大原則、この原則があるにもかかわらず、MSAを受けて、中共貿易にも日本の経済にも関係がないとお考えになりますか。あるいはもう一つ言わしてもらえば、たつた一億ドルといふ金をもらうて、将来中国の貿易を棒に振つても、日本の経済には影響がないといふようなお考えになるのだろうか、この点はどうだろうかといふ点をお伺ひしたい。

○岡野国務大臣 これはMSAを受けるといふときの、その条件いかんにかかると思ひます。もしMSAで日本に一億何千万ドル来るといふことになつておりまして、そうしてそれが日本の貿易全体に非常に影響を及ぼすといふことなら、これは受けるべきものじゃないと思ひます。しかしそういうことはあるかないかまだわからないので、今後の交渉にまつてわれ々として意思表示をしなければならぬ、こう考



ます。

**○川上委員** MSAというものの性質くらいは政府は十分に研究しているはずだ。交渉して受けてみなければどうなるかわからぬというのじや政治になりません。このMSA援助というものは世界的にきまつてある。それだけの条件がつくということはしろうとでもわかつてある。ところが専門家の岡崎外務大臣などというのがあるのです。また政府はそれ／＼これを研究しておるはずです。やつてみなければわからぬというのは常套手段です。やつて国民に押しつける。そんなことと違います。MSAというものの援助のもと、これは軍事的な力を強めることと、共産圏に対する貿易の制限が原則です。この原則をどうして抜けるのですか。向うはこれがとれますか。日本だけとると言うのですか。そういう何か申合せがありませんか。

**○岡野国務大臣** ……受ける交渉をする過程において、日本の貿易に非常な支障が起きるといふことなら、これを受けるべきじやない。受けないことになるからそれでよろしい。もし受ける交渉のうちに、これを受けてみても一向日本の内政並びに貿易上支障がないという見通しをつければこれを受ける。こういうことになります。この交渉の過程において断定すべきものでないと思ひます。

**○川上委員** そういう答弁はMSAというものの本質を国民にごまかそうとしておる。受けてみなければわからぬとか、交渉しなければわからぬとかいうものと違ふということを私は言つておる。……

第二点は、政府は受けるつもりであるということと言つておる。……はつきり答弁しておる。研究も何もせずに受けるのですか。……これを明らかにしながら慎重に審議を尽して国政をやつて行くというのが政治のやり方じやないか。……われ／＼は反対するかもしれませんが、恐れる必要はない。なぜはつきりと正直に言わないのですか。中国の貿易には関係します。けれどもこういう事情があつて受けなければいかぬのだと、なぜ言えないのですか。

**○岡野国務大臣** MSAを受けても、ほかの国ではやはり中国貿易を続けておるのでありますから、私はこのMSAをかりに受けたとしても、そういうような欠陥は出て来ないと思ひますし、同時にこのMSAを受けるについて、中国貿易並びにいろ／＼な貿易上に支障があるというようなことであれば、私は断つてもさしつかえないということに考へておりますので、私の考へ方についてはかわりはございませぬ。

**○川上委員** これは非常に無責任な答弁だ。というのは、今までは何の国際的な義務もない。何のとりかわしの文書もない。日本の政府限り独自にやつておるにすぎない。MSAの援助を受けたら今度は協約で共産圏への輸出の制限を規定されるのです。もう問題は簡単なんだ。今までは国際的な規定はない。今度これが規定になり、条件になる。それでもやつてみなければまだわからぬと言つておるのですか。これは答弁じやありません。単なる言ひのがれです。……政府の信ずるところはたとい反対意見があろうとも、断じて



これを主張するというだけの決心があつてこそ、祖国を背負うところの力が出て来る資格がある。私はこれを特に通産大臣に要請しておきたいと思う。

その次にもう一つ聞きたいのですが、中日貿易を、これは必ずMSAで棒に振つてしまふのですが、まあやつてみなければわからぬというようなことを通産大臣は言つておられるけれども、……政府はぺてんだということはおそらく腹の中にあると思う。……そうすると政府は一体どういうことをやつて日本の貿易を打開し、産業を建て直して行くのかわからぬ。われわれの考えるところでは、政府のやろうとしておるのは貿易では東南アジア主義、産業は特需とMSAに依存する、これは再軍備主義。第三には財政投資と補給金、これは必然的に軍需生産に傾斜をすることは明らかだ、独占資本の利益の引下げを考える、これはおそらく政府としては用いない。その半面に企業合理化を言つておるが、普通の形じや絶対できませんから、労働条件を下げる。それで国民が怒るから、国民を弾圧するに違いない。ちゃんと保安隊というものをつくつておる。このほかに何かありますか。もつとも私が言つた以外に起死回生の日本の経済の状況を挽回し、自立し、平和の産業を起す政策が何かありますか、どうするのですか。……

○岡野国務大臣　これはもうどなたがお考えになつても、日本の経済界というものは非常に苦しい危機に立つておることはお説の通りでございます。そこでこれをどう打開して行くかということにわれわれは毎日關心してあるわけでありませう。そこで今お説のように東南アジアにひとつ一生懸命貿易を伸張したい。

思います。私は通産大臣としてではなしに、経審の長官といたしまして、いろいろ先のことを考えておりますが、これはいつも申し上げまするように、特需とか、MSAというものは臨時的なものである。日本の経済自立ということに對しましては、どうしてもそういうものに依存することなしに正常貿易によつて日本の経済を自立して行かなければならぬ、こういう考えでいろいろな施策をしておるわけでありませう。……

(MSA援助と武器製造) (通産委 二二号 一一・一二・一三・一四頁参照)

○長谷川(四)委員　……MSAとの関連性について次官の判断できる範囲内において説明していただきました。

○古池政府委員　ただいまのMSAとの関連のことは御承知のように、まだ外務当局によつてようやく会谈の口火が開かれたという段階でございますので、今後のその内容あるいは条件というものがどういふうにまとまつて行くものか、……今日責任を持つて私から御答弁を申し上げるということはまことに失礼でございますけれども、できませんので、その点はどうかあしからず御了承を願いたいと存じます。

○長谷川(四)委員　……日本に對するところのMSAというものは、三つの筋があつて、そのどういふ筋で入つて来るか。たとえば経済的なもので持つて来られた場合のMSAと、それと武器製造というものとどういふ関連が生じて来るか、こういう点。それをまず簡単に伺つてみたいのだが、かりにたとえばMS



Aを受入れるということになつた場合に、これと武器製造という点について国内の一般メーカーの経済的な問題はどうかになるか。それはどうでしょう。

○古池政府委員 ……何分まだMSA援助の内容がはつきりしませんので、ここに申し上げかねますけれども、いわゆる域外調達といわれますものが相当に日本において可能であるということの仮定に立ちましたならば、将来これらの産業も十分活気づくということは、これは申し上げるまでもなく当然のことだと考えます。

○永井委員 ……この法案は、現在武器製造にみなが飛びついて行こうとする、そしてそれによつて混乱を来す、あるいは生産が過剰になる、こういうことを押えるだけの役割を持つてこれを制定しようとするのか。あるいは武器製造というものを日本の重化学工業の発展として、この法案を通して企業の育成、助長をはかりとうとする性格を持つていいのか、これを伺いたいと思います。

○岡野国務大臣 ……この武器製造法案を出しましたゆえんは、どうも昨年の夏ごろから、特需、特に兵器の生産受注が非常に多くなつたので、あちらこちらで非常に無理をしてまで、今までの遊休設備を拡張するとかなんとかいうことでやつていようであります。しかしわれ／＼といたしましては、このテンポラリーの受注によつて、日本の産業構造というものが乱されても困るし、また長らく続くかどうかの見きわめもつかぬものに対しまして、ちよつと利益があるからといつて飛びついて、そして将来破綻に瀕する

というようなことがあつてはならないと考えまして、これを十分規制して行くためにこの法案を提出したわけであります。それから、今後といたしましては、私らの考えといたしましては、十分恒久的と申しますか、安定年度の間受注があるというようなことの見通しをつけ、同時にその見通しに基いて、それに内輪目ぐらいにやつて行くということを望んでおるのであります。これによつて大いに貿易を振興するのかなんとかいうことは、一向考えておりません。

○永井委員 大臣はただいま安定年度の期間ということを申されましたが、安定年度を大体どういふふうに考えているのか。それから、年限をどのように見ているのか。つまり安定年度というのはどういう内容のものであるか、われ／＼の理解できるように御説明願います。

○岡野国務大臣 ……これは日本の警備計画というものに関連があると思ひます。しかしその警備計画は、いつも政府が申し上げておりますように、ただいまのところ何ら確実なものはありません。しかしながらただいま保安隊なり警察なんかございまして、そういう方面にいる物は、おそらく私は安定したものだと思ひます。しかしそれ以上に伸ばすということは、これは今後の問題でございます。そういうのは決して安定したものではないと考えます。

○永井委員 ……この武器製造について、その企業が日本の産業構造の中においてどういふ地位を占めるか、そういう構想を持ちながら、本法を運用して行かなければならない問題に当面してあると思ふのであ



ります。MSAの受諾の問題にいたしましても、ただいまのところ伝えられるところによれば二年くらいでこれは打切りになるようであり、その金額にしてもそう大きな期待はできない。ことに域外発注がどのくらいになるかということもまだ不明である。こういう点から見ますと、きわめて臨時的な一つの性格を持つてゐる。それを引継いで、日本の再軍備計画というものにスムーズにこれをつなぎ、発展させて行く、あるいはこれを安定させて行くことであるならば、MSAの關係と国内需要との關係、これをどのような引継ぎにして行くのか、日本の再軍備という問題に關し、武器製造の展望をどういふふうに考へてゐるのか、この点を詳しく伺いたい。

○岡野國務大臣 今御説の通りに、MSAがいかなる形、またいかなる程度、そしていかに長く続くかということとはまつたく疑問でございませぬ。……そこでMSAがかりにあつて、御説のように二年くらいしか続かぬというようなことになると思はれますれば、これは仮定の問題でございませぬが、そう大きく設備の拡充をいたすわけには参りませぬ。しかし域外の注文が相当長く続いて、ある程度五年、八年もしくは十年くらいというように、対外武器輸出というか、そんな注文が安定してあるという見通しが完全につきませぬならば、それに対してわれ／＼はある程度の用意をしてよいと思ひます。……少くともわれ／＼といひたしましては、MSAの問題が結着するところには、MSAがいかにあるべきかという姿がわかり、同時にそれに伴つて域外発注がどのくらいあるかということの見當がつくと思ひます。そのときに至りましてわれ／＼

としては適正な判断をして、日本の業者がすぐ参つてしまわぬように、よほど慎重に検討して参らなければならぬと考へております。

○永井委員 そういたしますと、この法案が通過して実施に入る時期と、MSAの受諾を決定する場合との時間のずれがあると思ひます。それでMSAの受諾が明確にきまり、その域外発注の量もきまるまでは、この法の実施にあつては、たとえば生産基準というような基準の中にはMSAは除外してこれを実行する、こういうお考へなのでありますか。

○岡野國務大臣 大体御説のように考へております。

○永井委員 そうすると現在はMSAは全然計画の中におかないで生産基準をきめる、MSAの受諾がきまつたときにさらにその生産基準を改訂する、こういうような事務的行政的お取扱ひである、こういうふうに了承して間違ひございませぬか。

○岡野國務大臣 御説の通りでございませぬ。

○永井委員 そうすると、現在航空機の生産が始まつておると思ひます。また前回大臣は、東南アジア等からの相当の発注が予定されるというお話でありまして、航空機産業は輸出産業として今後発展させて行きたいという御答弁であつたと思ひますが、本法の実施にあつて、MSAを除外した輸出産業としての武器生産は量的に質的に大体どの程度のことを内容として考へておられるのか、これの



明示をお願いしたい。

**○岡野国務大臣** この法律には航空機は含んでおりません。それから私は、航空機というものはおそらく東南アジア方面から相当に発注が来べきものであると見込んでおりますし、またこれをつくることは日本の精密機械工業を発達させるのにぐあいがよいし、また将来日本内地の交通にも必要欠くべからざるものである。またそれが日本の産業のために非常に役立つ交通機関になるだろうというような遠い見通しをもちまして、航空機の生産に対しては力を入れるべきだということを考えておりますけれども、ただいままだ発注もございませんし、また内地でそれを必要とするほどの需要も起っておりません。しかし大方針としてはそういう意味において航空機は考えて行くべきだと思っております。しかし、それと今回の武器等製造法案とは直接の関係は持つておりません。

(MSAによる武器海外発注) (通産委 一三二号 六・七頁参照)

**○永井委員** この武器等製造法案は、企業の許可制によつて、あるいは契約内容の届出制によつて出血発注を押えて行こう、こういう目的、効果をねらつておると考へるのでありますが、この企業の許可制と契約内容の届出制によつて、実際の出血発注を押えて行くことができるかどうか、現在の契約の内容において、具体的にどういふ点が出血の原因になつておるのか、そうして、この原因が除かれたならば、出血は阻止できるのであるか、こういう実態と、これに対処する方策を承りたいと思ひます。

**○葦澤政府委員** 許可制度によりまして、いたゞらにわずかな一定のきまつた発注に對しまして殺到いたすことをまず排除する、契約の内容を事前に届出をされることによりまして、特にその販売価格というものが事前にわかるのでございますから、それを検討いたしまして、それが不当なものでありますならば、一応戒告をするという措置になつておるわけでありまして、戒告に應じても應じなくても、そこに罰則の適用がないという点において徹底性を欠くのではないかという点もあらうかと思ひますが、現在の段階におきまして、戒告をせられるということは、やはり社会的に経済的に、それだけ非常な大きな制裁を受けるわけでありまして、その目的はこれによつて達成されるというふうに私もは見ておるわけでありまして。

**○永井委員** 契約の内容にわたる問題は、MSAの契約の結び方のいかんによつてかわつて来ると思ひますが、この点はMSAとは全然関係なくやつて行けるのかどうか、これをお伺ひいたします。

**○葦澤政府委員** MSAがどういふふうに締結されますか、これは今後の問題であります。かりにMSAが締結になるといたしますれば、それまでの間はひろんこの法案によつて従つて行くわけでありまして、またMSAがかりに締結になりまして、この法案によつて実施して行かれるものと私もは考へております。

**○永井委員** MSAによる域外発注ということになれば、従来のJPAの発注とは違つた形ができて来るのではないか、こう思ひますが、MSAを受諾した場合においてもやはり発注の窓口はJPAの一つであり



ますかどうか。

**○葦澤政府委員** MSAを受諾した場合に、発注形態がどうなるかということはまだ実際に締結をいたされていませんので、実は実際のところわかりませんが、おそらくそう異なつた形態ではあるまいというふうには思いますが、ただわれ／＼の期待いたしておりますところでは、かりにMSAというものを基本的な受諾いたしますれば、その発注形態なりあるいは今後発注しようというものについて細目の話が持ち上つて来るだろうというふうに思われるのでありますが、その際に、少くも現在の発注、受注よりは改善された、すなわち双方の協議がある程度行われて円滑な運営ができるような形態をわれ／＼としては希望いたしてあるわけでございます。

**○永井委員** ……実際に動いて来る事実はいろ／＼かわつて来るだろうと思つて来ますが、JPA一本の窓口であるかどうか、あるいはMSA援助による各国の兵器生産のいろ／＼な実情等、例がありましたならばお示しを願いたいと思つています。

**○葦澤政府委員** まだ具体的な内容については何ら向うとの審議がないわけでありまして、確定的にどうなるかということは申し上げられないわけでありまして。

**○永井委員** ……MSAからの発注ということになれば、JPAは発注の窓口ではなくなるのではないかと思つておりますが、その点はいかがですか。

**○葦澤政府委員** MSAが妥結した場合にJPAが当りますか、あるいはMSAという新しい機構になりますから、従いまして発注機構も別途新機構によるか、これはまだ細目の協定に至つておらないことであるので、こちらとしてはどうとも申し上げかねる状況でございます。

**○永井委員** ……MSA受諾によりましては、その内容いかんによつてはこの法案の改訂という問題も起り得ると思つておりますが、それに対する見通しはいかがでありませうか。

**○葦澤政府委員** MSAの締結の様態はむろん今わからないのでありますけれども、本法の目的といたしてあります武器の生産の許可制並びに契約の事前届出制というものにつきましては、いずれにいたしましてもそう多数の者から発注されるということは想像されないわけでありまして、具体的にJPAでやるかあるいは大使館が当るのか、これはわかりませんが、やはり従来通り発注者はきわめて限られたものが発注して来ることは想像されますので、現在の予想といたしましては、かりにMSAの協定が締結されましたも、本法案の改正をどうということはないのじやないかというふうに考へております。……

**○永井委員** ……MSA受諾いかんによりましては、国内法がどのようになりきめようと、それはこういうふうにしてやるのだ、この向うの要求と本法できめてあるいろ／＼な条項とが抵触する場合においては、当然こちらには後退せざるを得なくなるだろうと思つては思つております。国内法に対してはいかにも完全独立国家で、日本の主張で何でも向うと交渉できるように錯覚してあるのじやないか……



○葦澤政府委員 ……私は錯覚には陥つていないというふうに信じておるわけでございます。

○永井委員 そういたしますと、この契約において従来アメリカの国内法が日本にいろいろ適用されてい  
たわけでありますが、契約におけるところのアメリカの国内法の適用ということは、これは排除すること  
ができるかどうか、これをお伺いいたします。

○葦澤政府委員 アメリカの国内法がただちにMSA協定によつて適用するようになるかならないか。こ  
れは協定締結の状況によるわけでありませう。……

○永井委員 ……しかし従来の受注関係においてはアメリカの国内法が適用され、そのためにこちらの契  
約、取引上の普通の通念と、アメリカ国内法の通念こういふものの食い違いから、相当な行き違いが起つ  
たことは事実であらうと思うのでありますが、どのような契約とりきめがどのように行われて来たのか。  
アメリカの国内法がどのように適用されたのか、全然適用されなかつたのか、この点を伺いたい。

○葦澤政府委員 ……指名入札制度はアメリカ国内法に指名入札制度等を規定いたしておりますので、そ  
れに基きまして指名入札制度を行つておるわけでありませう。従いましてアメリカの国内法が実際に適用に  
なつておるわけでございますして、御指摘のようにそのために日本側との間にいろいろなトラブルが起つた  
例もございます。そういうものにつきましてわれわれは日本の法律あるいは法慣習というものと相反する  
ような点から起る問題につきまして、向う側にも再考慮してもらひまして、そういう点から起ります摩擦

の排除ということに努めて参つたような状況でございます。

○永井委員 ……行政協定その他の基本法から来る適用の問題もありませうが、この法律と、もしMS  
A受諾による内容とが抵触する場合には、この法律はMSAに対してどのような効力を持つか。本法の地  
位についてお尋ねいたします。

○葦澤政府委員 現在の行政協定の締結されました条文の効力というものが国内法もそれに従つておると  
いうような状況でございますので、MSA協定がかりに締結されれば、それに基いて本法案の改訂  
を要するという場合には、それに従つて改訂する必要があらうかと存じます。しかしながら私は現在のと  
ころではそういうことが起らないのじやないかというふうに考へておるわけでありませう。

○永井委員 直接発注と間接発注とがあると思つたのであります。従来は間接発注はほとんどなくて直接発  
注であると思つたのであります。MSAを受諾すれば間接発注も日本の政府を通して契約するということ  
が相当量期待できるのでありますか。あるいはそういうことは期待できないうで、従来のようにJPAが直  
接契約するという形が予見できるのでありますか。

○葦澤政府委員 仰せのような問題が確かに起るわけでありませう。間接発注の例が、欧州諸国に二、三そ  
れに準じたような形態で行われておるようであります。しかし私どもはそういう協定の締結された後  
を予見するのはどうかと思つたのでありますが、そういう形はできずに、合議制か、あるいは協議をいたして行



れるという形態に行くのじやないか、こういう考え方をいたしております、間接発注というような形態は起らないのじやないか。これは予想でございまして恐縮なのでありますが、そういうふうを考えるのであります。

○永井委員 ……そしてこちらでだれが契約するかというようなことをきめる、こういうような構想になるのでございましょうか。ただいまの話は協議してということなんで、向うとこちらの業者との間に何かそういう機関でも設けておやりになる、こういうお考えがあるのか。

○葦澤政府委員 協議ということになりますと、やはり向う側と日本政府側が発注の基本条項なり基準条項につきまして協議をいたしまして、むしろ具体的契約は発注者と受注者が契約をいたすということになろうかと思うのでありまして、かりに協議ということが起りましても、最初から受注者みずからが協議に入つてどうこうという事態は起らぬのじやないかというふうに考えるわけであります。

○永井委員 たとえば現在向うの軍の修繕その他を引受けたとかいうようなものは、MSAと関係がないのかどうか。これは現地軍の直接の関係において別途に行われるのか。そういうものが全部、MSAを受諾するということになれば、その中に包括されるのか。その点をお聞きいたします。

○葦澤政府委員 これも協定の際にどうとりきめるかという問題にかかろうと思つておりますが、おそらく軍がみずから修理いたすにつきましては、MSAの協定と別個に、現在の形態を持續して行くのじ

やないかというふうに予想いたしておるわけであります。

(計画的武器生産) (通産委 二四号 二二・二二・二三頁参照)

○笹本委員 ……この法案のごときはポツ勅の廃止前に立案して、先国会の劈頭に出して制定すべきものだと思つております。今保安隊の弾薬の製造、保管…製造するのは自由であつても、保管は違反ではありませんか。また警察官が持つておりますピストルのたまたま昭和金属あたりに発注してある。製造するのはいいが、保管して置くことはすでに違反になつてある。…治安確保の上から見ますと、政府に重大なる責任があると私は思うのですが、この点大臣はどう思つておるか。…特需とはどういう性格のものであるかということでもあります。私の承知いたしております範囲におきますれば、特需とは、米国において日本の経済育成援助の意味をもつて日本の製造者に発注するものだ、こう思つております。しかし現実とはまつたく反対の結果を見ている現状であります。…終戦後におきまして、戦争のありましたアジアはもちろんのこと、欧州においても物の少くなつたことは、実際問題といたしまして、…あらゆるものがなくなつて来た。…平和になつて生産したものは何でも売れた。売れるからいいといつて、特に繊維のごときは、南方方面への輸出量はたいへんなものであります。その当時から計画的の生産指導、量、質の問題、合理化の問題ということを考えない結果、国内の工場には非常な生産設備をしてしまつた。そして工員をたくさん包擁してしまつた。そこへ不況が来た。そのために特需というものが出



て、……アメリカ軍がじかにメーカーから見積りをとつて、最も安いものにさせる。……手形のやりくり、あるいは工賃の払い、そういうような関係でみす／＼採算に合わないものでもそれに飛びつかなければならぬというような現状になつたことは、……要するに計画的な政策がなかつたからこの結果になつたのではないかと私は思うのであります。

その工場の性格あるいは技術その他配分あるいは見積りの程度も、これならばペイする、これならば出血しないということを定めて、そうして政府がまとめてとつたならば、かくのごとき混乱は来なかつたと思う。……これひとえに政府の責任ではないか。これは今後M S Aを受ける上におきましても非常に重大な問題だと思つたのです。……東京螺子と日平産業のごとき、三十何セントで受けるものを片方は二十何セントで引受けておる。そうして非常な出血であつた。……こういうことは、やはり業者同士においてせり合つて高くとれるものをみす／＼安くしておる。……国内の不況と相まつて起る問題でありますから、……当時のいきさつを詳細に承り、そうしてこれを日本のメーカーに流して、かくのごとく相争うとお互いに損するということを警告したいと思つておつたのであります。……M S Aの援助を受ける方針で米国と交渉を行つておるようでありますが……おなかに宿つたことは事実である。生れて来る子が男か女かわからぬにしても、これを受けるといふ方針ですから死産はしないだろう。……従来は、駐留軍が日本の経済育成のために国防省の予算によつて好意的に日本にドル獲得の機会を与えるために注文をしておつた

のでありますけれども、今度は非常に事情が異なつて来て、この注文、すなわちM S Aの援助を受諾することともに、米国の対日援助ではあるが、日本はこの援助を受けることに伴つて義務を負わなければならぬと思つてあります。従来の一方面的な米国の調達とは違つて、受注になるべきでありますので、政府は、この発注、受注に際して自主的な受発注機関を設置して、計画的武器生産を行う態勢をつくらなきやならぬと思つてあります。……今肥料の過剰のものを輸出するのに、輸出会社を特例でつくろうとしておりますが、このM S Aの援助を受ける場合に、一つの受注会社というものをつつて、そこでコストなりをやつて行くような考えがあるかどうか、これを聞きたいのであります。それからもう一つはM S Aを受けましても、やはり特需というものは継続するものであるか、その点も承つておきたいのであります。武器等製造法案を見て参りますと、許可の条項が幾つもあります。その中には設備とかあるいは経済状態とか、あるいは技術であるとか、いろいろなことがあります。武器、兵器の生産に對しましては、法人体にしても、個人にしても、生産する人かもし百の注文を受けまして、百二十つずつてこれをやみに流すようなことがあつたならば、それこそ治安確保の上にも重大な問題なのでございませうから、この許可に對しては最も慎重に、そしてまた……アメリカから特需を受ける、M S Aを受ける關係におきまして、そのアメリカの絶大な力によつて押しつけられるのではないか。はたまた他の内閣の力とか、あるいは政党的力によつて許可に對する考え方をかえるようなことがあつたならば、ほかの品物と



違つてこれは非常に重大な問題であると思ひます。……また武器の生産を計画的にやる……この法案によりますると、向うか発注がありましたも、発注があつたのに対しては、そのコストとか、期日とか、あるいは生産高というものを届出させる、それによつてそれが今の日本の経済のあり方からいつて、極度に安過ぎるということになると、出血になり事故が起きるので、それに対して審査をして、いけないときは不許可にするという点は私は最も当を得たものと思つております。……特に留意したいのは、先般の大臣の答弁の中にもありましたが、MSAとか特需とかを業界が過大に見込んで、苦しいながらも設備をして行く……過大に見積り、あるいは設備をした上において、世界の戦局の情勢上アメリカの軍需品の生産増強をやつてあるものが、今度品物によつて日本を援助するということになつたときには、……現物で支給されるということも考慮に入れる必要が非常にあるのではないかと思つております。……許可の権力を役所で持つことは非常に危険であるということでありますが、許可ということになれば、結局審査というものは役所でしなければならぬ、……通産省の官僚は頭の切りかえは十分できておる、われ／＼はまつたく国民の公僕であるということをお断言しておられましたが、特にこういう権力を把握した上においては、官僚独善の弊に流れやすいのであります。……またさいぜんも話しましたが、今の特需のあり方が自由競争だ。たなきにたたかれてとられておる。ところがこの法案の内容を見てみますと、その点は規制されるように見られておる。私は軍需産業、つまり武器製造あるいは輸出、あるいは特需、MSAを受けるにおいて統制するということは当然のことと思つておりますが、受けたあとの下請関係であります。……親会社の下請に対しても、親会社が受けたとき届出をすることく、この下請に対してもその利潤の関係を勘案して、この法案に出しておりますところの届出によつて出血のないように育成して行くといひますが、中小企業育成のために下請業者に対してこれと同じ気持を持つて実施していただきたい、こう思つてあります。また一方において委員会においていろ／＼と審議されるにおいて、責任回避のために、あるいは学識経験者とか業界の人とかを集めて審議会のようなものをつくつて、その人たちに責任を負わせて、役所には責任はないというようなことで審議会をつくるような考案がある。こういうことになりましたと、また業者はその審議会に対して陳情しなければならぬということになりましたならば、時を争う発注、受注の関係において、これは机上では非常に正しい運行になるように見えますが、実際上の問題においては非常に手間取り、いい結果は来ないものと思ふ。かるがゆえにこの法案を実施するとしたならば、全責任を持つという考案で行つたならばどうか、……

○岡野国務大臣 ……この法案の立案の時期はいつごろだつたかという仰せでございますが、これは昨年の八月ごろから立案しかつたのでございます。……御承知の通りにポツダム共同省令によりまして、兵器航空機等の生産制限に関する件というものがございまして、それによりまして大体兵器というものはつかれないということになつておりました。昨年の四月に、通商産業大臣の許可があれば、例外的にこれを認



めてもよいということになつたのでございます。そこでそのころにおきましては、あまり武器の生産につきましては、業界において盛んではなかつたのでございますが、昨年夏ごろから非常に砲弾とか銃弾とかいうものの注文が殺到いたしましたので、これではまた業界に不十分な、欠点のあるような工場でもつくつて、近所迷惑に爆発したりするような、しかも公安秩序を乱るような危険が起きやしないかというところが一つ。それからもう一つは、業界が好景気でなくなりかかつた当時でございますから、何でも注文があれば、これを引受けてやつて行きたいというようなことで、今まで持つておりました遊休設備に少し手を入れて、すぐにこれに飛びついて注文を受けるとかいうことになりました、はなはだ不健全な企業形態が出て来るというようなこともおそれましたので、この立案をしておつたわけでございます。ただ問題は昨年十月二十四日までには、ポツダム共同省令というものがございまして、一応は目的を達せられる。その以前にこの法律案を通していただいたらいいだろうということでも出しましたのですけれども、解散等のことがありまして、できませんで、遂に空白状態がございまして、今日に至つてある次第であります。……

それから第二番目に、ただいま実は自由になつておりますので、もしいろいろのものをつくりまして、それが日本に不利益な方面に使われるとか、あるいは国内におきまして、そういうものがやみに流れまして、そうして国内の秩序にも不安を起すような使い方をする人間がないとも限らぬ、こういう御注意で

ございますが、これはしごくごもつともなことでもございまして、この点は常にわれ／＼心配してあることでもございまして、……いろいろの手段によりまして、そういう方に流れて行かぬように、行政的の措置をいたしてある次第でございます。

それから特需の問題でございますが、……日本が特需が開始しまして、非常な不景気になりかかつたのが救われて、特需景気というものが出たのでございますが、しかし私どもといたしましては、これは経済審議庁長官としての考えでございますが、特需は何にいたせ、そう長くはあるべきものでない。また臨時的のものである。……日本が経済自立をいたしますのには、こういう特需がなくて正常な取引によつて日本の経済を確立して行きたいと念願してある次第でございます。……そこで、この特需につきまして、注文の問題でございますが、これはただいまのところでは日米行政協定のたしか十二条……間違つておりましたら取消しますが、十二条の規定によりまして、アメリカの機関が日本の経済に悪影響を及ぼさぬということを考えに入れて注文をするということになつておりますので。……この注文はアメリカの機関が日本の内地の業者を選んで注文をしている。それにつきましては、大体実情を見ますと十社ぐらいを競争会社にあてまして入札をさしてあるようでもございますが、たくさんございしますものを無理やりに競争入札に入れますと、いかがわしいものとか、あるいは基礎が薄弱であるとか、あるいは受注をしても完全に納入することができるかどうかというような、われ／＼の目から見ますと、疑問を抱かせるような業者が、受



注の入札に入つておるのもまま見受けるのでありまして、こういうことはよくありません。

今後日米行政協定の改訂につきましては、ぜひ日本がある程度の主導権を持つて、この入札会社を指定するとか推薦するとかいうようなことをやつて行きたいという考えを私は持つております。

それから将来何かM S Aの問題でもありましたときに、今度できますところの肥料の輸出会社のような一本の機関にして受注を受けたらどうだろうかというお説、これも一つのりつばなお考え方でございまして、われ／＼もM S Aがいかなる形において今後入つて来るかということがわかりますれば、それに対して適当な、やはり御趣旨に沿つたようなことも考えてみたいと思つておりますけれども、……心の用意のほかには具体的には考えをまとめておりません。

それから先ほどのお説の日平産業の問題でございしますが、あれはたしか一千万発ぐらいな弾丸の注文でございしましたが、東京螺子と日平産業との間に競争がございまして、二十七セント七ぐらいな入札価格でやつておりました。ところが通産省で大体の計算を出しましたら二十七セント以上でなければ採算に合わないだろうという通産省の一つの基準と申しますか、試算が出ておるわけでございします。しかしあれは何かほかにも事情もあるようでございまして、ただいま詳しく調査をさせております。将来はこういうことのないように努めなければなりませんし、これに対する善後策も講じなければならぬと考えております。それから生産業者の問題でございしますが、これは今もその通り、将来もおそらくいよ／＼不景気になつ

て来れば、生産業者が許可を受けに来ることでもございしようが、そのときにはやはり通産省としましては、その設備の内容も十分取調べますし、また先ほど御心配をくださいました下請工場たる中小企業というもの、これはこの法律では届出をしなくてもいいことになっておりますけれども、ある一つの会社を許可いたします場合には、やはり一応どういふような関連の下請業者があるかということにつきましても、相当研究した上で許可をして行きたいと考えております。

それから役人が……これは非常に残念なことでもございしますが、過去において、少数とは申しながら、いろいろ世間の指弾を受けるようなことがありましたことも事実でございまして、その点まことに遺憾でございしますが、……

それから官僚が審議会というものをつくると、その審議会の方に責任を転嫁して、自分たちの責任のそれをするというようなこともよく昔言われたことでございしますが、今後はやはりわれ／＼といたしましては通産省が全責任を持ち、同時に審議会の委員の方にも十分なる責任を持つていただきまして、まことに公平でフェアな仕事をして行きたい、こう私は考えております。

それから出血受注のことでもございしますが、この点におきましては私は心配を同じくするものでございまして、今後許可とか契約の届出なんかをされるときに、よく内容を検討いたしましたして、そういうふうなことになるように保護して行きたい、こう考えております。



(MSA援助と武器製造) (通産委 二五号 八・九頁参照)

○中崎委員 ……MSAの問題が非常にしばしば問題になつているのであります。もう草案まで起草するところまで行つておるのであります。MSAというものは、武器製造の法律の適用上重要な問題であり、われわれもまた重大な関心を持つておるがゆえにお聞きするのですが、通産大臣において、ある程度武器製造のこの法律に関連性があるという面において、多少の新しい知識、情報を得られておるか、どうか、それをひとつお聞きしたい。

○岡野国務大臣 ……MSAの交渉は始まつておりますけれども、この注文のことには何ら触れておりませんし、ただどういふふうに取り扱つて行くかというふうな根本のことを交渉しているように私は聞いております。MSAによつていかなる注文が出て来るか、また何が来るかということは、まだまつたくわからない状況であります。

○中崎委員 どうもおかしいのは、お互いの協定案文までつくられるというときに、原則的にはほぼ一致して、あとは条文の表わし方をどうする、いわゆる英語でどういふふうに訳すか、日本語でどう書くかというところに来ておると思うのであります。それにもかかわらず、一国の通産大臣として、また一国の内閣として、国の産業、経済、財政に重大な関係のある問題が、まだこの段階においてはわからぬというのは、いささか怠慢ではないか。もう少し国会において実情をはつきりしてもらつて、なるほどそうか、

われわれもこの点については協力しなければならぬしやないかという心構えをつくらせるようにしてもらいたいと思うのです。……

○岡野国務大臣 ……どういふもので来るか、そうしてどういふふうな注文の仕方をして来るかということになるべく早くわからせてもらいたいということは、ついでに行つておる係官に話をしておるのであります。ただいまのところはそれにはちつとも触れていないのです。……なるべく早く経済政策並びに貿易政策なども立てなければならぬし、それにはMSAというものが何らかの形で来ることになれば、完成兵器で来るか、金で来るか、金で来るとすればどのくらいになるか。また武器製造の点から言えば、完成兵器で来たのでは注文がとれませんから、それを二つにわけて、ぜひ外観だけでもほしいということは欲求でございます。まつたく同感でありますけれども、その点までは進んでおらぬことは事実でございます。から、これは御了承願いたいと思ひます。

○中崎委員 ……いよいよMSAが調印でもされて、大体日本の産業経済に及ぼす影響等の見通しがついてからこの法案が審議されていいと思ひますが、その点どうですか。

○岡野国務大臣 ……MSAというものがこれから出て来て、もし私の希望しておりますように金で来て、日本で生産をしてくれるということになれば、生産業者に対してどういふふうに許可して行くかという方針をきめなければ、しかしこの武器生産は、現在あるところの武器生産業者、並びに今発注を受



けてあるものに対して、どういふふうに業者が自粛して行くか、同時に経営をして行くかということに対して、われ／＼はやはり一応の基準をきめて、出血受注をしないように、合理的運営ができるようにやつて行きたいと思ひますから、結局M S Aの問題が早くわかりましたら、その点におきまして、この法律によつて認可、許可をする材料がふえて参りますから、これはプラスになるでしょう。しかしただいまの情勢におきまして、やはりこれをやつておかないと、日本の財界に不測の不安もしくは危険を生じやせぬか、こういうこととやつておりますから、現在の情勢においてこれが必要なわけでございます。

**○中崎委員** 武器製造業者の実情を見ましても、業者はな／＼敏感なものです。であるからM S Aの成行きには重大な関心を持つておると思うのです。それで今度は大きく来るかもしれないという仮定において設備の増設なんかやらないと思うのです。そういう意味合いにおいて、むしろこれを急ぐよりも、はつきりしたところで、それを見た上で、大体こういう見通しになるのだから、この法律もこういうふうに行こうじやないかというふうな方向を持つて行くのが、私は一番いいと思うのです。そういう意味において、一日二日を急がないで、少くともM S Aが調印されるまで、また大体の見通しが立つまでこの法律案を一時保留しておいたらどうか。……

**○岡野国務大臣** ……私は自分の観念から申し上げますと、M S Aは私も、あなたも御承知のように早く内容を知らりたい。しかし財界の人間の考えますのにつきましましては、おそらく何かの形で注文がふえるにきま

つておるといふことを敏感に感じることはお説の通りであります。そういたしますと、実際つかめていない、架空と申しますか、まだわからないものを当てにしてどん／＼生産設備をし、同時にまたいろ／＼な計画を立てて、そしてあけてみたところがそんな注文はなかつたのだ、これはしくじつたということになりかねないことが非常に心配なのであります、そういう意味におきましては、むしろ一日も早く通して置いて、先の見通しが業者もつき、同時にわれ／＼もついたときに初めて許可をして行く。……一日も早くこれをお通しを願つておいて、そうしてわれ／＼は業者の行き過ぎ、すなわち見通しの間違いというふうなものでも誤りを起させないようにやつて行くのが根本の趣旨であります。この点は私の考え方から申しますれば、一日も早く通していただいて、そういうような先走りな財界人の投機的の投資とか、設備拡張というものはやめさせておく方がいいのじやないか、こう考えます。

(武器製造と再軍備) (通産委 二五号 一〇・一一頁参照)

**○永井委員** ……この武器等製造法による武器生産を再開することによつて、日本の再軍備と、日本の産業構造が質的に大きな転換をするということでありまして、M S Aの問題にいたしましても、日本の国内でこそ今まで何にも交渉がなくて、突然降つて湧いたようにM S Aの問題の折衝が開始されたようなことを言つておるのであります。アメリカの議会におきましては本年の五月の五日、すでに議会で論議されております。その前に三月十一日の公聴会においてもM S Aの問題が論議されております。米国防次官補



のナツシュ氏は、このことを議会において明らかにしております。……アメリカは日本から引き揚げるのだ、日本の兵隊はすぐれた軍隊だ、……それから國務省東北アジア局長の日本担当官のヤング氏は、日本人の使う言葉は大切だ、日本人が自衛または防衛軍という言葉を使うときは、十一万内外の保安隊を言っているのである。再軍備という場合には五十万、百万という軍隊を考えているのである。量的にこれは日本人が差別をつけているのであつて、質的には再軍備をやるのである。……ダレス氏は、日本はまた米國と運命は一つである。またオルムステッド將軍は、中共はどうしてもやつつけなければならぬ。そのために日本の再軍備が必要であるということを議会において述べておるのであります。こういう背景において、この武器製造法が出て来、MSAが出て来、すべての問題はそこから出発して来ている。それらをごまかすために、あらゆる手段と方法を表現がなされておるといのが現在の状態であり、武器製造法はその一つの表現にすぎないとわれ／＼は考えるのであります。従つてこの法案の審議にあたりまして、政府当局がいろ／＼答弁をなされておりましたが、……ここにこういう背景を日本語によつて表現しているのか、われ／＼は疑うくらいでありまして、この意味におきまして、……われ／＼はこの法案に対して断固反対をいたすものであります。

それからこれは再軍備の裏づけ法であつて、MSAの受入れ態勢法だ。……私はMSAの問題について、一口だけ言うておきたい。ここに世界労働週報というものがある。これにこう書いてある。昨年四月にアメリカの商工会議所の機関誌が明らかにしたように、「アメリカ政府はスパイや破壊活動分子の専門家を養成して来た、そうして、このための資金は一億ドル修正条項の名で呼ばれるMSAの規定によつて、アメリカの政府から公然と支出してある」のであると書いてある。これがMSAの性格です。……石橋さんは本会議で、木村長官のあの悪名の高い防衛五箇年計画「あんなものは実際はないのです。政府はあんなものを持つてはおらぬと言われた。私はほんとうかもしれないと思ふ。ありはせぬのかもしれない」というわけは、ああいうものは木村長官なんかこしらえるまでもなしに、ちやんとアメリカがしてくれらると思ふ。……これをただ忠実に実行するだけが吉田内閣の仕事だと思ふ。自衛だとか、防衛だとかということは言われておりますけれども、防衛なんかも非常に日本としては考えなければならぬ。かつてアメリカは自分の国の海岸から太平洋を隔てて台湾に手を出し、朝鮮の戦争を始めた。これを防衛だと言つておるので。これは一事が万事であつて、この筆法、この作法がアメリカの防衛だ。これが吉田さんの防衛であつて、MSAの援助を受けるということは、一事が万事で、これはアメリカが日本に三十五万の土民軍をつくるという下心であつて、これを海外に出兵させるという、こういうひもつきであるということ、私は言わぬでも明らかだと思ふ。この裏づけがこの法だと思ふ。兵器の生産がこれだと思ふ。こういう法律によつてどん／＼と兵器の生産、武器の生産を公認し、これを規制するという名目によつて助長するということをする、必ず日本の産業は、そうして日本の労働者はアメリカの軍事支配に縛りつ



けられるということは明らかだ。……私はこういう立場から、この法案は絶対につくつてはいかぬのであつて、こういう法案を考えるかわりに、ほんとうに吉田内閣が防衛をお考えになるなら、現在日本はアメリカによつて侵略されておりますから、これに対して戦うてもらいたい。第二にはほんとうに防衛を考えるのならば、国民はアメリカの侵略に抵抗しておりますから、この抵抗権を完全に認めて、これを決して弾圧するようなことはしてはならぬ。この法律なんかはひつ込めて、……そしてMSA、こういう援助はちやんとお断りをして、サンフランシスコ条約もやめてもらいましょうということを国会に諮つてもらいたい。……

(MSA受入れと出血受注) (通産委 二八号 九・一〇頁参照)

○藤田委員 ……出血受注というような問題が非常に論議されております。MSAを受入れましたと仮定いたしました場合におきまして、これらの現象は日本にとりまして有利になりますかどうか……局長のもとにおいて、何か見通し材料がありましたならば、この際簡単にお答え願いたいと思ひます。

○葦澤政府委員 ……従来兵器の受注において、御指摘のようによろしく問題になりました出血受注の問題は、かりにMSAが受入れられるという場合には、そこにまた一つの新しい事態が参りますので、現在のような受注に関するいろいろの問題の発生を防止できるような態勢を、その際にこちら側としては希望いたして、実現できるものは実現いたしたいというふうな考え方をしておるわけでございます。

○藤田委員 ……この際何かそういう問題に関しまして、委員会その他の強力な機関を考えていただきたいと思ひますが、何か御研究があれば、たとえば民間におきましては、防衛生産委員会等のごときが結成されておりますが、通産省の重工業局を中心に、そういうものを考えられておりますかどうかお伺ひします。

次に先般本委員会におきまして、……たとえば日平産業の弾丸受注に関しまして、出血であるかいなかということにつきまして、相当深刻な問答があつたように速記録によつて了承いたしております。……先般の当委員会における問答以後に、何か新しい資料でもごらんになりました、結論が出ておりますかどうか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○葦澤政府委員 MSAの受入れにつきまして、通産省といたしまして特別な機構はまだ現在のところ、私の承知いたしてある限りにおいては考えられておりません。次に日平の先般の銃弾の受注につきましてのお尋ねでございますが、二日ほど前に、日平会社より当時受注されました二十七セント七という価格の内容について、役所の方に届出がありました。これはまだ内容を詳しくわれわれは検討できないのであります。ただ材料費が相当現在考えられてあるものよりは安くなつてあるのじやないかというようなことも一応考えておりますが、まだ会社側と細部にわたりましてこの詳細な打合せを遂げていないというような状況であります。



○藤田委員 ……今後これらの受注に關しまして、従来も重工業局でいろ／＼御指導もいたしましたし、今後もあると思いますが、何かほかの同類産業にも重大な影響がありますので、国家的見地から、なるべく有利な契約を締結するような具体的な措置をとる必要はないか。個々の会社が公入札でやるということでは、国家的にも非常に不利ではないか。……実際のMSAというような、あるいはそれ以上の大規模な発注等も想像される今日におきましては、何かもう少しつっ込んだ指導と協力が必要ではないかというふうに考えておりますが、従来通りにやつて行かれても大して支障がありませんかどうか。……

○葦澤政府委員 安値受注とか、あるいは出血受注とか、よく巷間言われますところの問題の解決につきましては、今後ともこれが解決に邁進いたしたい。御指摘のように、現在のような発注態勢のもとにおきましては、……制度そのものから申しまして、一会社にどうのこうのという責任を全部帰せられない部面も確かにあろうかと考えられるわけでありまして、これがために、今国会にも一応武器等製造法案というものの御提案をいたしまして、これが解決の一助と考えておるわけでありまして。……

(防衛計画と再軍備) (経済安定委 八号 一・二・三・四・五頁参照)

○菊川委員 ……きのう読売新聞に「経審の防衛六カ年計画」という見出しで、一つの記事が発表されております。もちろんこれは新聞の記事でありますから、どの程度経審庁として責任をお持ちになる内容のものであるかはわからないので、このことを初め伺つておいて、そうして長官の話を聞きたい、こう思うの

であります。……木村長官の言う防衛五カ年計画というふうなことに關連して、今また輿論を刺激してゐるのが現実でございますから、このことは、はたして経済審議庁としてはこれはどの程度に關連があるのか、ないのか。あるとすれば、どの程度に關連があるのか、これが第一でございます。

それからこの中には、「経済審議庁では秘かに軍備計画諸案の検討、装備原単位の算定などを進めてきたが、」とありますが、こういうふうなことを具体的に今までどこかで調査しておやりになつておる事実があるかどうか。……

○岡野國務大臣 ……読売新聞に出しましたものはまつたくわれ／＼は関知しないことでありまして、むしろ私どもはびつくりしておるので、そういうことが部内にあるのかと思つていろ／＼調べてみました。一向そういうことはございませんで、この点に關する限りは新聞報道は私は誤伝と断定いたします。それから装備単位なんかをいろ／＼調べたかどうかということでございますが、御承知の通りにわれ／＼としましては、やはり物の値段というものはしようつちゆう見てもおきませんと、内外の経済情勢を分析しますにつきまして間違つた観測をいたしますので、あらゆるすべてのものの物価というものに非常な関心を持つております。従つて武器とかなんとかいうものにつきましても、飛行機が一台幾らぐらいするであろうかと、もしアメリカから借りている船をみんなつくつたらどのくらいになるだろうか、そういうことはしようつちゆう気をつけて研究しておるわけでございます。……



○菊川委員 ……個々の装備についての原単位の算定、これは当然おやりになることと思いますが、そういうような総合としての、幾つかのある特定の軍備計画案件についての検討というようなことはおやりになつておらないのですか。

○岡野国務大臣 やつておりません。

○菊川委員 ……経審庁の内部の計画部員とありますが、これはどういうものかわかりませんが、そういうところでもこういう防衛六箇年計画というふうなものには部員はおよそだれも触れてはおらぬ、こういうことではございませんか。

○岡野国務大臣 そういうことは絶対にありません。

○石村委員 ……吉田内閣はたえず自衛力の漸増ということをおつしやつておられますが、五箇年先の自衛力が漸増した結果というものを予想せられておるのではないかと思ひますが、それは軍事的ではなくて、保安隊的かもしれませんが、保安隊的でもかまいませんが、自衛力が漸増した形を何かお考えになつておる、このように推察いたしますが、いかがでございますでしょうか。

○岡野国務大臣 ……われ／＼といたしましてはただいまのところ純経済的に日本の国力がどのくらいになつていくかということを中心といたしまして、経済面から将来の見通しをしておるわけでありまして、吉田総理がいつも申し上げております通り、日本の国力が十分になつて行かなければ自衛力の漸増もでき

ないじゃないか、こういうことでもあります。…そのために防衛力をどうして行つたら経済力がどうなるのではなくて、われ／＼の方といたしましては、経済力がどのようになつて行くかということを中心として研究いたしておるわけでありまして、…

○中村(時)委員 先ほど読売の経審防衛六箇年計画に対して、全然こういう事実はないとおつしやるのですが、…今申しましたM S Aの関連の上に、あるいは今言つた木村保安長官の問題、これらに関連いたしますと、必ずや私は経審におきましてもうこういう結果がありというような推定がくだされるのですが、その点について断じてないと経審庁の長官はおつしやるのですか。

○岡野国務大臣 ……あれは絶対にないのでございましてM S Aの問題でも、われ／＼が考えていますのは、M S Aというものは考えないで、この研究をされたわけでありまして、…実はこれはM S Aの問題とか、おとこの読売新聞に出るとかいう以前にすでに私が事務当局に頼みまして、どうも今まで長い計画性がないのじゃないか、計画をつくるのは経審議庁じゃないかというようなことで、国会で言われるような御意思がたくさんございますので、これはその通りだ、経審議庁がある以上は、たとえば汽車の発着時間が何分何秒違わずに向うに行くというような計画はできないかもしれないけれども、およそ西に向つて行くか、東に向つて行くか、西に向つて行けばどのくらいの速度で大阪へでも到着するということくらいの目安はやはり経審議庁がつくるべきである。同時に…もしできますならばやはり各省とよく打合



せまして、経済審議庁で総合的な案を立てたらそれを各省に実行してもらおうというような權威を持ったものにして行きたいという考えで、いろいろ苦心して……非常にお粗末なものでございますけれども、皆様方の御協力と御鞭撻をいただきましてやつて行きたい、こういう考え方でございますから、そのつもりでお願いいたします。

○中村(時)委員 ……このような特需が、量的や質的に変更がないといたしましても、日本自身の、私の言っているのは、軍備を充実させるための経済構造に基礎的に切りかえられやしないかというおそれがあるわけなんです。そういう一つのおそれがないかどうかということを知りたいというわけなんです。

○岡野国務大臣 ……MSAは軍事援助と経済援助と、それから技術援助ということになっておりますから、それがいかなる形で入つて来るかによつて、私は日本の経済に幾分の変化を来しはせぬか、こういうことは心配しておりません。

(MSAと中共貿易) (予算委 一、二、三頁参照)

○和田委員 ……最近非常に問題になつて来てゐるのは、アメリカの相互安全保障法による援助でございます。この相互安全保障法による援助は、朝鮮事変を契機として、むしろ軍事的な援助を強くする意味において、アメリカが今まで外国に行つておつた援助をまとめたものでございます。これがまた当然日本も対象になりまして、一九五三年においては日本またこの援助を受けるのではないかと……ところがMSA

による援助を受ければ、当然それには一定の条件があるし義務がある。法律を見てみると、中国の貿易なんかはむしろ今までよりもつと強い制限を受けこそすれ、どうしてこれを緩和することは、困難なように思われるのであります。……一体岡野通産大臣は、中共貿易を拡大すると、こう言つてゐるときに具体的にどのような方法を考へてゐるのか。またMSAとの関係は、どういふふうにか考へてその発言をされるのであるか。……

○岡野国務大臣 ……国際政治上日本が置かれてゐる地位にかんがみまして、日本がどうして行かなければならぬということは、これはまた別の問題でございます。しかし少くとも輸出貿易を進展さして行きたいというものについては、その国際政治上の制約以内においてはできるだけ努力する。……今までも中共貿易ができてゐる……その点において大いに努力して参りたい。……中共と全面的貿易をしてはいかぬということにはなつておらないと思ふ。……二十七年には約六十万ドル……これは正規の貿易でございます。ところが昨年以来戦略物資の範囲を縮めまして少し緩和したという意味におきまして、ことしの一月から三月までには二百二十万ドルの輸出ができてゐる。……

(外交政策とMSA) (予算委 一、二、三、四、五頁参照)

○和田委員 ……昨日外務大臣は、アリソン大使とお会いになつたようでありますが、やはりこのMSAの問題には当然触れられたと思ふのであります。……



○岡崎国務大臣 ……昨日もM S Aの話はいたしておりません。

○和田委員 ……ちようどアメリカの予算の編成期にあたつてある点からいまして、何らかM S Aに対する日本の態度をアメリカがテストしてある、あるいはそれを求めてある、こういうようにわれ／＼は感ずるのでありますが、……

○岡崎国務大臣 ……これは元来必ずしも予算が発足する時までにつくり上げておられないようでありませぬ。その後においても話合いがつき次第新しく協定等をつくるようになっておるようでありまして、いざれ何らかの話はあるであろうと思ひますけれども、ただいまのところはそういうことはないし、また日本の様子を探つてあるというような感じは受けておりませぬ。

○和田委員 アメリカの世界政策が一つの転換点というか、反省期にちようど来ておるのではないかと思ふのであります。……やはりアメリカの外交政策の一つの大きな基調である世界における勢力の均衡ということについては、アメリカは依然として非常に敏感である、またその態度を堅持しておると私は思ひませぬ。……そうなつて来ますと、日本がそのときにどういふ役割を演じ、立場を持つかということは、アメリカにとつては一番重要な問題であります。ことにヨーロッパの欧州軍の条約が一頓挫を来しておるような情勢においては、日本のいわゆる再軍備というふうなことについてのアメリカの考え方というものは、以前にも増して現実的になり、……その一つのつながりといひますか、……M S Aであると私もは考へ

ます。そこでM S Aに対する日本の態度というものは、おそれ早かれどうしても求められて来るし、話合いをして来ざるを得ないと思うのであります。……M S Aというものに対する態度、M S Aをほんとうに受けるか受けないかということが、今後の日本の外交なり経済なりあるいは政治なりを、ひつぱつて行く大きな方向をきめる問題だと思ふのであります。……一体M S Aに対する態度というものを、いつ政府はつきりときめるのか、……

○岡崎国務大臣 ……いつも戦争の脅威がありそうになつて来ると、また今度平和攻勢と称するものが出て来て、交互に今までも来ておつた。アメリカ側としても今度が初めてでありませぬから、いざれこれに対処する方策は十分研究済みだと私は考へております。……

そこでさらにM S Aにつきましても、これは今までのいろ／＼の方面でいろ／＼の援助をしておつたのを一本にまとめ、一つの中心を持つてやろうというのが趣旨のように思ひます。従つてこれは何も日本に対する問題だけではなくして、世界各国に対する問題であつて、その一つが日本にも適用されるか、されないかということになるのだと考へております。そこでただいま少くとも現政府の考え方といたしましては、日米の間には密接なる連絡を保つて親善関係をこの上ともしつかりして行こうという考へでありまして、これはM S Aをかりに受けるとか受けないとかいうことがありましても、その根本方針はかわらないし、またかえるべきでないとは私は考へております。……



○和田委員 ……われ／＼といえどもこの国とも平和を結び、外交関係はよくして行くことにはかわりない。しかしここに起つてゐる問題は、MSAという具体的な問題であります。そしてこのMSAをそのまま日本が援助を受けるといふことになれば、条件はいろいろありますが、しかしその条件もどうも選択的であるように見えるのであります。しかし軍事的な要素、色彩が強いといふことは、MSAの成立の過程からはつきりするわけでありまして、それを否定するわけにはどうも参らぬように思ふのであります。……今まで再軍備はしない、憲法は改正しない、こう言つておつたいわゆる自由党の吉田内閣の再軍備問題に対する態度というものが、MSAを本格的に受けるようになれば、もちろんその内容が、単なる技術援助といふことで限定されれば、その点は少しかわつて来ますが、そこまで限定されるようには、われ／＼としてはどうも思えない。そうなつて来ると、……日本としても政治的にも経済的にも、その行き方というものが、アメリカの大きな世界計画の中にまつたく巻き込まれてしまうことに、これはどうしてもなつて来るのであります。だからこそMSAというものを受けた国において、MSAがあまりに内政に干渉する、あるいは独立国としての面目がどうも保てないといふので、……MSA自体を日本として受入れることも非常に不利だといふことであれば、これを断固として拒否するだけのお考えなり腹が今あるのかどうか。……

○岡崎国務大臣 ……このMSAに一本になります前には、時間の相違は多少ありますが、いわゆるギリシャ、トルコに対するような純然たる軍需援助もありましたし、またヨーロッパに対する経済復興計画の、いわゆるマーシャル・プランといひますか、こういうようなものもありましたし、また未開発国に対するポイント・フォアのような援助計画もありまして、そうして国防省がやつてゐるもの、国務省がやつてゐるもの、それからポイント・フォアのように、初めからMSAというようになつてやつておるものがあります、それが今度はMSAに一本になつたわけでありまして。従つてその中にはいろいろの種類があるのは当然でありまして、この内容をつぶさに検討してみなければならぬと考へております。またアメリカ側で一体まだ援助をくれるかどうかともわかりませんが、伝えられるところによると日本も入つておるようなことを言つておりますから、いづれ話があるかもしれませんが、その前にわれ／＼も十分研究はいたしてみます。しかしまだ話もないうちから、断固としてどうするといふようなことは、ちよつと早過ぎるように思います。……

(防衛支出金の負担) (予算委 一三号 一二頁参照)

○今澄委員 ……行政協定による防衛支出金の負担を日本の国はアメリカの駐留軍に対していたしておるのである。一億ドルないし一億五千万ドルというような防衛支出金の総額は、この一億五千万ドル程度のMSA的な援助の金額で、大体埋め合うのであるが、……行政協定の改訂をされる機会にアメリカ当局と折衝して、かような形式における日本の防衛支出金の全額を、アメリカ負担といふような方向に交渉を



お進めになる御意思があるかどうか、……

○岡崎国務大臣 MSAの問題は、今おつしやつたように、まだ何ら決定に至らない話でありますので、かりにこれの援助を受けると仮定いたしましたとしても、どれだけ金が来るのであるか、……一億五千万ドル来ると仮定いたしましたとしても、それが物で来るのか金で来るのか、これもまだ何らわかつておらない状況でありますから、これとこれとを引きかえにというような意見は、私はここで述べることができないのであります。が、一般に行政協定に基く防衛分担金は向うに全部おぶさつたらどうか、こういう御意見でありますれば、私はむしろ非常に苦しい財政ではありますけれども、できるだけ日本の金でまかなうような措置の方が、かえつてその間に日本の発言もできるのであつて、全面的におぶさつてということは、私は国としてははなはだ残念なことだと考えております。……

(東南アジア開発とMSA) (予算委 三号 六頁参照)

○福田(昌)委員 ……今首相の東南アジアにおきまする開発計画、貿易計画に對しまして、首班指名前に閣僚にそういう御意向をお漏らしいただいたということは、……それはちやうど時期的に見ましても、アメリカのMSAに關します対日援助のいろ／＼な方策が問題になつておりましたときでもあり、日本にも伝わつておりましたときでもございますので、首相のその東南アジア開発のお考えというのは、このMSAと何か御關係があるのかどうかということをお、一言承らせていただきたい。

○吉田国務大臣 ……東南アジアの計画とMSAと關係があるかということでございますか。これは全然たゞいまのところ關係はありません。日本独自の考えからして東南アジアの開発を希望いたしておるので、主として日本側のわれ／＼の立場からして、あるいはまた東南アジアとの現在の關係及び將來の關係からして、その關係を進めたいという考えから、東南アジア問題について研究をさしてあるわけでありませう。

(MSA援助と受入方策) (予算委 三号 七頁参照)

○今澄委員 ……日本の政府は、向うから呼びかけられなければそれに対して何も考えることができないのかどうか。……まず第一点としては、MSAを受けることを希望しておるのか、……もう一つは、もしMSA援助を受けるとすれば、これには經濟援助、軍事援助、技術援助の三つがありますが、日本の現在の情勢からはどの形がいいとお考えになつておるのであるか。……かような國際情勢のもとではお考えになつておるものと思ひますので、……

○吉田国務大臣 ……MSAの内容は、新聞の電報などについては承知いたしました。が、はたしてそれが真を伝えておるものであるか、あるいはまた米政府としてどういふ考えを持つか、具体的に政府として正確なる話を受取つたときに考えるという以上にお答えができない、……

(MSA軍事援助と報道) (予算委 三号 一二・一三頁参照)

○黒田委員 ……最近新木駐米大使から、米政府の對日MSA援助につきまして、政府に對し正式な報



告書が到達してあると新聞は報じております。それは事実であるかどうか。事実でありますれば、国会への報告義務に基いて、ここで報告していただきたい。……

○吉田国務大臣 ……またお話のようにかりに来ておつたとして、ただちに議会で報告せよとおつしやつても、報告のできないものもあるかもしれません。……

○黒田委員 ……新木大使の報告として、これは東京都下の大新聞に全部出ておりましたので、……その報告によりまして明らかになりましたことは、第一には、米国が来る七月からの新年度におけるMSA軍事援助を受ける国の中に日本をも加えているということ。第二には、米国の対日MSA援助は、日本の国内治安及び適当な国防を確保するために、装備及び訓練をする必要があるという趣旨に基きまして、極東向け軍事援助の中から日本に対し割当てる。そして米国議会で日本に関する説明がなされましたのは、軍事援助の項に關してなされたのでありますから、当然これは軍事援助と解釈しなければなりません。すなわちMSA援助は、軍事援助が中心であることが明らかになっている、私は新木大使の報告でこう判断してよろしいと思う。第三は日本がかつて満州、中国から得ておりました大きな生産資源を失うこと、すなわち中国市場を喪失するということを前提として、これを補うために、南アジア及び東南アジアとの通商及び資源開発等の方法を通じまして、経済関係の緊密化をはかるということ、こういうことが明らかになつております。……新木大使から米国の政府の意向がこうであるというように報告されておると思いますが、……

○岡崎国務大臣 ……米国外務省からの報告には、そういう種類のものもいろいろあります。しかしながらお断りしておきますが、米国の政府から日本の大使にそういうことを正式に申し入れたものは一つもありません。これらはすべて新聞報道等を集めたものであります、その点は特に断つてあります。……

○黒田委員 ……しかし新木大使の報告の内容は、単に新聞報道だけではございません。アメリカにおいて、アメリカの重要な当路者が、アメリカ議会でMSAの問題について報告し、あるいは説明したものであるいは国会に出された書類の内容等がこの報告に含まれておると私は思うのであります、いわゆる新聞である、雑誌であるから、そんなものからとつた材料は大したものではないというような民主主義輕視の思想が現われるようなことを言われては困ります。私はただいまの報告は、アメリカ国会の中におけるアメリカ政府の言動に基く報告であると認めてよろしいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○岡崎国務大臣 私の申しているのは、アメリカの政府から、日本の代表者に対して話のあつた報告ではないということでありまして、つまりアメリカ大使館が、たとえばだれそれが国会で報告したということ、新聞に報ぜられておれば、それも載せておることは当然であります。しかしながらこれも国会に直接行ってとれる部分は少いのであります、多くは新聞等の報道に基いたものを集めて来ておる、こういうふうにご考へます。



○黒田委員 ……相互安全保障法からすれば、どんな援助を米国が他の国に与えるといたとしても、その援助を与えることが、米国自身の安全の強化になるというように、米国大統領が判断しない限りは、どんな国に対しても援助を与えないという趣旨になっておりますし、……その相手の国が軍事的義務を履行するという立場に米国に対して立つ、こういう関係にあることが必要である。それから自国の防力を増大するために必要な一切の措置をとる、こういうことが援助の条件として定められておりました、……日米安全保障条約ではわが国は米国に対しまして、何ら軍事的義務を負担しておりません。そこで相互安全保障法に基いて援助を受けますためには、この相互安全保障法に……規定があります限りは、わが国は米国に対し何らかの軍事的義務を果すことを内容とするような新しい相互援助協定を締結しなければならぬのである、私はそう考えますが、……軍事的援助の義務を負担するような条件で、MSA援助を受ける以外に方法がないということがわかつたときには、総理は断固としてこういうものを拒否するだけの御意思があるかどうか、まずこれだけのことを承つておきます。

○岡崎国務大臣 ……まだアメリカの代表者とワシントンでも話しておりません。こちらでも話しておりません。従つて、正確に直接先方の意向を何も聞いておらないのであります。……要するに、日本としては当然憲法なり法律なりの範囲内においていろ／＼のことをいたすのでありまして、そういう点については総理もしば／＼言われておりまする通りに、何ら御疑念はないと思ひます。

○黒田委員 ……そうしますと、現在のわが国の憲法に抵触するような援助を受けない、大体岡崎外務大臣はどのように申されたようであります、総理大臣もそのようにお考えになつておりますかどうか、……

○吉田国務大臣 それは当然であります。

(対日援助政策とMSA) (予算委 四号 一二・一三頁参照)

○福田(昌)委員 ……MSAの問題が最近非常に大きく取上げられて参つております。……ことに昨日の外務委員会の御答弁によりますと、これは六月一ばいまでに受諾するということを返事しなければならぬというような状態にまで来ておるといふことで、記事を読ませていただいたのでございますが、……日本が受諾し、しかも六月一ばいに受諾の返事をすべきもので、……政府も大体承諾なさつておる御意思であるかどうか……

○岡崎国務大臣 ……MSAにつきましてはいろ／＼いわれておりますが、実はアメリカ自体の法律の修正もまだ成立してないようなわけでありまして、私も直接には承知いたしておりません。六月一ばいに何かつくらなければならぬということでもない、幅の広いものだと考えておりますが、しかしかりに早くつくらなければならぬにしても、これは日本の経済にも、また国全般の方針にも大きな影響のあるものでありますから、十分考慮してみなければならぬわけでありまして、必ずしも幾日までにといふよ



うなことはないと思つております。

○福田(昌)委員 …… MSAのアメリカの対日政策というものは軍事援助で無償であり、しかも六月一ぱいに一応受諾するという返事をする事になつておるといふようにちやんと外務当局から言明されたと同つたのですが、今お伺いしますと、どうもそういうことでもないような御意向に聞えるのでございます。昨日の外務委員会の外務当局の御答弁は間違いであつたわけでございますでしょうか。

○岡崎国務大臣 …… 法律等をよく読みまして、その原則を述べたものであります。原則にはおのずから例外があるわけでありまして、必ずしもその原則通り動くということはないと思ひます。

○福田(昌)委員 …… このMSAを日本政府が受諾されるやいなやは目下いろいろ御検討中というお話でございますが、いろいろ御検討の結果、もしこれを受諾なさるといたしましたならば、受諾したことが東南アジアの各国に對しましてどのような影響を及ぼすかということについては、どういふふうにお考えでございますでしょうか。

○岡崎国務大臣 …… どういふ話合いをするかによつて東南アジアにどういふ影響があるかということになりますので、これはまだ影響があるかないか、またどういふものがあるかということをお申し上げる段階ではないと思ひますが、そういう点も十分考へてきめたいと思つております。

○福田(昌)委員 …… MSAのアメリカ側の対日援助政策というものを見ますと、ことにMSAの援助の

貸出しの条件というふうなものを見ますと、東南アジアと日本との関連においてMSAの援助を考へておるといふことが、私ども想像できるのでございます。従ひまして日本がMSAの援助を受けるといふことになりますれば、東南アジアへのいろいろな影響といふものは絶対に無視することができないと思ひわけでございます。……こういつた東南アジアの国々は、MSAの中におきましても、ことに技術援助を受けておる国であります。軍事援助とは関係が薄い技術援助を受けておるこいつたビルマやインドネシアでさえも、このMSAの援助を断るといふような状態であります。従ひましてこの断るその感情の裏といふものは、これを通して來ることが予想されるアメリカの干渉といふものを、好ましく思われないから断つておるといふことが言えると思ひますが、こいつた東南アジアの国々との関連において考へなければならぬMSAに對しまする日本の態度といふものは、相当慎重でなければならぬと私は思ひるのでございませぬ。

(保安庁制度) (予算委 四号 一六頁参照)

○黒田委員 …… 保安庁制度はいろいろな意味におきましてわが国政治の がんであると思ひます。……その予備隊が保安隊に発展いたしましたのは日米安全保障条約に基き自衛力を漸次に増強するといふ政策の實行にほかなりませぬ。さらにそれは近くMSA軍事援助によりまして正式に軍隊と名のつくものに発展しようとしておるのであります。……自衛力設定論者が自衛力を持つことがわが国独立の条件である



かのごとく主張しておりますけれども、その自衛論者が、現実に外国の武器を無償で借受けて武装させられておる部隊をつくつておるのであります。これは断じて独立国の独立部隊ではありません。……加うるに武器貸与国の軍隊がわが国に駐屯してあるという事情をあわせて考えますならば、吉田内閣の対米政策のもとに存在する保安隊は、米国への、わが国の軍事的隷属の結び目になる役割を勤める制度になつておると私は考えます。わが国の独立のために、かかる制度に絶対に反対しなければならぬと思うのであります。その上に、保安隊の増強という政策に現われております吉田内閣の政策は、わが国の経済全体を、武器生産に支柱を求める再軍備生産に転換させようとしております。……以上をもつて私の反対討論いたします。

(戦争放棄と自衛権) (予算委 七号 二頁参照)

○本間委員 ……憲法第九条の戦争放棄の規定は、わが国の自衛権をも否定するものであるかどうか。……

○吉田国務大臣 ……憲法九条には、戦争放棄は規定してありますが、独立国である以上は、自衛の権利はこれによつて放棄せられたということは考えられないのみならず、独立国である以上は、固有の自衛権はおのずから存在いたしておるものであつて、これがために自衛権の放棄、もしくは否定ということは断じてないと考えます。

○本間委員 固有の自衛権はもちろんあるのだ。しかし従来政府の見解によりますと、自衛権はもちろんあるのでありますが、自衛のための軍備も憲法は禁止してあるのだ。従いまして、自衛のための軍備をいたしまする場合にも、現行憲法の改正が必要であるという見解をとつておつたように思うのであります。が、政府はこの見解を、今後もずっと堅持されるお考えであるかどうか。……

○吉田国務大臣 自衛権は、当然独立国として持つておることは、申すまでもないところでありますが、このために、憲法九条に禁ぜられておる戦力をもこれを保有するかということですが、……保有できないと解釈いたすべきものと考えます。しからば直接侵略といひますか、敵が日本の独立を脅かす場合にどうするか。これはそのために日米安全保障条約ができておる。攻撃に対しては、集団的の防衛をなすという意味のもとに、日米安全保障条約で、一応国の自衛、独立、安全を守るといふ建前で進んでおります。しからば、いつまでも安全保障条約で国を守れるかといふお尋ねが出て来ましようが、これは現在のところ、敗戦後の日本として、また領土の半ば以上を失つた日本として、戦前と同じような軍備を進めるといふことは、とうてい国情が許さず……国力を養うということがわれわれとして第一の問題であつて、独立したけれども、戦力を持つことは、憲法も禁じております……ゆえに憲法九条が戦力を持つことを禁じておるのみならず、実際においては、持つことのできない事態にあるから、持たない方がいいと私は確信いたします。



○本間委員 自衛のための軍備も、憲法はこれを禁止してあるという解釈を堅持されるということでありませんが、そうしますと、憲法の解釈から申しますならば、治安維持のための警察、あるいは保安隊ならば一向さしつかえない、こういう解釈だろうと思うのでありますが、国内の治安を維持する警察といいますが、軍隊がある場合と、軍隊がない場合とは、その仕組み、やり方、装備というものが非常に相違して参るのが当然でございます。警察にいたしましても、警察隊、保安隊、あるいは俗には警察軍というような言葉もあるぐらいでありまして、実際には、警察と軍隊との区別をつけるということは、なか／＼むずかしい問題だと思つてございしますが、警察隊と軍隊との区別を憲法上どういう基準でつけるか、……

○木村国務大臣 ……御承知の通り軍隊と申しますと、われ／＼の解釈するところによりますと、これは対外戦争を目的といたす、これが第一であります。その装備、編制の能力からいたしまして、近代戦争を的確に遂行し得る総合戦力、これが憲法第九条第二項の戦力である。そこで現在の保安隊は、申すまでもなく、保安庁法第四条において明らかに規定されております通り、わが国の平和と秩序を維持し、人命、財産を保護するために特別の必要ある場合に出勤することになつております。……

○本間委員 対外戦争を直接目的にするかどうかという直接の目標と申しますか、目的の相違によつて区別するよりほかに道はないと思つたという御見解のようでございますが、私も憲法上の基準は、直接の目的の相違という以外にないと思つてございします。ところが戦争を目的といたします軍隊でも、間接には国内の治安維持というものに有効な作用を及ぼすものでございしますし、また治安維持のためにも、軍隊は使われることもある。一方国内の治安を直接の目的といたしております警察隊でも、外敵が侵入いたしました場合には、当然戦闘に使われる。……そこで憲法上の区別は、直接の目的の相違ということによつていいたしまして、一体わが国の軍備というからには、常識上から申しまして、大体の概念をきめて議論をすることが必要だと私は考えております。いやしくも軍備というからには、戦争がありました場合、外敵の侵入がありました場合に、その国を守り得るものでなければなりませんから、近代戦争に耐え得るものでなくてはなりません。……

○木村国務大臣 ……戦力そのものについては、いわゆる一国の置かれたる地位、時代、すなわち空間的・時間的と総合して判断するよりほかにならうかと思つてます。スイスにおける軍備、日本における軍備、あるいはその他の国といろ／＼比較いたしまして、これは画一的にきめられるものじやないのでございします。……

(自衛力の漸増) (予算委 七号 三頁参照)

○本間委員 政府の答弁によりますと、莫大な金がかかる、……過日同僚の有田議員が、三十万の陸軍、三十万トンの船、四千機くらいの飛行機を持つためにも、一年に七千二百億円くらいの費用はいるであらうということを指摘されたのでありますが、私はどうしてもそれよりもつと分かる、やはり九千億



円くらの予算を軍事予算に組めるような財政的な余裕ができないうちは問題にならない、こう思うのでありますが、……

○木村国務大臣 その点であります、われ／＼は、まだ的確にその計算というものをやつておりません。……おそらく初年度において二兆くらいの金はかかるのではないかと考えております。

○本間委員 今日の経済力では、再軍備はできないという見解は、私の考えと一致してあるのでありますが、しかし国の安全と独立は、どのようなことがありましても守つてもらわなければなりませんから、そこで安全保障条約によつて、先ほども総理も申されたように、日本への直接の侵略に対してはこれで守るということでございますが、それ以外、実際上有効な手段はないと私も思うのであります。外国の軍隊にのみわが国の安全と独立をまかせておくわけには参りませんから、自衛力の漸増ということが、当然問題になつて参ると思ひます。それには、愛国心の高揚でありますとか、あるいは国民一致の態勢を整備するとか、いろ／＼なことがありましようが、わが国では経済力の充実、向上、これが自衛力漸増の中核でなければならぬと私は考へるのであります、……

○木村国務大臣 ……自衛力の漸増と申しますと、結局は物心両方面において、総力の増進ということになるのではないかと考へております。今仰せになります通り、精神力の高揚、これも自衛力漸増の一部面であります。また各種の技術の発展、その他経済力の増進、これも自衛力漸増の一端であります。また

保安隊の警備力を増進するということも、これまた自衛力漸増の一端であります。……

○本間委員 ……今までのいろ／＼な経緯を顧みますと、平和条約、安全保障条約を締結いたします場合に、日本の再軍備の問題がどういふふうに取り扱われるかということが、日本にとりましては非常に大事な点であつたと私は思うのであります。吉田首相が、再軍備をしない、急がないという政策を今日まで堅持せられて、安全保障条約から再軍備しなければならぬという義務を免れておるわけでありませう。日本が再軍備するかしないかということは、将来の日本国民が自由に決定することだという線を確保して参りましたことは、私は非常な功績であつたと思つております。……M S Aの援助の問題も、軍事援助、技術援助、経済援助等いろ／＼あるようでありませうが、どういふ条件になりますのか、……ただここで一つ私どもが懸念をいたしますことは、わが国の再軍備が条件ということになりますれば、これは受けるべきでないとは信じて疑わないのであります。平和、安全保障両条約の交渉の際が、再軍備の問題に對する第一の危機であつたといひますならば、今回のM S Aの際が、私は第二の大事な危機であると考えるのであります。再軍備が条件ということになりますれば、国民はその負担に耐えかねて参つてしまふのでありますから、この線は、平和条約並びに安全保障条約の交渉に際してとられましたと同じような政策なり態度を吉田総理大臣はとられるものと、私は固く信じて疑わぬ……。

○吉田国務大臣 ……安全保障条約にも明記いたしてあります通り、いわゆる日本の防衛の漸増——漸増



の意味合いはいろいろありますが、いずれにしても、国力これを許さないから、独立した軍備は持つわけに行かないという意味合いは、日本の国力が回復して、そうして軍備を持つに至るような状態になれば別であります。それまでは安全保障条約で行く。これも米国側としては、日本に長く米国軍隊を駐留せしめるということは、向うの希望いたさないことで、日本の国力充実とともに引揚げたい。また日本としても、自国の独立を外国の力によつて守ってもらうということは、国民の感情から申しても、これは許さないことでもあります。ゆえに国力これを許せばであります。許さない間は、また憲法の規定が現在のような規定である以上は、軍備は持たない、……さて今のMSAの問題が出て来て、これとどういふふうな関連を持つかというお尋ねであります。……従来米政府のとつた立場から申して、日本に軍備をしいるか、あるいは日本の憲法が禁じておることを無理に押しつけるというようなことは、これは断じてないはずであります。従つてMSAの問題とどういふふうな交渉を持つべきか、これはしばらく米政府側の申出を待つてお答えをいたしたいと思ひます。現在は、まだ申出がないものでありますから、お答えをいたす資料がない、……

○本間委員 ……本会議の質疑応答で木村保安庁長官は、問題になりました防衛五箇年計画というものは、発表した覚えがないということをお言つておられるのでありますから、その発表の問題は追究をいたしません。保安庁でいろいろの研究の末に一つの試案ができて上つて、それを総理の手元まで提出したと言つておられるのであります。どういふ内容のものでありますか、……

○木村国務大臣 ……防衛五箇年計画なるものを私が発表した事実のないことは、本会議で申し上げた通りであります。ただ私といたしましては、国内情勢の変化に伴つて警備力を増加する必要がある場合に、どれくらいの程度まで増加すべきであるかという点について、自分で見当をつきたい、……こういう考えをもつて、ある部局の一部に対して試案の作成を命じたのであります。それは未完成であるが、ほぼでき上つて、私がこれを総理に……見てもらいたいと言つたところが、総理は、まだ未完成であるならば、完成してから自分の手元に出してもらいたいということで、一応私は出したのであります。さうなことで、私はそれを持ち帰つて、自分の手元に置いた次第であります。……私の一つの試みとして、見当をつけさせる意味においてつくつたのでありますから、これは申し上げることは差し控えたい、……

(アジア共同防衛) (予算委 七号 一四頁参照)

○川崎委員 ……アジアの自由諸国民の共同防衛をはかるためにも、太平洋条約を締結することがよい、こういう意見がアメリカの下院においても相当強く要望されておるし、またニュージーランド、オーストラリア等においても、これらの問題が深刻に論議の的に上つております。一体これらの問題について、政府はいまだ何らのタッチもないものか。また総理大臣はこの太平洋条約というものをどうお考えでありますか。……



○岡崎国務大臣 この問題につきましては、正式と申しますか、非公式にしろ、この問題自体についての話し合いはまだどこからもありません。しかしいろいろの今おつしやつたような情報はあつたわけでありまして、研究はいたしております。そこでこれはまだ実際の形がきまつておりませんが、かりにお互いに兵隊を出し合つて、お互いの防衛を助け合うのだという趣旨でありますと、日本のたぐいまの組織というのは、そういう協定に応ずるわけに行かないようになっておりますので、……経済的の提携というのなら、これはまた別でありまして、具体的にはわれわれはいろいろ研究しております。……

○川崎委員 ……この太平洋条約という問題については、今の派兵の問題等もあつて、いろいろ今日の状態からしては考えられないというようなことも言われておりますが、私は太平洋における諸国は共通の利害と環境があると思うのであります。……太平洋条約の問題はさておいても、今日太平洋の諸問題がある。これらに関連して……当然外交方針においても長期の外交計画というものがなければならぬ。太平洋諸国の総理大臣の会談など行つて、貿易、産業あるいは防衛等に関して、自由に意見を交換するチャンスをつかんだらどうかと思う。……

○吉田国務大臣 ……また自主的にやれという御趣意については、十分賛成いたして自主的にいたします。

(防衛計画とMSA) (予算委 七号 一五・一六・一七・一八・一九頁参照)

○川崎委員 ……MSA問題については、いまだアメリカと交渉した事実はない、外務大臣は特に、単に事務的研究をしてある段階にすぎない、こういう御答弁であつたと思うのであります。このことに間違いはないでありましょうか、……

○吉田国務大臣 間違いがありません。

○川崎委員 ……本年一月に外務省の伊関国際協力局長はワシントンに行つて、国防省の者と会つて、その際米國国務省から、この七月から三億ドルから四億ドルの額をMSA援助として受取ることができると言われ、その話し合いに乗つてあるということの事実がありますが、これは事実でありますかどうか、……

○岡崎国務大臣 ……要するにアメリカに行きました当時は、MSAの話は出ましたけれども、まだ具体的にどの段階でない、今年の初めでありまして、一般的な話を聞いただけであつて、具体的には話は聞いておらぬという答弁であります。

○川崎委員 ……去る三月十日、ちようど解散の日だろうと思うのでありますが、国務省の東北アジア局長ヤング氏という人が来られて、外務省の当局に対し、同様の趣旨が繰返されたということでありまして、これは事実でありますかどうか、……

○岡崎国務大臣 ……おそらく事務的な話し合いはしたかもしれませんが、私に報告するような性質のものではなかつたと思ひます。



○川崎委員 ……あなたはいろいろ否定されておりますが。……ここにこうした歴然たる一つの公的事実というものができて来たのであります。私の手元にもアメリカの下院外交委員会における聴聞会の議事録の抜萃の日本語版がありますが、アメリカ下院外交委員会における議事録の公表によると、アメリカの国防当局並びに相互安全保障本部当局は、五月二十日の下院外交委員会における証言において、相互援助協定の検討がすでに新木駐米大使並びにクラーク極東軍司令官との間に行われ、予備交渉が行われたと公表されておるのである。……いわゆる事務的研究の段階であるというものと、全然これは矛盾して来ると私は思うのであります。MSA援助の資格となる相互援助協定の検討さえ行つたと外交委員会の議事録にあるに對して、MSA問題に對して一切の折衝がないと言われているのは、まるでこれは違うじやないか、……

○岡崎國務大臣 ……あるいはアメリカの軍の組織を御研究なさいましたら、一体日本の駐米大使と日本に駐在する駐留軍の司令官の間にそんな交渉が、政府なり外務省なりを飛び抜けてやれるものであるかどうかということとは、すぐおわかりになると思いますが。……

○川崎委員 ……新木駐米大使並びにクラーク極東軍司令官との間にやられたということは、私はあるいは言葉を飛ばして申し上げたかしらぬが、そういうような人々も関連をしておるといふことであります。従つてももちろんワシントンにあるところの新木大使と、こちらに来ておる者との間に話合いが行われたと

いふことは、それはおかしいかもしれぬけれども、そういうような人々がすでにこれらの問題について関連をしておつて、検討が行われておるといふ公表をされておる。……

○岡崎國務大臣 たとえばクラーク大将であります、クラーク大将が、もし私の知らないような非常な下僚の者と話せばともかくも、私なり、あるいは総理大臣なり、あるいはもつと——かりに外務省でも次官とか局長とか、そういう程度の種類の人と話合いをしたということは全然ありません。

○川崎委員 ……アメリカの下院の本会議は、一昨々日であるか一億一千五百万ドルの対日援助軍事費というものを可決しているじやないか。……日米両国間に交渉があつて、それが一つの形になつて現われ、下院本会議の可決になつて現われ、議事録として、そうしてすでに折衝が開始をされたという以上、岡崎外務大臣の言うことがもしほんとうであるとすれば、アメリカは一方的にMSAを押しつけて来ておるといふことになるじやないか。……昨年以來の経過を見て、これを予備折衝であると思はざるを得ない。……下院外交委員会の議事録の中に、予備交渉を行つて自衛力を強化するために、われ／＼はこれを出すのだ、それが日本再軍備の前提であるといふことを言つておるのであります。こういうことがちやんといわれておるのにかかわらず、……否定する、そういうことではわれ／＼は納得ができないのであります。……言論の自由、報道の自由、これはアメリカの方を私は信用しなければならぬ。元来ならば、日本の外務大臣の言うことを信用してあげたいのだけれども、しかしそうは行かないと思う。……



○岡崎国務大臣 とにかくM S Aを受けるか受けないかというような折衝は、まだどこでもいたしておりません。……

○川崎委員 ……下院外交委員会の議事録というものは、本年の三月から六月まで実に二十七回にわたり相互安全保障法(M S A)延長案の聴聞会を開いたが、というふうに書いてあつて、対日援助に対する議事録は千三百ページに及ぶもので、ダレス国務長官、スタッセン相互安全保障本部長官を初め、政府関係官の発言、下院議員との質疑応答が集録されてある。その内容は第一に、両国間に予備折衝が進んであるということが一つ、M S A適用前に日米相互援助協定の締結の必要なことが述べられており、かつ日本の自衛力が向上すれば米軍は漸次撤退するとかいろ／＼なことが全面にわたつて言われてあるのであります。私が特に今あなたに言つておるのは、予備折衝が行われたことがないというあなたの答弁に対して言つておるのです。……

○岡崎国務大臣 ……ほんとうにないのです。……資料をもらつておることはありません。しかしM S Aを日本で受けるか受けないかということについての交渉は、予備も本折衝も全然やつておらないということでもあります。

○川崎委員 ……そういうことは予備折衝である。向うからいろ／＼な資料をもらつて、それからまた多少これらについての検討をして話し合いをしてあるということまで認めていいですか。こういうことがあれ

ばこれは明らかに予備折衝です。

○岡崎国務大臣 M S Aを日本が受けるか受けないかという問題については、予備的にも本式にも何にもやつておりません。

○川崎委員 そうならばこちらが受入れるということを大体話し合いの基礎として進めておるからこそ、向うは一億一千五百万ドルというものを計上したのだと私は思う。……もしこれがどうしても今事務的研究の段階だ、両方会つているけれども具体的な話し合いはない。それならば私はこんな予算を可決をすることはないと思う。……M S Aに盛り込まれたところの経費というものは、一億一千五百万ドル、わが国の防衛問題に関して重大なる関係がある。昭和二十八年度予算とも重大なる関係がある。……もしこのことが事実であり、あなたは事務研究だと言つておる、向うは予備折衝だと言つておる、予算と重大なる関係があることでもありますから、……事務研究なのか、折衝を行つたのかどうかはつきりしてもらいたい。

○岡崎国務大臣 何べんも繰返すようですが、M S Aを受けるかどうかについて、本式にも予備的にも交渉をいたしたことはまだありません。

○川崎委員 とにかくアメリカにおいては予備折衝がある。そして、今度M S Aを受ける場合において――あなたもそのことは言つておるが、相互安全保障を受ける前に協定を結ばなければならぬ。その検討さえも行われておるのですよ。M S Aの何らかの話し合いがなければこのことは進みませんか。アメリカがアメリカ



カの国民から税金をとつて、一億一千五百万ドルを計上してある。日本がもしこれを何も話合ひがないというならば、どうせ次の国会でこの協定をかけなければならぬけれども、そのときに拒否したらどういふことになる。……

○岡崎国務大臣 今申した通り、交渉してあるならば言つたつてちつとも差支えないものです。……

○川崎委員 ……岡崎外相はMSAを受入れる用意がある、それは条件を整えばというお片づけでありましたが、そういうことになるかと、当然にわが国の防衛計画というものと非常な関連を持つことになります。MSAというものは一年ではない、もつと続くということになれば長期防衛計画というものが必要だと思ひますが、……

○吉田国務大臣 MSAについての交渉はないのでありますから、従つて本体がわからないから、本体のわからないものを母体として日本の防衛計画を立てることはできません。ゆえに私は日本の防衛計画を今日何ら変更する必要を認めない、これははつきり申し上げます。

○川崎委員 保安庁は元来一年間の防衛費を検討するにあたりまして、必然に次の年の計画も検討し、参酌しなければならぬと思う。なぜならば保安隊の装備や施設というものは、一年限りで流動するものは少い。施設や武器にしても相当の年月をもつて生産され、入手され、保存されて行くものと考え。従つて木村保安庁長官はまずこの一、二年の警備計画をどう考えてあるか。……

○木村国務大臣 ……保安隊は増員いたさないつもりであります。ただいかにしてこれを強化するかという問題について日夜苦慮いたしております。それは隊員の必要とする訓練の強化、装備の充実改善をもつてこれに充てたい、こう考えております。それで新しい計画というものは具体的にはまだ立てておりません。……

○川崎委員 ……このMSAというものは、具体化して来るとやはり何といつても日本の自衛力の増強であつて、アメリカ軍の増強でないことは事実であります。保安隊を増強しなければならぬということになつて行くと思ひますが、……

○大村国務大臣 MSAの問題については、私は何ら関知しておりません。ただ私の考えを率直に申し上げますれば、将来、独立国家となつた以上は、みずからの手においてみずからを守るべき体制は整えるべきであらうと考えております。但し、現在の段階においては日本の財政力が許しません。従ひまして日本の財政が許し、また国民の精神力と申しましようか、国民の気持が盛り上つたときに初めて考えらるべき問題とこう考えておる次第であります。

○川崎委員 将来は当然わが国の防衛は自分自身の力でやらなければならぬ、こう申されますが、私もそうだろうと思ひます。よほどの戦乱が起りますれば別であります。平素の体形としては自分の国の力で自分を守らなければならぬというお考えには賛成であります。そういうことが理想であるとするならば当然次



の年次のことを考えます長期の計画というものがなければならぬ。あなたは財政が許さないからそういうことはできないと言われるが、……来年は財政が許さなければもう何にもやらぬ、こういうことですか。

○木村国務大臣 ……現在の情勢におきましてはさような大きな貯蓄を持つことはできませんから、それで隊員は増員いたしません。現在の十一万。ただこれを増強する上において、訓練と装備の拡充強化をもつてこれに充てたい、こう考えて、この方針のもとに今進めておる次第であります。

○川崎委員 先般新聞紙上に出た保安庁の内局の試案なるものは、……将来国内外の治安状況及びわが国の警備力の強化を行うことを想定してあるというのでありますが、木村長官は、このMSA問題を発展すれば、長期防衛計画は当然必要と思わないか。私は、わが国の自衛体制強化のため、当然計上されるこのMSAの経費なるものは、逐年年次計画をもつて日本の自衛体制を強化すべきことが前提となると思うのであります。……

○木村国務大臣 ……MSAを受入れるということになつて、はたしてその条件がどうなるか、これは疑問であります。万一このMSAを日本の国民が受入れるということになり、国会でも審議され、あるいはこれを可決されるようなことになりましたら、この方針に基いてわれ／＼は十分にやらなければならぬ、こう考えております。

○川崎委員 ……去る六月九日、福岡の板付飛行場における会見では、陸軍二十万五千、航空部隊千五百

三十機、ジェット機四百六十機という内容を伝えて天下を震撼したことは、これはもう御承知の通りである。しかるにその後事態の波紋に驚いて、あわてて訂正を試みたり、……今度MSAの問題が表面化して、吉田式自衛力漸増方式というものが限界に来たという感じを受取つたときに、板付飛行場の声明は、いよ／＼あなたがほんとうのことを言つたのだと思つた。……

○木村国務大臣 ……そこで新聞に数字を発表されたようなことは、私は申ししたことはありません。……将来日本の治安情勢の変化によつて、治安力を増加する場合にかように増加すべきものであるかという一応の検討をすることにしておかなければならぬ。しかしこれをほんとうに調査するについては、あるいは経済審議庁、大蔵省あるいは通産省その他各省との関連があるから、これらの省とよく連絡をとつてやらなければきまらないものである。ただ将来のことをおもふんばかつて、自分が見当をつけるために研究させたものである。従つて木村個人の一試案であるのだから、その内容については申し述べることはできぬ、これが真相であります。……

○川崎委員 ……あなたの板付飛行場におけるところの発言はきわめて重大であつて、これは新聞記者が一人で伝えたのではない。全部の新聞記者が伝えておるのだから間違いはないと思うけれども、……もしこの自衛計画がないとするならば——長期計画を立てないとするならば、内閣がその日暮しにわが国の自衛力を進めておるように私には感ぜられるのであります。そうするとそういうプランのないものから、



昨年の防衛費のように四百五十億という繰越しが生れて来る。こういうことでは、……

**○木村国務大臣** ……何分保安隊において使いまするいろいろの器具といひましようか、あるいは車にい  
たしましても、新しい想定をしてつくるだけのものがありません。そこらにありますが、あるいは車に買  
いとるといふわけに参りません。これを試作をし、研究をさせて、そうして万遺憾のないものを使いた  
と思つて、われ／＼は頭をしぼつておるのであります。……国家の費用でありますから十分に研究し  
て、あるいは試作させ、あるいは十分の時間を費して研究をさせておるのであります。そうしてそれに基  
いて、すべて注文をいたしてあります。施設にいたしましても、みなさようなとりはからいをいたして  
あります。従つて時日が遅れるのはいたし方ありません。……

**○川崎委員** ……吉田内閣総理大臣は先般の参議院本会議において、……千四百億ぐらいで軍事費だと言  
えば世界の物笑いになると言われた。……この程度の費用で軍事費だと言へば世界の物笑いになる、これ  
はどこを根拠にしてあるか伺いたい。

**○吉田国務大臣** 各国の軍事費と比較しての話であります。

**○川崎委員** 各国の軍事費と参照してのことであると言つるので、私はここで申し上げたいと思う。本年の  
防衛費は千四百億であります。昨年度の繰越し費用を入れるときには、二〇％に達してあるということ  
は明らかであります。……世界各国の予算と防衛費との関係は、……アメリカでは八百三億ドルのうち四

百六十億ドルで、その比率は五八％、イギリスは十三億七千万ポンドのうち国防費は四億二百四十万ポ  
ンドで三二・五％ということになっております。これに比すれば物笑いになるかもしれませんが、日本の今  
日の国防力からして、これらの国々と同じような軍備を持つことはだれしも考えることはない。……  
…フランスの三兆四千九百八十億フランのうち、一兆二千四百六十億フランということは三六・二％に当  
つてあります。その半分以上日本が使つてある。しかもこのフラン貨と円貨の比率を考えると、す  
にその半額に達してあることは明らかであつて、これはもはや軍備の水準に近づきつつあるということだ  
けは間違いがない。いわんやイタリアの二兆一千三百二十億リラのうち四千六百億リラ、これは二一・六  
％になつてある。ちようどこのイタリアが同じではないか。二一・六％は、国民所得にしてもまた予算の  
規模にしても、リラの価値にしても、従つて軍事費の内容についても、日本とほぼ同様である。しかるに  
イタリアが四十五万の陸海空軍を持つてあるということはMSAがあるからだ、MSAを除いた分は、も  
はやイタリアと同一の水準にあるといつてよく、日本の保安隊の装備がイタリアに劣つてあるということ  
は、MSAの援助が行われていないというだけの相違であつて、これはもう費用の上から当然軍隊といわ  
なければならぬのである。もつとわれわれは材料を出す。オーストラリアは九億二千七百万ポンドに対す  
る一億四十九万ポンドで、これは日本貨にして一億四千万円、今年の予算の繰越し費用を入れないものと  
同じである。そうすると、これは物笑いになるというのは一体どこに根拠があるのか。



○吉田国務大臣 私は物笑いと考える。あなたが物笑いと考えないならば、意見が相違するということになる。

○川崎委員 外国と比較するから、外国の事例を私は述べておるのだ。……数字的根拠なくして世界の物笑いになるというならどういふことか。……日本の国内治安の警察力について補強するものだといつていふ。一体世界のどこで二〇%以上の警察力や警備力を使つていふ国があるか、それがあつたらお教え願いたい。

○吉田国務大臣 ……あした数字を持つて来てあげるから、よくごらんに入れます。

○川崎委員 ……元来M S A 援助は当然自衛力の強化を目標にしておるのであります。現にアメリカ下院において行われた論議のおもなものとつてみますと、M S A 援助は当然日本の自衛力の強化を目標としている。自衛態勢が確立すればアメリカ軍は漸次撤退する。日本の防衛の責任を米国が永久に負担しない。アメリカ陸軍の日本駐屯を永続するよりも、M S A 援助の方が五倍ないし十倍経済的である。日本の防衛は米国が負担するか、日本自身が負担するか以外に道はない。大体これがアメリカ外交委員会において行われておる論議の中心点であります。もつともナッシュ国防次官補が証言したところによると、国防総省が日本に勧告しているのは、日本の自衛態勢ということだけである。日本が自国の島々を守るのに必要と思われる程度の兵力ができることを米国は希望しているのである。……しかし下院議員とダレス長官

初め多くの当局者の問答は全面にわたつて日本の防衛軍、こういう言葉を使つていふ。それから再軍備の促進という文字が使われておつて、もう私はごまかし切れぬ段階に来たのではないかと感ずるのであります。……私は積極的な再軍備論者ではないが、しかし自衛軍を持つことは当然だと思つておつて、これらについて総理大臣は今日どういふお考えでいられるのか、……

○吉田国務大臣 従来の私の方針と何らかわつておることはないといいことを再言いたします。

(安保条約と自衛力) (予算委 七号 二四・二五・二六・二七・二八頁参照)

○武藤委員 ……安保条約の前文によりますと、日本の安全を守るために、アメリカ軍が暫定的に日本に駐留をする、しかしこれはあくまでも暫定的であるからして、日本は漸増的に自衛力を増強する責任があるといふことを言われておる。この漸増的に自衛力を増して行くといふ責任を、どういふふうに果しておるか、……

○吉田国務大臣 漸増という意味合は、米国政府としては、長く米国軍隊を日本に駐留せしめる意思はなく、またせしめたくない。また日本としても同様な考えを持つておるのであります。ゆえに日本の国防あるいは防衛力の漸増によつて、遂に米国軍の駐留を必要とはしないといふ程度まで漸増する。その漸増の計画については、米国との間においては何ら話はないのであります。……

○武藤委員 何も話合ひがないと申しますけれども、安保条約の前文には、明らかに「自国の防衛のため



漸増的に自ら責任を負うことを期待する。」こういうふう書いてございます。これができましてからすでに二箇年になる。何にもしないということは、はなはだおかしいと思うのですけれども、その辺はどういうふうになるのでありましようか、……

○吉田国務大臣 漸増という意味合いは、何も軍艦を持つとか、兵隊を増すとかいうものでなくて、装備の点とか、あるいはまた実質とか、先ほど木村国務大臣からお話したように、訓練によるとかいうように、実質において漸増に努めておるのであります。しかしながら、しからば漸増した結果、米国軍が何年たつたらば引揚げるかということとは、話合いはついておりません。

○武藤委員 ……漸増というのは何も数を増すということじゃないのであつて、装備の点だとか、あるいは訓練の点だとかいうことを充実して行くことが、漸増であるというふうなお話でございます。それでは何を訓練し、何を強化して行くのか、装備を強くして行くんだということは、保安隊のことを言うのだからと思ひますが、そういうふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○吉田国務大臣 その通りであります。但し申し添えますが、終局は米国軍の駐留を必要としないという事態を招来せしめるのが目的なのであります。

○武藤委員 そうしますと、この安保条約の前文に書いてあります文句を、もう一度先の方から念のため読んでみますと、「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待す

る。」「直接及び間接の侵略に対する」とこういうふうなうたつてある。この安保条約の条文に該当するものは、すなわち保安隊であるということになるのでありますか。

○吉田国務大臣 主として保安隊であります。

○武藤委員 そうしますと、今まで保安隊は国内の治安、つまり間接侵略、大規模な騒擾、そういうようなものだけに用いるのであつて、外敵の侵略、いわゆる直接侵略に備えるものではないということ、繰返し々々首相も木村保安庁長官も言われておるのでありますけれども、今のお話はそうではなくて、この自衛力の漸増に該当するものは保安隊である、それは直接、間接の侵略に対する自国の防衛のためである、こういうことになるのであります。今まで繰返された言明と、本日の首相のお言葉とはたいへん違ふようでありますか、……

○木村国務大臣 ……自衛力の漸増は、先刻申し上げました通り、いわゆる物心両面における総合国力をさすものと、われ々には考えております。保安隊の増強もまた自衛力漸増の一方面であると、われ々は解釈しております。そこで安保条約の前文に、直接、間接侵略に対しての自衛力の漸増を期待するということが明白にうたわれておる。これはアメリカ側におけるいわゆる期待であります。この直接、間接侵略に対する防衛力の増強をアメリカで期待するのは、これはもつともであらうと思ひます。しかしこの期待に沿うて日本が直接やれるかと申しますれば、いわゆる直接侵略に対する防衛ということになりますと、



なか／＼容易なことではありません。そこでやはりわれ／＼の現在の考え方としては、やむを得ずアメリカ駐留軍の手によつて直接侵略に備える、そして間接侵略に対しては保安隊をもつてこれに当る、すなわち両々相まつて、日本の防衛のよろしきを得たい、こう考えておる次第であります。……一日も早く日本の国力を回復いたしましたして、みずからの手によつてみずからの国を守る、すなわち直接侵略に対してもこれを守り得る事態の一日もすみやかならんことを期待する次第であります。

○武藤委員 ……これは期待をするとか希望をするとかいう言葉が使われておりますけれども、一応安保条約というのは双務契約である、そういうような意味から申しまして、これは両方ともが同じ立場において了解いたした文句だろうと思うのであります。そうしますと、今吉田首相が言われましたように、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため、漸増的にみずから責任を負うことを期待するという言葉は、両者の了解の上でできたものだとは私は考える。そうしますとこの保安隊というものを、物心両者と言われますが、木村さんのよく言われる自衛力の根幹をなすものであるということになるのではないかと思つてあります。もう一度木村さんから伺いたい。ことにアメリカ軍が外敵の侵略に対するものを受持ち、日本の保安隊が国内治安を受持つと言われますけれども、それならばいつまでそういう形が続くのであるか、いつ保安隊というものが外敵の侵略に対して対抗するようなものに質的に飛躍するのであるか、その時期を伺いたい。

○木村国務大臣 ……保安隊の性格は、保安庁法第四条に明記されております通り、どこまでもわが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するために特別の必要がある場合に行動する部隊となつております。これが保安隊の性格であります。主として国内の平和と治安を維持することを任務としておるのであります。ただこれが一たび外敵の侵入と申しましようか……不幸にして集団暴徒などの侵入して来た場合においては、もとよりアメリカ駐留軍もそれに当るのが当然であります。こういう場合においては、いわゆる間接侵略と直接侵略とは、おそらく同時に起るものであらうと私は思います。すなわちその場合には国内の平和が乱されることは当然でありますから、保安隊もこういう場合に出動することはありません。……憲法改正の時期なんということは考えておりません。直接侵略に対してどういふ計画を立てておるかということは、私らは今そういう計画は立てておりません。

○武藤委員 ……要するに今の保安隊というものが安保条約前文の自衛力漸増というものに、全部であるか一部であるかは別といたしまして、該当するという点においては御異議はございませんか。……

○木村国務大臣 先ほども申しました通り、保安隊は自衛力の一部をなすものには相違ありません。

○武藤委員 ……千四百億ぐらいの保安隊は軍隊ではないのであつて、これを軍隊と言えば物笑いだということを言われて、今非常に議論があつたのでございますが、……総理大臣から、あした資料を持つて来



て、同時に答弁をされるということを確認しておきたいと思っておりますが、……

○吉田國務大臣　むろん資料を出しつばなしにはいたさなつもりであります。しかし日本の防衛費が千四百億、アメリカのごときは十八兆——正確なる数字の記憶はありませんが、明日数字をもつて説明をする。……

○武藤委員　……千四百億ぐらいでは世界の物笑いになるというのでありますけれども、どれぐらいあれば世界の物笑いにならない軍隊と言るのでありますでしょうか。金額を示してもらいたい。

○吉田國務大臣　……アメリカでありましたか、十八兆という数字を出してあるのであつて、それに比べれば千四百億というのはあまりに小さい数字と言わざるを得ないと私は思います。大きな数字と言われれば、それも御意見であるが、私は千四百億は十八兆に比べれば小さな数字である。もし千四百億をもつて軍備ができるというなら、物笑いになるといふのであります。

○武藤委員　それはアメリカはアメリカ、日本は日本でありまして、日本の予算規模から申しまして、多いとか少いかいいうことは言わなければならないと思う。その意味から言つて、一体物笑いにならないという、吉田首相の考えておられる日本の軍備というものは何億ぐらいであるかということをお聞きしたい。

○吉田國務大臣　これはアメリカと比較して考へべきものであり、また日本の予算の何パーセントでもつ

て問題になるべきものではないのであります。たとえば軍艦が何ぞうとか、飛行機が何機とかいふ数字をあげて考へてみれば、千四百億では、軍艦一そうつくつてもそのぐらいはいるのであります。……

○武藤委員　……とにかく参加人員が七千五百人、車両が千三百台、重砲、高射砲三十門以上というようなものでありまして、同じように昔富士山のすそ野で行われました旧陸軍の師団対抗演習である。りつばな攻防戦である。

○吉田國務大臣　見ません。

○武藤委員　……大体保安隊が通過しますと、沿道の住民は皆兵隊と言つて……。保安隊に賛成している人も反対している人も、とにかく兵隊さんと言ふことにはかわりがない。……こういうような、はつきり軍隊といわれているものを、なお吉田さんはこれは軍隊でないといふふうには、いつまで言つて行かれないとするのでありますでしょうか。

○吉田國務大臣　これはいわゆる軍備を持たないという話で、兵隊というのは俗称であるから、ただちにこれが兵備なりということはお私には言えないと思ふ。

○武藤委員　この大演習には米軍も見に来たそうでありまして、台湾の蔣介石のむすこの蔣維国というのですか、少将が来たそうでありまして、いかにこれがほんとうの演習であるかということをお証明するものであります。台湾から日本政府が招聘したのでありますでしょうか。



○木村国務大臣 ……報告によりますると、蔣維国は參觀したそうではありますが、決して招聘したわけでもありません。……アメリカから帰国の途次か何かで寄つてみたということでもあります。はつきり申し上げておきますが、招聘したわけでも何でもありません。

○武藤委員 木村保安庁長官に伺いますが、ああいうふうな演習を、突如大規模にやつたのは、どういう意味でしょうか。これから毎年定期にやるつもりか、それともMSAか何かに関係した示威運動みたいなものでありますか、……

○木村国務大臣 MSAとは全然関係ありません。この演習を施行した理由は、つまり保安隊が持つておきまする装備、編制、この運営をいかにできるか、また訓練がどの程度にまで及んでおるとかということ、実際に試験するために施行したわけでありませう。

○武藤委員 ……保安隊は外敵防衛のためではない、海外に派遣はしない、内乱、騒擾鎮圧のためだといふふうに言つておられますが、……ああいう大規模な方法によつて鎮圧をしなければならぬような暴動なり、騒擾なりが起る組織なり治安状態なりが、日本に今あるのでありませうか。ひとつ具体的に伺いたいと思う。

○木村国務大臣 具体的にどういふ反乱が起り、大擾乱が起るかという御質問であります。それは、われわれは今ただちに起るとは思つておりません。……各国の例を見ましても、不意に大きな反乱、騒擾が

起り、またいわゆる集団暴徒の侵入ということもあるのでありますから、わが国の平和と治安を維持するということ、われわれといたしましては、一番急務だろうと考えております。その観点からいろいろなことを考へて、……ふだんから準備しておきたいと思つて、こういうことをやつておる次第であります。

○武藤委員 ……日本の財政というものは非常に乏しい、その中から二千億も金を出して、……そういう必要があるかないかわからぬものを、われわれは予算をそんなにかける必要はあるまいと思う。……近い将来に起るといふ具体的な治安状態なり組織なりがあるから、そういう立場でやつておるのじやないか。もしそれがないうことならば、これは外敵を相手にして戦うためだ、軍隊だということにならざるを得ないと思ひますけれども、その点をもう一度伺いたい。

○木村国務大臣 ……いろいろな情報もわれわれは入手してやつておるのであります。……不意に起つた場合にどうするか、われわれといたしましては、内地の平和、秩序を維持することが、第一の急務であらうと思ひます。これがくずれましますとき、ほかの施策は何も行われませぬ。……国家のために最も適當、妥當なることとわれわれは考へております。

○武藤委員 ……九州でいろいろ新聞に発表してありますところの、日本の防衛計画というものを……名前は何でもいい、防衛計画でも、警備計画でもいいですし、それが五年でも七年でもいい、ひとつこの点もこの際ぜひ明らかにしてもらいたい……。



○木村国務大臣 ……将来の国内の治安情勢の変化に伴つて、どう警備力を増強すべきかということについて、……これらの計画を立てるにつきましては、ただ保安庁だけではいかぬのであります。ことに経済審議庁あるいは大蔵省、通産省、運輸省、あらゆる部面の人たちと総合して計画を立てなくちゃいかぬのであります。そこで私は、この段階に至る前に、木村個人の一つの見当をつけておく必要がある、そこで事務局に対して、試案を作成させたのであります。これが、不完全なものでありまするが、一応できましたので、私はこれに基いて、将来あるいはできるかもしれないと考へておりまするが、……その際に随行の記者諸君にも言つた。これは試案であるから公表できない、諸君にも見せることはできないと言つて、私は公表しなかつたのであります。従つてこれは庁内の庁議の確定したわけでもありませんから、これは発表することは差控へたい、こう言つたのであります。

○武藤委員 ……千億、二千億の予算を使つておるのであるから、計画を立てるのは当然であつて、なければ怠慢だと思ふ。……吉田さんにも一部提出されたそうでありますけれども、……吉田首相の手に、木村さんから試案が六月四、五日ころ、あるいは五、六日ころに出ておりますかどうか、……

○吉田国務大臣 ……それは私の手に達しましたが、しかしこれは私の主管事項でもなければ、関係省もあるものでありますから、私は見ずに、……関係庁と相談したらよろう、研究させたらよろうと言つたようなわけであります。

○武藤委員 そうしますと、一応お受取りになつたけれども、まあ関係庁でよく調べろということでお渡しになつたわけですか。……いよゝ内閣記者団の立会いのもとで、随行した記者団と対決した結果、あゝいう防衛五箇年計画という表題の言葉は使わなかつた、しかし内容はあの通りであるというふうに言われたそうありまするが、それは事実でありますかどうか、……

○木村国務大臣 ……防衛五箇年計画なるものを策定したということはありません。また防衛五箇年計画なるものを発表した事実はないのであります、新聞記者諸君に対して言つたのは、自分はいわゆる警備計画を立てておるが、それは公表することができない、……新聞記者諸君との対決では、防衛五箇年計画なるものは諸君に発表した事実はない、新聞記者諸君とは話したことはあるが、これは、ある新聞に私の問答が出ております、その問答の一部は事実であるから、私は事実である、こう言つたのであります。……

○武藤委員 内容というのは、陸海空の兵力二十万程度、艦船十数万トン、航空機千数百機、うちジェット機を含む。服務年限二年を三年にするというようなことが明らかに各紙に出ております。……新聞に発表した程度のは出してもらいたい。新聞記者に言うことがどうして国会で言えないのか、……ぜひその程度のは出してもらいたい。

○木村国務大臣 その数字はどこから出たかわかりません。……さような数字を断して申しません。

○武藤委員 これは六月九日の読売にもありますし、六月十日の朝日にも載つておる。……この数字を前



提として、あなたは新聞に出てある内容はあの通りだということ言われて、さらに二十万にするのには徴募制によるほかはあるまいということをつけ加えられたそうだ。一体その徴募制というのはどういうことであるか伺いたいと思う。

○木村国務大臣 徴募制云々は、これは志願制にすると限度があるのであります。そこで現在のあらゆる角度から考えて、十二、三万ならば志願制によつて行けるのであります。それ以上二十万もいるようなことであれば、徴募制にせざるを得ない。そういうことはわれ／＼は考えていないという意味であります。……私の趣旨はそういうものであります。

○武藤委員 ……今触れられたのですが、志願制にするならば、二十万はちよつとむずかしい。これは憲法を改正して徴兵制にしなければなるまいと思うという片隣を示されたのでありますけれども、この年次計画については、どういうお考えでございましたか、……

○木村国務大臣 ……まだ保安庁の庁議としても確定したわけではありません。私は当の責任者でありますから、考えは持つておりますが、この機会において述べることは差控えましょう。……

○武藤委員 ……保安庁の中に制度調査委員会というものがあつてあります。これはいつできましたものですか。

○木村国務大臣 できたのは昨年八月ださうであります。しかしこの制度調査委員会というのは、まづ

たく部内の職員をもつてやつてあるものでありまして、外部のものとは全然関係がないのであります。

○武藤委員 これは初め防衛委員会という名前をつけておつたさうであります。……さうでありませうか、かえたとすればいつかえしましたか。

○木村国務大臣 さようなことはありません。

○武藤委員 構成メンバーは、委員長が増原次長で、委員は官房長、保安局長、その他の幹部、第一幕僚長、第二幕僚長などであるさうであります。……さうでありますか。

○木村国務大臣 委員は増原次長と第一幕僚長、第二幕僚長の三名であります。

○武藤委員 そこで、この制度調査委員会というのは、保安庁の中の一室をとりまして、制度調査委員会という看板を堂々とかけて、二十人からの事務局員を持つておつてやつておるさうですが、……このする仕事を聞きたい。……

○木村国務大臣 ……職員はそんな数ではありません。もつと少いのです。それから研究の内容は、世界各国の治安機構、軍隊等の制度組織及び運営の要領等についての資料を収集して、これを検討して、保安庁の制度及び運営上の参考にするのであります。第二は国の内外に生じた内乱及び大規模の騒擾について、その事例を収集してよくこれを検討し、警備の基本計画の策定に参考にすることです。

○武藤委員 ……この仕事というのは、第一に、予想される内乱や、これに付随して起り得る干渉などの



規模、様相などの想定、研究。第二に、これに対して最小限度の実力をもつていかに対処するかということの警備計画。わが国から見てどの程度の予算を防衛力の漸増に振り向けられるか。第四が、何年くらいで完成できるか。しなければならぬか。こういうようなことも研究されるのではないでしょうか。

○木村国務大臣 研究内容としてそういうことも研究しております。……

(MSA 軍事援助と憲法第九条) (予算委 八号 二・三・四頁参照)

○武藤委員 ……MSAの援助を受ける場合におきましては、あらかじめMSAに関する協定を結ぶ必要があるのでしょうか、それとも今できているところの安保条約に附属する行政協定というふうなものでやるのでありますか、……

○岡崎国務大臣 まだ受ける受けないの交渉をいたしておりませんから、受けた場合にどうなるかということについては、的確なことはもちろん申せないのでありますが、アメリカの法律によりますと、協定を結ぶことが必要であるように思われます。

○武藤委員 そこでこの協定というのは、憲法におきまして、国会の承認を経べき条約ということになるのかどうか、……

○岡崎国務大臣 これもまた今のところは想像以上に出ないのでありますが、おそらくその協定というのは、条約の一種になるものと考えております。

○武藤委員 ……こういうような場合には国会の承認を求めなければなりませんけれども、事前に承認を求めるといふようなことが憲法上の原則でありますし、……事前に承認を得るといふ方法をおとりになるお考えでございますかどうか、……

○吉田国務大臣 いかなる形の条約あるいは協定ができ上がるかわからないことでもありますから、今日においてどうということは申し上げられません。

○武藤委員 ……条約になるという岡崎さんのお話があるのですから、それを引継ぎまして、最高の責任者である総理大臣は、これは事前に出すとか、また出さぬ方針だとか、大体の方針を承りたいのであります。

○吉田国務大臣 これは従来しばしば申す通り、米国の意向がわからないことでもありますからして、仮定の上に今から私がお約束することはできない。

○武藤委員 私は決して仮定ではないと思う。すでにこの日本に対するMSA援助の問題は、アメリカでは国会で議論がされており、実際予算が審議されている。日本の政府といえども、おそらくここ一、二箇月のうちには態度を決定しなければならぬという情勢であろうと思うのであります。……

○吉田国務大臣 私の意見はただいま申しした通り。

○武藤委員 ……条約は国会の承認を得なければならぬものでありますが、もしこのMSAに関する条約というものが軍事援助である……日本の軍備に関するものがあると思はすが、そうなるとその条



約によりまして、国内法である憲法で禁止されておりますところの再軍備の問題を条約によつてきめるといふ形になるのではないかと思つておりますが、……

○岡崎国務大臣 政府としては、憲法その他の法規に違反するような行為はいたすつもりはありません。

○武藤委員 ……御承知の通り憲法第九十八条によりますと、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」かういふことになつておりました、条約といふものは、日本の国内法規と同じように、あるいは国内法規以上にこれを守らなければならないといふことになつておるわけでありませう。そこでこの条約といふものを、軍備に関する条約を結んだとするその条約が国会で承認をされた、そこで条約といふものは効力を生ずるわけでありませう。ところが国会の承認といふものは、御承知の通り過半数でいい、日本の軍備に関するような条約が、国会の過半数で承認をされて、国内法的な効力を持つことになる。ところが一方におきましては、憲法を改正するには、たとえば第九条を改正するにいたしましても、国会の三分の二の多数をもつて、各議院とも決定しなければならぬ、ことに国民審査を経なければならぬというような、一方におきまして嚴重な憲法の改正の要件といふものを規定してある。ところが今言われるように、国会の承認が過半数でいい条約によつて、MSA軍備援助の問題がきめられますと、憲法上の成規の手続によるところの憲法改正といふものをしないで、事実上は条約によりまして軍備をやる、憲法第九条を条約によつて改正するといふ矛盾が出て来るのではないかと思

うのでありますが、……

○岡崎国務大臣 条約は尊重しなければならないのは当然でありますけれども、同時に条約を国内的に執行する場合に、必要があればこれを法律なりその他のものをつくらなければできない場合が多いのであります。……政府としてはただいまのところ憲法を改正するような考えはないといふことを言われておりますから、実質的には憲法改正になるような協定を結ぶことはないのであります。……

○佐藤(達)政府委員 ……学者の間に議論がありまして、お話のような説をとつておる方々もございませう。しかし政府といたしましては、平和、安保両条約以来かね／＼御説明いたしております通り、条約と憲法との関係においては、依然として憲法の方が優越するといふ建前をとつておりますので、御承知おきを願ひます。

○武藤委員 ……MSAの協定によりまして、政府が日本に軍備をするような条約を結ばれましたも、憲法を改正しない限りは、その限りにおいて実行ができないといふ解釈をいたしてよろしいのでありますか、お伺いいたします。

○佐藤(達)政府委員 ただいま申し上げましたところからの結論は、当然さよふになつておられます。

○武藤委員 それからかりに事後にその承認を求めるといふことになりまして、国会の承認が万一得られなかつた場合には、条約の運命はどうなるか。それからまたそれに対する政治的な責任といふものはどう



なるか、この点を伺いたい。

○佐藤(達)政府委員 これもたび／＼出る御疑問でございますが、事前の承認と事後の承認と、一般論的に申しますれば、二つある。事前の承認の場合であれば、国会の承認があればそのまま事後に問題が起らない。事後の承認の場合でありますれば、これはその承認ということによつて、政府としては国会の意思を体して特段のまた努力をしなければならぬ。……

○武藤委員 何か私の質問がおわかりになつていないのじやないか、もう一ぺんひとつ……。

○佐藤(達)政府委員 ……事後の承認という場合は、条約がすでにもう成立してしまつたあとでありませぬ。かりに国会で不承認となさいましても、外との関係その他の関係においては、条約の効力には影響はないわけです。そこで政府が責任を持つて結んだ条約に対して、国会が不承認の意思を表明されたという場合には、国会の意思を体して、条約の改訂を申し入れるなりあるいは廃案の努力をするなりというような措置をとる責任が出て来るということ、下手な口で申し上げたのであります。

○武藤委員 憲法に抵触するような、日本の再軍備に関するような条約は結ばぬというお話でございますが、……必ずしもその通りに受取れないのであります。自衛のための戦力は、いわゆる憲法違反ではないという説は、傾聴に値するということを言われたそうであります。これはどういう意味でありますか、……

○木村国務大臣 自衛のために戦力を持つていふことができるかどうかという議論は、前々から行われておるのであります。しかし自衛のためなれば、戦力を持つことは可能であるという議論があるのであります。……

○武藤委員 ……憲法改正というのは非常にうるさい、手続もめんどうだし、国民も反対が多い。そこで日本は、MSAの関係その他で好むと好まざるとにかかわらず再軍備をしなければならぬ、そこでこれはひとつ憲法改正しないでも、自衛のための軍備ということで軍備はできるのだという説をだん／＼大きく育てて行くために、この際その前ぶれとして言つたのではないか……

○木村国務大臣 さような意図を持つて申したではありません。……雑談の末、自分の見解として申したのであります。

○武藤委員 最近非常に違憲問題が多いと思つて申すけれども、……そこで憲法改正のための問題その他いろいろありますが、とにかく違憲問題に関する手続というものをひとつ明確にする。最高裁判所に違憲裁判所としての性格を与えよとか、……昔のような裁判専門の普通裁判所の最高裁判所、大審院のようなものにするというようなことに、もつと考慮しなければ、いつまでたちましても憲法の最高法規としての権威が保てないのではないかと思つても、こういう点についての法務大臣の御意見を伺いたし。



○佐藤(達)政府委員 ……最高裁判所のとつた態度そのものに対しては、政府といたしましては御批評することを差控えるべきだと思います。ただ、考え方の根本といたしましては、ただいまも御示唆の点は、憲法改正の問題としての一つの要点にはなるであろう。何となれば、ヨーロッパあたりの憲法の中には、そういうような権限を与えてある憲法裁判所というようなものを設けておるところもありますから、これは一つの考え方にはなろうと思えますけれども、三権分立の本来の建前からいいますと、このことは深く考えないと、たとえば立法権でも、行政権でも、司法権に対する関係においては相当問題を伏藏してあるということをお私に考えております。

(条約と憲法) (予算委 八号 五・六頁参照)

○横路委員 ……先ほど岡崎外務大臣はMSAの問題について、アメリカの法律によれば協定を結ぶ必要がある、それは条約の一種であると言われた。MSAとの関連において、もし軍事援助がその中に入つておつて、再軍備を強化する方向に行つたときにどうかという武藤委員の質問に対して、あなたは憲法を優先するとお答えになつてある。そのあと重ねての質問に対して、憲法は優先するが、その再軍備を必要とするような軍事援助に關しての条約が国会において事後に承認を求められた際に、国会がこれを不承認とすることになつたときには、内閣としてはその關係国に対して改訂、破棄の努力をすべきである、従つてその条約は有効であるという答弁をしてある。この考え方は先ほどの憲法は優先すべきであるという観点

からすれば矛盾である。軍事援助あるいは再軍備を内容とした条約が国会において不承認という場合においては、当然条約は無効である。それが憲法優先の建前である。あなたの答弁は法制局長官としてどうかと思われる。……この点明快に御答弁願いたい。

○佐藤(達)政府委員 ……MSAの問題とかいう具体的な問題を離れまして、……不承認の例において申し上げましたのも、その不承認の理由が憲法違反の理由によるのか、政策上好ましくないという理由によるのか、いろいろ理由があり得るわけでありませう。およそ国会が、事後の承諾に対して不承認という意思を表明された場合に、どういう効果を生ずるかということをお申し上げたのであります。その点から、しかばその場合に憲法違反の内容であつたかどうかという点が出て来るわけでありませう。それは矛盾してあるのではないかというお尋ねでありますけれども、……政府が、憲法第九十八条でなしに第九十九条すなわち國務大臣も国会議員も憲法を厳守する義務があるという趣旨に従つてこれを結ぶべきものでありますから、よもや憲法違反の内容の条約ができるはずはないと考えておるわけでありませう。ただ万一の場合にどうだということになると、これは学者の間に非常に議論があります。すなわち条約は国内だけの關係の面と、外国との關係の面がありますから、この關係をどういふふうにさばいて行くかという問題がございますけれども、……他の適當な機会に……

○横路委員 ……國務大臣は憲法に違反するような条約はおそらく締結しないであらうという仮定の上に



立つて話されることについては、はなはだ遺憾なんです。今私たちがここで問題にしていることは、アメリカの国会で明確になつてゐる。日本に対する軍事援助費がおそらく一億一千五百万ドル以上のものであるということは明確だ。しかも相互安全保障法の五百十一条の中で六項目にわたつて、アメリカとの間のいわゆる相互援助規定というかそういうものの中で、明確に義務を履行しなければならぬ。……憲法に抵触する再軍備、そういうものを含むところの条約を今の政府が国会に事後において承認を求めて、国会が不承認となつた場合においては、当然憲法に抵触する。すなわち再軍備に関しては明確に規定してゐるのだから、憲法に抵触する。そういう条約については、政府が結んだ事後において、国会が不承認ときまれば、当然この条約は無効である。こういう点については私はお尋ねしてゐる。……

○佐藤(達)政府委員 ……岡崎外務大臣はM S Aの向うの法律の解釈からいつて、相互援助を受ける場合には一つの協定が必要であつて、その協定は多くの場合条約の形になるであろうという趣旨で、一般論として申されたものと私は聞いておつたのであります。日本がその援助を受ける、そうして日本がその当事者として条約を結ばねばなるまいというふうに仰せられたこととは私どもの耳には響きませんでしたから、抽象論を申し上げたわけでありませぬ。

○横路委員 ……そういう条約に関しては、明らかに憲法が優先すると答えてゐる。……岡崎外務大臣もその点については、明らかにアメリカの法律によつて協定を結ぶ必要がある、しかも条約の一種だから国

会の承認を必要とするのだと答弁してゐる。……この軍事援助を含んで来ることは、明らかに日本に対する再軍備をより強化する方向になるだろう。従つてこういう条約、すなわち憲法第九条に抵触するような条約は、当然吉田内閣としては事前に国会の承認を求めなければならぬけれども、今までのやり方で、事前の承認ということについてはおそらく不可能かもしれぬ。だから事後にこれを求めた場合において、国会が不承認とした場合においては、……内閣が当然改訂破棄に努力すべきだというのが、われ／＼はその条約は無効であると考えてゐる。……

○佐藤(達)政府委員 ……学者の学術討論でありますれば、さようなことについて私ども客観的のお答えができると思ひますけれども、政府が条約の当事者となつて、そうして私は政府の法制局長官として、政府のやることは寸毫たりとも憲法に違反しないようにという大きな責任を持つてやつてゐるわけでありませぬ。

その場合を仮定しての御質問ということは、非常に私としてはつらいことであります。……

○武藤委員 ……政府がM S Aその他に関して条約を結びまして、それが不承認になつた場合について議論をされてゐるわけでありませぬ。そうではなくて、政府がM S Aに関して軍事援助的な、日本が軍隊を持たなければならぬような責任を負う協定なり条約なりができて、その条約が過半数によつて国会の承認を得た場合、憲法を改正しないでも憲法を改正したと同じ結果になつて、日本が軍備をその条約によつて